

令和 6 年度
沖縄県産業廃棄物実態調査報告書
(令和 5 年度実績)

令和 7 年 3 月

沖縄県環境部 環境整備課

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
1. 調査対象期間	1
2. 調査対象廃棄物	1
3. 調査対象業種	2
4. 調査対象区域	4
5. 発生・排出及び処理・処分状況	5
第3節 調査の方法	7
1. 調査方法の概要	7
2. 標本調査について	8
第4節 調査結果の利用上の留意事項	11
1. 産業廃棄物の種類の区分について	11
2. 委託中間処理後の残さ量について	11
3. 建設業の地域別発生量について	11
4. 単位と数値に関する処理	11
第5節 標本抽出・回収結果	12
第2章 産業廃棄物の現状	14
第1節 動物のふん尿を除く調査結果の概要	14
第2節 発生・排出状況（動物のふん尿を除く）	15
1. 種類別の発生・排出状況	15
2. 業種別の発生・排出状況	16
3. 地域別の発生・排出状況	17
第3節 処理・処分状況（動物のふん尿を除く）	18
1. 処理・処分状況の概要	18
2. 自己中間処理状況	20
3. 委託処理状況	21
4. 資源化、再生利用状況	22
5. 最終処分状況	24
第4節 業種別の発生・排出及び処理・処分状況（排出量が1千トン以上の業種）	25
1. 農業・林業（動物のふん尿を除く）	25
2. 建設業	26
3. 製造業	27
4. 電気・水道業	28
5. 情報通信業	29
6. 運輸・郵便業	30
7. 卸・小売業	31
8. 宿泊・飲食サービス業	32
9. 医療・福祉	33
10. サービス業	34

第5節 特別管理産業廃棄物	35
1. 発生・排出状況	35
2. 処理・処分状況	36
第6節 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）	38
1. 搬出量の移動状況	38
2. 委託処理量の移動状況	39
 第3章 産業廃棄物の推移と将来予測	40
第1節 前回調査との比較	40
1. 発生・排出状況の比較（動物のふん尿を除く）	40
2. 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）	43
第2節 沖縄県廃棄物処理計画目標値との比較	44
1. 排出量	44
2. 再生利用量	44
3. 最終処分量	44
4. 中間評価	44
第3節 発生、排出及び処理・処分状況の将来予測	45
1. 将来予測の方法	45
2. 発生量の将来予測（動物のふん尿を除く）	46
3. 排出量の将来予測（動物のふん尿を除く）	47
4. 処理・処分状況の将来予測（動物のふん尿を除く）	48
第4節 最終処分場の残余容量の推計	49
1. 令和5年度の最終処分場の残余容量	49
2. 最終処分量の将来予測	49
3. 最終処分場の残余容量と残余年数の推計	50
 第4章 意識調査結果	52
第1節 回答結果	52
第2節 調査結果のまとめ	52
1. 産業廃棄物等の発生抑制（リデュース）の取組状況について	52
2. 産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の取組状況について	55
3. 産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況について	58
4. 電子マニフェストの使用について	61
5. 将來の排出量の見込みについて	65
6. その他自由意見	66
7. 産業廃棄物処理の状況等について	68
8. 産業廃棄物税の導入について	74
9. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について	75
10. 産業廃棄物税の制度について	81
11. 産業廃棄物税の広域的導入について	83
12. 産業廃棄物税の税収使途について	86

13. 産業廃棄物税に関する意見	87
第5章 産業廃棄物税導入について	89
第1節 税導入前後の排出量及び処理・処分状況（動物のふん尿を除く）	89
1. 排出量	90
2. 再生利用量	91
3. 最終処分量	91
第2節 税導入の影響・効果	92
1. 税導入の影響	92
2. 産業廃棄物量の推移に見る効果	93
3. 税収使途事業による効果	94
4. 事業者の意識と取組に対する効果	94
統計表	96
調査票様式	206

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

本調査は、令和5年度の沖縄県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、これら産業廃棄物の将来予測を行うことによって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第5条の5に定める廃棄物処理計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

第2節 調査に関する基本的事項

1. 調査対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）とし、表1-2-1に示す分類に区分した。なお、これら産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、廃棄物の性状に応じて細区分し、分類が困難な廃棄物（感染性産業廃棄物、建設混合廃棄物、シュレッダーダスト等）については、「その他産業廃棄物」として捉えた。

表1-2-1 調査対象廃棄物（その1）

産業廃棄物の分類	
() 内は、細区分。	
①燃え殻	
②汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）	
③廃油（一般廃油、廃溶剤、その他）	
④廃酸	
⑤廃アルカリ	
⑥廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）	
⑦紙くず	
⑧木くず	
⑨纖維くず	
⑩動植物性残さ	
⑪動物系固体不要物	
⑫ゴムくず	
⑬金属くず	
⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	
〔注：本報告書では「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」と略した〕	
⑮鉱さい	
⑯がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他）	
⑰ばいじん	
⑱動物のふん尿	
⑲動物の死体	
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの	〔注：本報告書では「コンクリート固化物」と略した〕
※上記の種類に分類できない廃棄物等は「その他産業廃棄物」とした。	

表 1－2－1 調査対象廃棄物（その 2）

特別管理産業廃棄物の分類
①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
②廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
③廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
④感染性廃棄物
⑤廃石綿等
⑥特定有害廃棄物（廃石綿等を除く）

また、調査に当たって、有償物・副産物、発生時の廃棄物の種類等については、下記に示す取り扱いをした。

- (1) 法令上は廃棄物とされていないもの、いわゆる有償物（事業場内等で生じたものであって、中間処理されることなく、他者に有償で売却したもの及び他者に有償で売却できるものを自己利用したもの）については、今後の社会情勢等の変化によつては産業廃棄物となる可能性があるため、調査対象とした。
- (2) 紙くず、木くず（木製パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を除く）、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物は、廃棄物処理法で産業廃棄物となる業種（動物系固形不要物は、と畜場及び食鳥処理場に限る）が指定されており、指定された業種以外で生じた上記廃棄物については、事業系一般廃棄物となるため、原則として調査対象から除外した。
- (3) 下水道または公共用水域へ直接放流することを目的として事業場内で、酸性またはアルカリ性を呈する廃水を中和処理（一般的な廃水処理）している場合は、中和処理後に生じた沈殿物（汚泥）を発生時の産業廃棄物として捉え、中和処理前の酸性またはアルカリ性廃水は、調査対象から除外した。
- (4) 事業場内で産業廃棄物を焼却処理した後に生じる燃え殻、ばいじんについては、焼却処理前の産業廃棄物の種類（発生時の種類）で捉えた。

3. 調査対象業種

調査対象業種は、「日本標準産業分類（総務省）平成25年10月改訂版」の業種区分を基本とし、表1－2－2に示す業種を調査対象とした。

なお、統計表については、巻末の統計資料に示すとおりである。

表 1－2－2 調査対象業種

業種名	略称
農業、林業	農業・林業
漁業	漁業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業（家具を除く）	木材
家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報通信機器
輸送用機械器具製造業	輸送用機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業
電気業（火力発電所）	電気業
ガス業（ガス製造所）	ガス業
上水道業（浄水場）	上水道業
下水道業（下水処理場）	下水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業、郵便業	運輸・郵便業
卸売業、小売業	卸・小売業
金融業、保険業	金融・保険業
不動産業、物品賃貸業	不動産・物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	専門・技術サービス業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業
教育、学習支援業	教育・学習支援業
医療、福祉	医療・福祉
複合サービス事業	複合サービス事業
サービス業	サービス業
公務	公務

4. 調査対象区域

調査対象区域は、沖縄県全域とした。なお、本調査では産業廃棄物の発生等の地域特性を把握するため、県内を表1-2-3に示す6地域に区分した。

表1-2-3 調査対象地域区分表

地 域 名	市 町 村 名
北部地域	名護市、 国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、 恩納村、宜野座村、金武町、伊江村） 島尻郡A（伊平屋村、伊是名村）
中部地域	沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、 中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町）
南部地域	糸満市、豊見城市、南城市、 島尻郡B（与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、 渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、 南大東村、北大東村）
宮古地域	宮古島市 宮古郡（多良間村）
八重山地域	石垣市 八重山郡（竹富町、与那国町）
那覇市域	那覇市

5. 発生・排出及び処理・処分状況

調査の集計・推計結果は、図1-2-1に示す発生・排出及び処理・処分状況の流れ図にとりまとめた。

なお、この流れ図に用いた各項目の定義については、表1-2-4に示すとおりである。

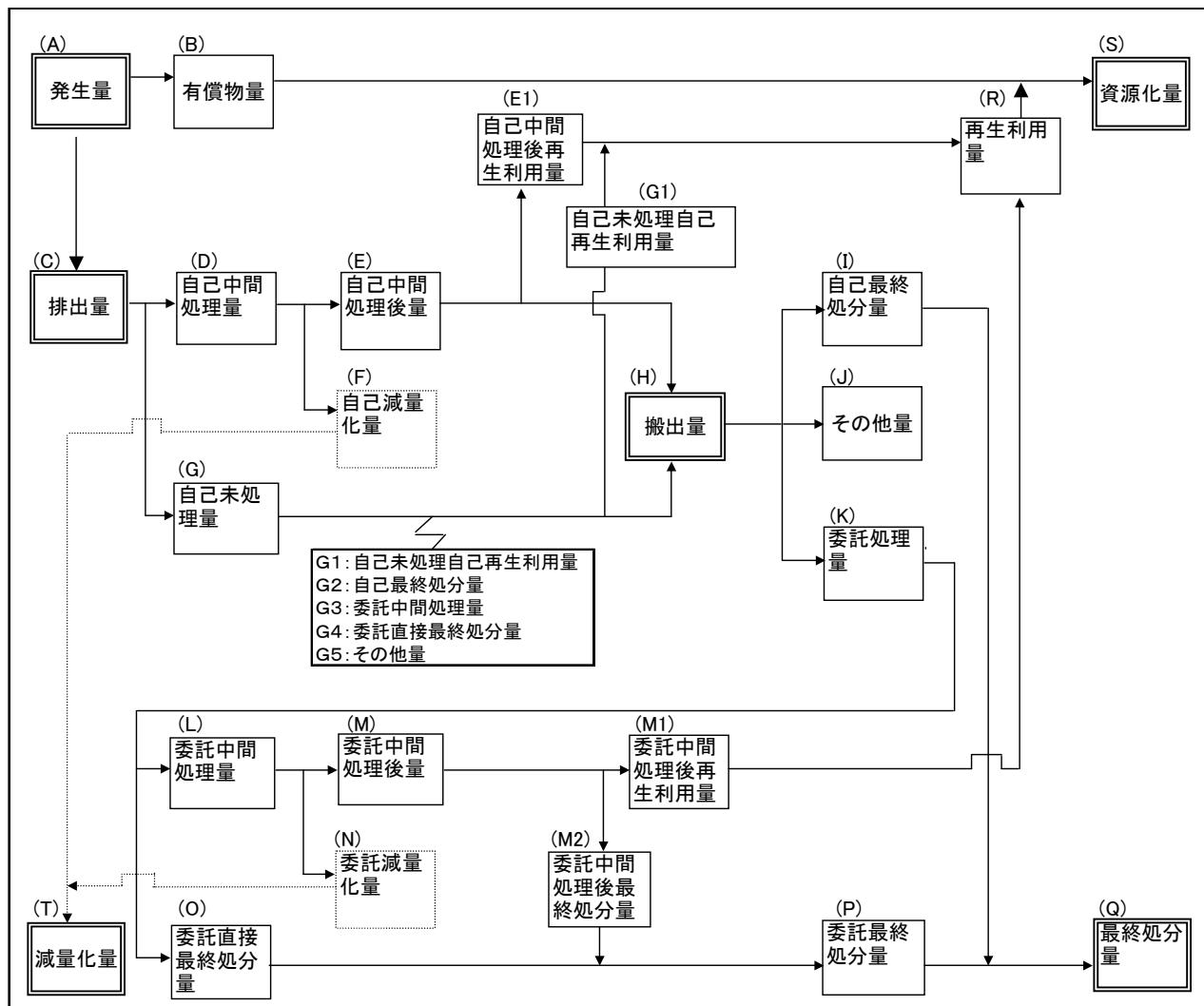


図1-2-1 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図

表 1－2－4 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図に関する用語の定義

項目	定義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む）
(C) 排出量	発生量のうち、有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	排出量のうち、排出事業者自らが中間処理した廃棄物量で処理前の量
(G) 自己未処理量	排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己未処理自己最終処分量	自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分した量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理した量
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) 自己未処理その他量	その他量のうち、自己未処理のその他量
(E) 自己中間処理後量	自己で中間処理した後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後量のうち、自ら利用し、または他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	自己中間処理量から自己中間処理後量を差し引いた量
(H) 搬出量	自己最終処分量、その他量及び委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	事業場内等に保管されている量等
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を他者に委託した量
(L) 委託中間処理量	委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	委託中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用しましたは他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	委託中間処理量から委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者または処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	有償物量と再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者または処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1. 調査方法の概要

本調査は、郵送によるアンケート調査と県保有の既存資料に基づく資料調査を基本としており、アンケートによって回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容（集計値）と産業廃棄物の発生量に関連した指標（活動量指標：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行うものである。ただし、アンケート調査結果については、多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画実施状況報告書により補完を行った。

なお、調査にあたっては、発生事業場（業種）の特性等を勘案し、表1-3-1に示す調査方法を基本とした。

表1-3-1 調査方法

業種	調査方法			備考
	全数調査	標本調査	資料調査	
農業			○	動物のふん尿、動物の死体、農業用廃プラスチック類を調査対象廃棄物とし、既存資料を用いて調査する。
林業		○		
漁業		○		
鉱業		○		
建設業		○		
製造業		○		
電気・水道業	○			関係部局の名簿等を基に、火力発電所、ガス製造所、浄水場、下水処理場を全数抽出し、すべての施設より回答を得ることを原則とする。 このため、活動量指標を用いた原単位による推計は行わず、アンケートで集計した発生量及び処理状況の実績量をそのまま用いる。
情報通信業		○		
運輸・郵便業		○		
卸・小売業		○		
金融・保険業		○		
不動産・物品販貸業		○		
専門・技術サービス業		○		
宿泊・飲食サービス業		○		
生活関連サービス業		○		
教育・学習支援業		○		
医療・福祉		○		
複合サービス事業		○		
サービス業		○		
公務		○		自衛隊、県庁、市役所

注 1)全数調査とは、産業廃棄物の発生量及び処理状況の実態をより正確に把握するため、特定の業種あるいは事業所等を調査対象として全数を抽出・回収し、その発生量及び処理状況の実績量を把握する方法。

注 2)標本調査とは、標本調査対象業種に分類される事業所から一部の調査事業所を抽出し、抽出された排出事業所からのアンケート調査に基づいて産業廃棄物の実態を把握する方法。

注 3)資料調査とは、関係部局等が調査した発生原単位等の資料を用いて発生量等の実績量を把握する方法。

2. 標本調査について

(1) 標本抽出方法

標本調査の抽出は、事業所母集団データベースを基に、業種別、従業者規模別等に事業所を層別し、これらの各層ごとに行うこととした。

表 1－3－2 標本抽出方法

業種	標本抽出方法等
林業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 10人以上は全数抽出 従業者 10人未満は無作為抽出
漁業	
鉱業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 5人以上は全数抽出 従業者 5人未満は無作為抽出
建設業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 資本金 3千万円以上は全数、資本金 3千万円未満は無作為抽出 県外に本社を有する大手企業（ゼネコン）については、建設業協会名簿より抽出
製造業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30人以上は全数抽出 従業者 30人未満は無作為抽出
電気・水道業	既存資料から、火力発電所、ガス製造所、浄水場、下水処理場を全数抽出
情報通信業	
運輸・郵便業	
卸・小売業	
金融・保険業	
不動産・物品賃貸業	
専門・技術サービス業	
宿泊・飲食サービス業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 50人以上は全数抽出 従業者 50人未満は無作為抽出
生活関連サービス業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30人以上は全数抽出 従業者 30人未満は無作為抽出
教育・学習支援業	
医療・福祉	既存資料から、病院、公共関係の保健所を全数抽出 事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 50人以上は全数抽出 従業者 50人未満は無作為抽出
複合サービス事業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30人以上は全数抽出 従業者 30人未満は無作為抽出
サービス業	
公務	既存資料から、自衛隊、県庁、市役所を抽出

(2) アンケート調査項目

調査票の項目や形式は、業種による産業廃棄物の発生及び処理・処分状況等の特性を考慮し、①建設業、②鉱業、製造業、電気・水道業、専門・技術サービス業、③医療・福祉、④林業、漁業、情報通信業、卸・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、⑤運輸・郵便業、サービス業のうち自動車の整備を行う業種の5種類とした。

なお、調査票の項目及び形式は、巻末の調査票様式に示すとおりである。

(3) 発生原単位の作成と調査対象全体の発生量の推計方法

1) 発生原単位の算出

発生原単位とは、活動量指標単位当たりの産業廃棄物発生量を示すものであり、アンケート調査によって得られた標本の業種別、種類別の集計産業廃棄物量と、業種別の集計活動量指標から、図1-3-1に示すA式によって算出する。

2) 調査対象全体の発生量の推計方法

1)で算出された発生原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、図1-3-1に示すB式によって調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

①発生原単位の算出

$$A\text{式} \quad \alpha = W / O$$

α : 産業廃棄物の発生原単位
 W : 標本に基づく集計産業廃棄物発生量
 O : 標本に基づく集計活動量指標

②調査対象全体の発生量の推計方法

$$B\text{式} \quad W' = \alpha \times O' \quad W' : \text{調査当該年度の推計産業廃棄物発生量}$$

O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図1-3-1 発生原単位と発生量の推計方法

3) 活動量指標

母集団（県全体）の推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1－3－3 業種別の活動量指標

業種	活動量指標	出典
林業		
漁業	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
鉱業		
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告
製造業	製造品出荷額等	経済構造実態調査（経済産業省）
情報通信業		
運輸・郵便業		
卸・小売業		
金融・保険業		
不動産・物品賃貸業		
専門・技術サービス業		
宿泊・飲食サービス業		
生活関連サービス業		
教育・学習支援業		
医療・福祉	病床数	医療施設調査病院報告書
	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
複合サービス事業		
サービス業	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）

第4節 調査結果の利用上の留意事項

本調査結果を利用する際の留意事項については、以下のとおりである。

1. 産業廃棄物の種類の区分について

本報告書では、産業廃棄物の種類を次に示す3段階で設定し、表記している。

1段階	発生時点の種類
2段階	排出事業場で中間処理され、変化した処理後の種類 例1：木くず→（焼却）→[燃え殻] 例2：廃酸 →（中和）→[汚泥] 注）1段階時点の種類と事業場の中間処理方法を用いて推定した。
3段階	委託中間処理により、変化した処理後の種類 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

なお、解析等の都合上、中間処理後も廃棄物の種類を変化させずに集計した場合（例：発生時の種類のまま；木くず→（焼却）→木くず）は、図表中に「種類別：無変換」と表記した。

2. 委託中間処理後の残さ量について

委託中間処理後の残さ量は、アンケートの回答結果を用いることを原則とした。なお、残さ量の回答が無いものについては、産業廃棄物の種類ごとに、委託中間処理方法による残さ率から電算処理を行い算出した。

3. 建設業の地域別発生量について

建設業における地域別の産業廃棄物の発生量については、アンケートで得られた工事現場ごとの発生量の割合を基に、県全体の推計値を按分することにより算出した。

4. 単位と数値に関する処理

（1）単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを明らかにするため、図表の単位は「千t／年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」で記述している。

（2）報告書における数値の処理

本文に記載されている千トン表示及び構成比（%）の数値は、トン単位で算出しているため、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

なお、本文の図表及び巻末統計表の空欄は、該当値がないものを示す。

第5節 標本抽出・回収結果

沖縄県内に所在する総事業所数 66,119 件（事業所母集団データベース）から、産業廃棄物の発生が見込まれる業種を中心に調査対象事業所（母集団）26,766 件を設定した。

このうち、業種の特性、規模別の特性等を考慮して、業種別、従業者規模別の抽出率を基に 4,181 件（抽出率 15.6%）を抽出し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は、1,137 件（回収率 28.5%）で、このうち廃業及び休業（建設業においては、元請工事がない場合）している事業所の調査票等を除いた有効調査票は、783 件となっている。

回収された調査票から集計された廃棄物量は 1,063 千トンとなっており、原単位法により推計された廃棄物量 1,862 千トンに対する捕捉率は 57.1% である。

標本の抽出及び回収結果は表 1-5-1 に、指標カバー率と捕捉率は表 1-5-2 に示すとおりである。

表 1-5-1 標本抽出・回収結果

	(A) 調査対象事業所数	(B) 抽出事業所数	(C) 抽出率 (B) / (A)	(D) 回収事業所数	(E) 宛先不明等	(F) 回収率 (D) / ((B)-(E))	(G) 有効調査票数
合計	26,766	4,181	15.6%	1,137	195	28.5%	783
林業	13	8	61.5%	3	0	37.5%	1
漁業	44	25	56.8%	7	0	28.0%	2
鉱業	22	21	95.5%	6	0	28.6%	2
建設業	2,637	1,138	43.2%	330	83	31.3%	235
製造業	1,297	1,139	87.8%	293	34	26.5%	198
電気・水道業	56	56	100.0%	39	1	70.9%	31
情報通信業	823	201	24.4%	50	31	29.4%	19
運輸・郵便業	845	361	42.7%	97	19	28.4%	34
卸・小売業	5,976	387	6.5%	73	10	19.4%	66
金融・保険業	520	12	2.3%	3	0	25.0%	2
不動産・物品販貸業	997	46	4.6%	7	0	15.2%	3
専門・技術サービス業	1,099	85	7.7%	32	3	39.0%	21
宿泊・飲食サービス業	3,566	187	5.2%	18	7	10.0%	16
生活関連サービス業	1,053	31	2.9%	6	2	20.7%	3
教育・学習支援業	1,436	9	0.6%	4	0	44.4%	2
医療・福祉	4,737	216	4.6%	104	1	48.4%	98
複合サービス事業	204	34	16.7%	12	0	35.3%	5
サービス業	1,425	209	14.7%	44	4	21.5%	38
公務	16	16	100.0%	9	0	56.3%	7

表 1－5－2 指標力バー率と捕捉率

	(G) 集計活動量指標	(H) 母集団の 活動量指標値	(I) 指標力バー率 (G) / (H)	(J) 集計廃棄物量 <t>	(K) 推定廃棄物量 <t>	(L) 捕捉率 (J) / (K)
合計	98,404	500,860	19.6%	1,063,294	1,861,864	57.1%
林業	40	137	29.2%	3	10	29.2%
漁業	257	321	80.1%	3	4	80.1%
鉱業	45	359	12.5%	4	32	12.5%
建設業	20,995	102,542	20.5%	99,725	380,704	26.2%
製造業	14,604	47,461	30.8%	194,727	616,062	31.6%
電気・水道業	—	—	—	757,908	825,057	91.9%
情報通信業	6,835	13,661	50.0%	357	1,943	18.4%
運輸・郵便業	16,859	27,518	61.3%	1,100	1,227	89.6%
卸・小売業	10,037	103,524	9.7%	3,046	21,799	14.0%
金融・保険業	1,272	3,849	33.0%	14	42	33.0%
不動産・物品販貸業	448	3,986	11.2%	51	456	11.2%
専門・技術サービス業	1,109	2,403	46.2%	213	260	81.7%
宿泊・飲食サービス業	2,975	66,700	4.5%	399	1,444	27.7%
生活関連サービス業	50	2,915	1.7%	3	175	1.7%
教育・学習支援業	900	4,094	22.0%	39	175	22.0%
医療・福祉	12,820	102,260	12.5%	3,725	7,630	48.8%
複合サービス事業	336	1,905	17.6%	12	39	30.0%
サービス業	1,347	4,001	33.7%	1,566	4,366	35.9%
公務	7,476	13,224	56.5%	400	437	91.6%
(活動量指標の内容) 建設業:元請完成工事高(単位:千万円) 製造業:製造品出荷額(単位:千万円) 医療・福祉のうち、病院:病床数(単位:床) その他の業種:従業者数(単位:人)						

第2章 産業廃棄物の現状

第2章 産業廃棄物の現状

令和5年度の沖縄県内における産業廃棄物の発生・排出及び処理・処分状況は、以下のとおりである。

第1節 動物のふん尿を除く^{注1)} 調査結果の概要

令和5年度の1年間に沖縄県内で生じた産業廃棄物等の発生量（動物のふん尿を除く）は1,865千トン^{注2)}であり、有償物量の128千トン（発生量の6.9%）を除いた排出量は1,737千トン（93.1%）となっている（図2-1-1）。

排出量のうち、脱水や焼却など中間処理された量は1,538千トン（排出量の88.5%）、中間処理を経ず直接再生利用された量は144千トン（8.3%）、直接最終処分された量は54千トン（3.1%）等となっている。一方、中間処理による減量化量は812千トン（46.8%）で、再生利用量は824千トン（47.5%）、最終処分量は98千トン（5.6%）となっている。

発生量ベースで処理・処分状況を捉えると、中間処理によって812千トン（発生量の43.5%）が減量化、824千トン（44.2%）が再生利用され、結果的に98千トン（5.2%）が最終処分されている。なお、事業場内での保管等その他量は、未処理及び中間処理後を合わせて2千トン（0.1%）となっている。

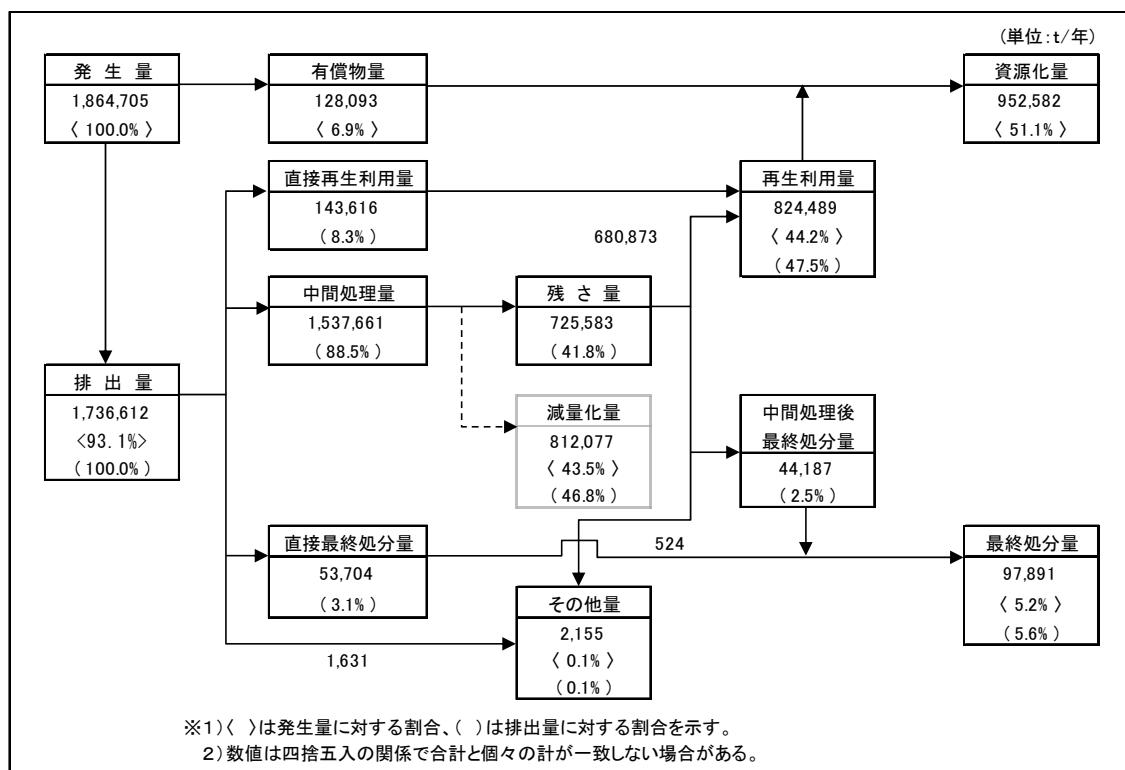


図2-1-1 発生・排出及び処理・処分の状況（動物のふん尿を除く）

注1)「動物のふん尿」の取り扱いについて

農業から発生する産業廃棄物には、動物のふん尿、動物の死体、農業用廃プラスチック類などがある。このうち、動物のふん尿については、本県の種類別排出量では最も多く第1位を占めているが、その処理状況は他の産業廃棄物とは異なり、堆肥化処理や農地・牧草地への還元等が主体で、中間処理、最終処分といった処理体系を用いて区分することが難しい。このため、本節「第1節 動物のふん尿を除く調査結果の概要」以降では、動物のふん尿を除いて取りまとめた。

注2) 発生量 1,864,705 t は、推定廃棄物量 1,861,865 t と、農業の資料調査結果 2,840 t の合計値。

第2節 発生・排出状況（動物のふん尿を除く）

1. 種類別の発生・排出状況

種類別の発生・排出状況は、図2-2-1～3に示すとおりである。

発生量(1,865千トン)を種類別にみると、汚泥が905千トン(48.5%)で最も多く、次いで、動植物性残さが266千トン(14.3%)、がれき類が256千トン(13.8%)、ばいじんが86千トン(4.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが85千トン(4.5%)等となっており、これら5種類で発生量の85.7%を占めている。

排出量(1,737千トン)を種類別にみると、汚泥が901千トン(51.9%)で最も多く、次いで、がれき類が256千トン(14.7%)、動植物性残さが189千トン(10.9%)、ばいじんが86千トン(5.0%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが85千トン(4.9%)等となっており、これら5種類で排出量の87.4%を占めている。

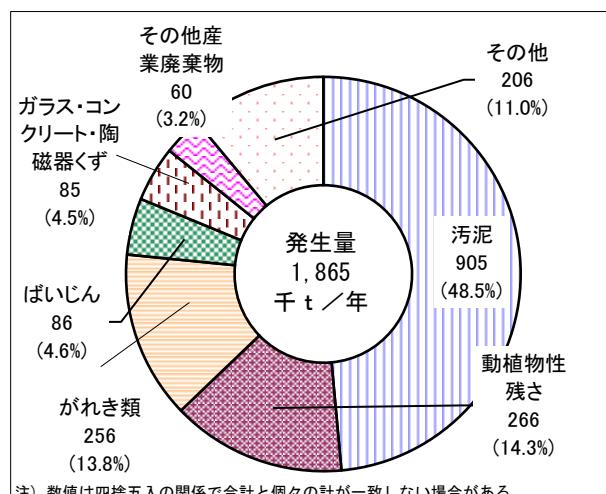


図2-2-1 種類別の発生量（動物のふん尿を除く）

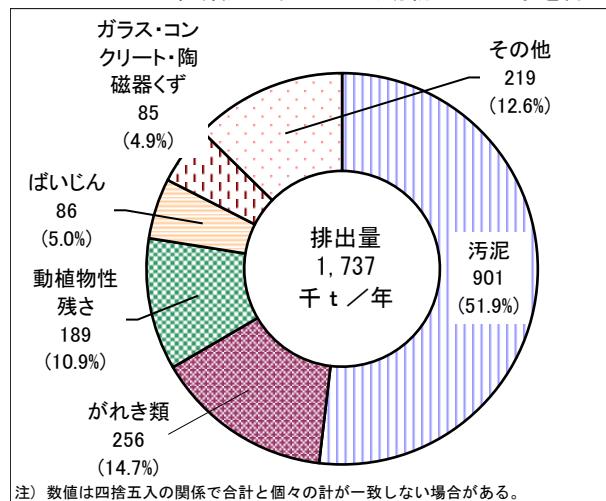


図2-2-2 種類別の排出量（動物のふん尿を除く）

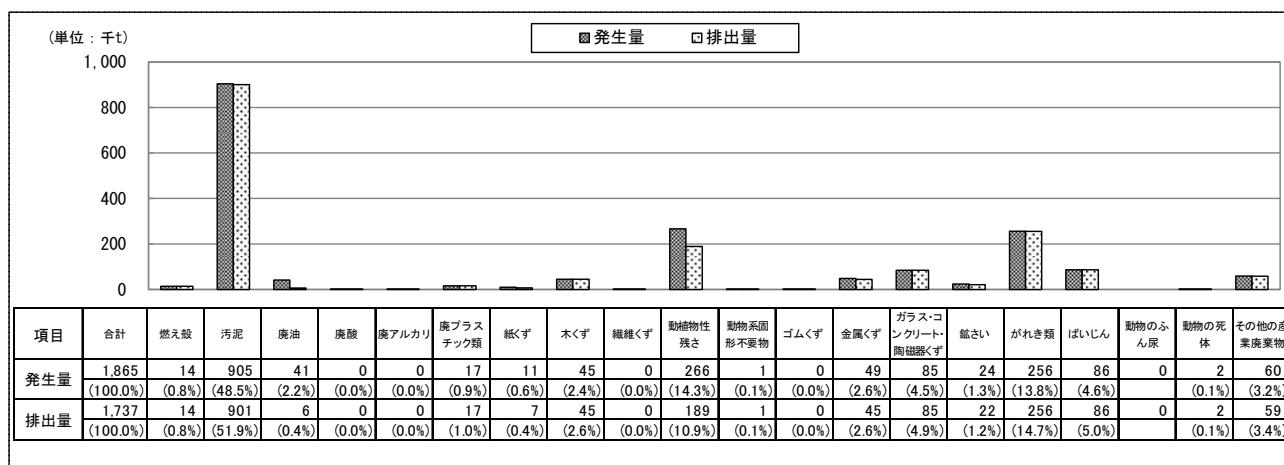


図2-2-3 種類別の発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

2. 業種別の発生・排出状況

業種別の発生・排出状況は、図2-2-4～6に示すとおりである。

発生量(1,865千トン)を業種別にみると、電気・水道業が825千トン(44.2%)で最も多く、次いで製造業が616千トン(33.0%)、建設業が381千トン(20.4%)等となっており、これら3業種で発生量の97.6%を占めている。

排出量(1,737千トン)を業種別にみると、発生量と同様に電気・水道業が821千トン(47.3%)で最も多く、次いで製造業が495千トン(28.5%)、建設業が380千トン(21.9%)等となっており、これら3業種で排出量の97.7%を占めている。

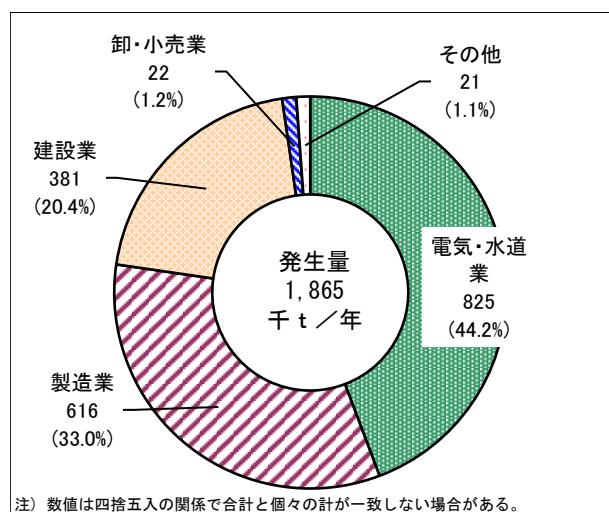


図2-2-4 業種別の発生量（動物のふん尿を除く）

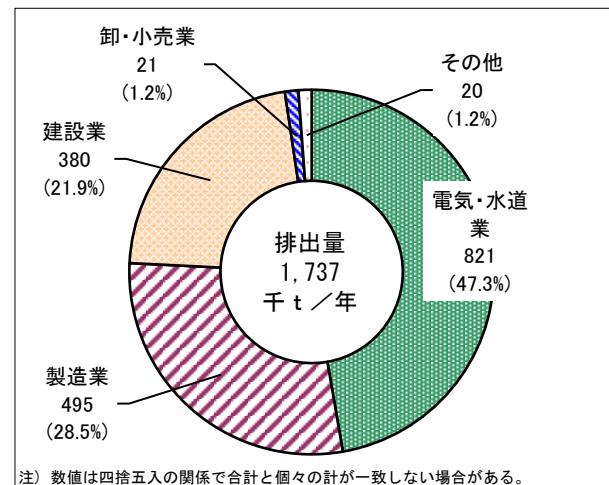


図2-2-5 業種別の排出量（動物のふん尿を除く）

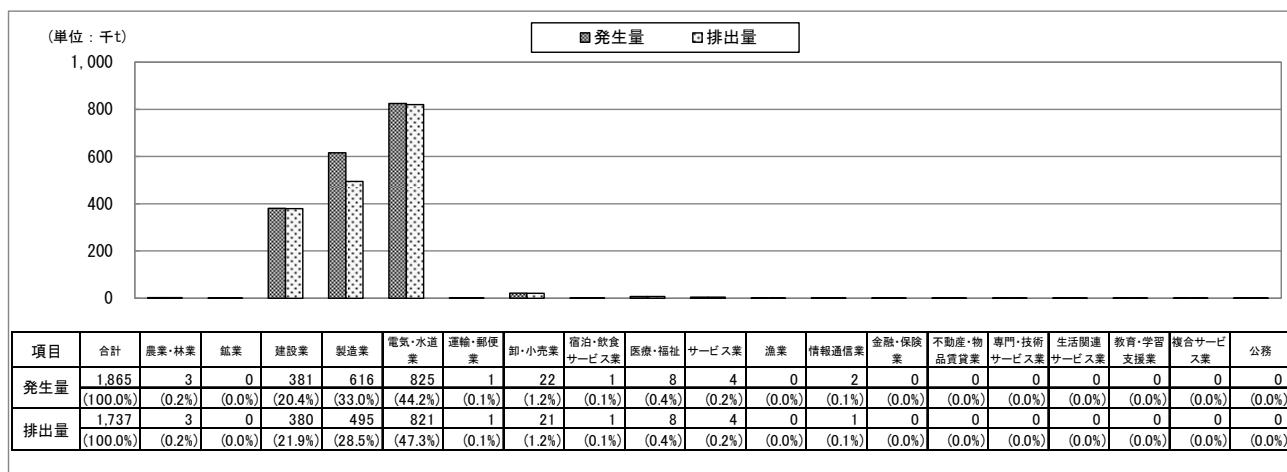


図2-2-6 業種別の発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

3. 地域別の発生・排出状況^{注)}

地域別の発生・排出状況は、図2-2-7～9に示すとおりである。

発生量を地域別にみると、中部地域が809千トン(43.4%)で最も多く、次いで那覇市域が519千トン(27.8%)、北部地域が232千トン(12.4%)、南部地域が124千トン(6.6%)、宮古地域が133千トン(7.1%)、八重山地域が48千トン(2.6%)となっている。

排出量を地域別にみると、中部地域が759千トン(43.7%)で最も多く、次いで那覇市域が514千トン(29.6%)、北部地域が231千トン(13.3%)、南部地域が120千トン(6.9%)、宮古地域が99千トン(5.7%)、八重山地域が13千トン(0.7%)となっている。

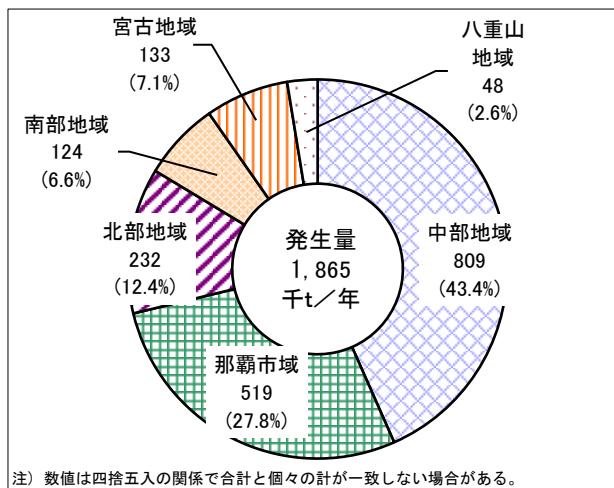


図2-2-7 地域別の発生量（動物のふん尿を除く）

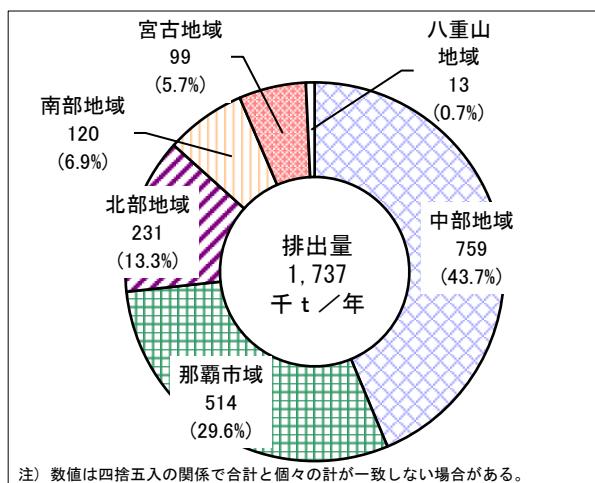


図2-2-8 地域別の排出量（動物のふん尿を除く）

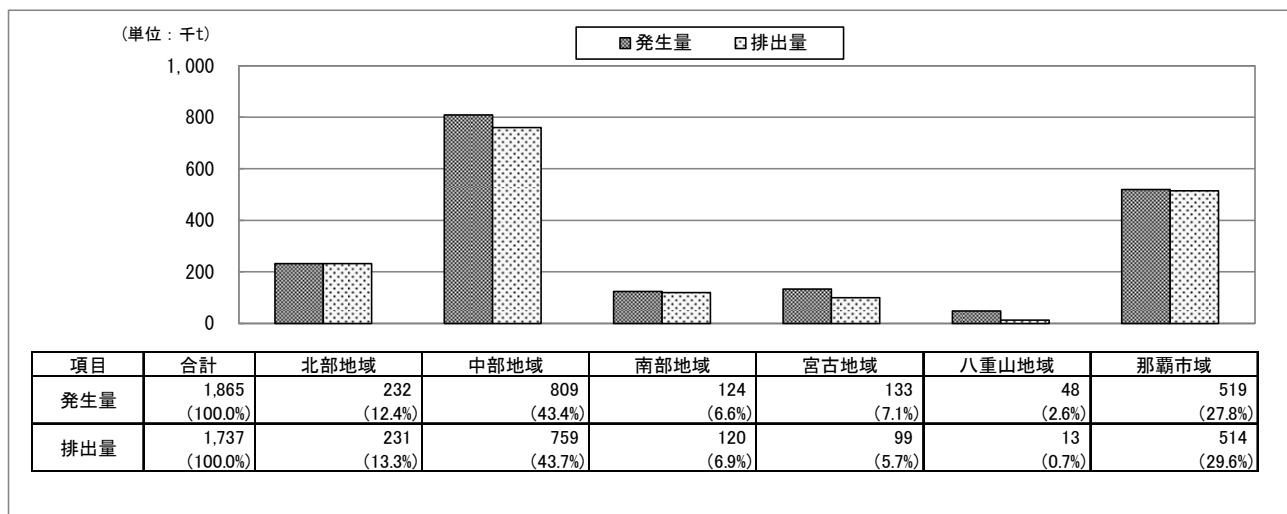


図2-2-9 地域別の発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

注) 地域別の発生・排出状況について

宮古地域及び八重山地域は、人口規模等が同程度の地域であるが、産業廃棄物の発生量は3倍程度の差がみられる。これは、食料品製造業（主に製糖工場から発生する動植物性残さ）の影響が大きいことによるものである。

第3節 処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

1. 処理・処分状況の概要

産業廃棄物の発生・排出から処理・処分の流れは、図2-3-1に示すとおりである。令和5年度の処理・処分状況をみると、排出量1,736千トンのうち、再生利用量は824千トン(排出量の47.5%)、中間処理による減量化量は812千トン(46.8%)、最終処分量は98千トン(5.6%)、保管量等のその他量は2千トン(0.1%)となっている。

一方、種類別、業種別に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、図2-3-2、3に示すとおりである。

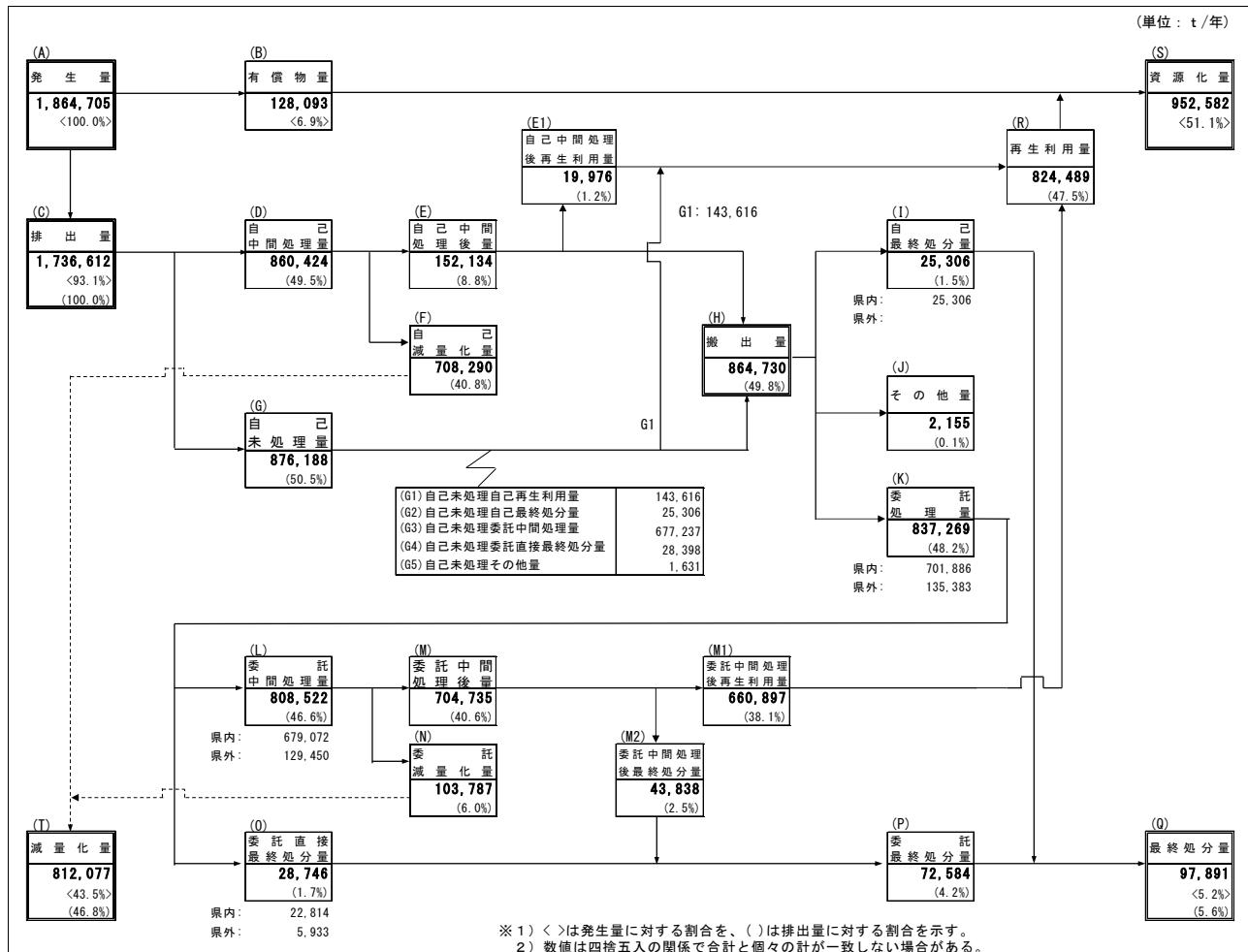


図2-3-1 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図（動物のふん尿を除く）

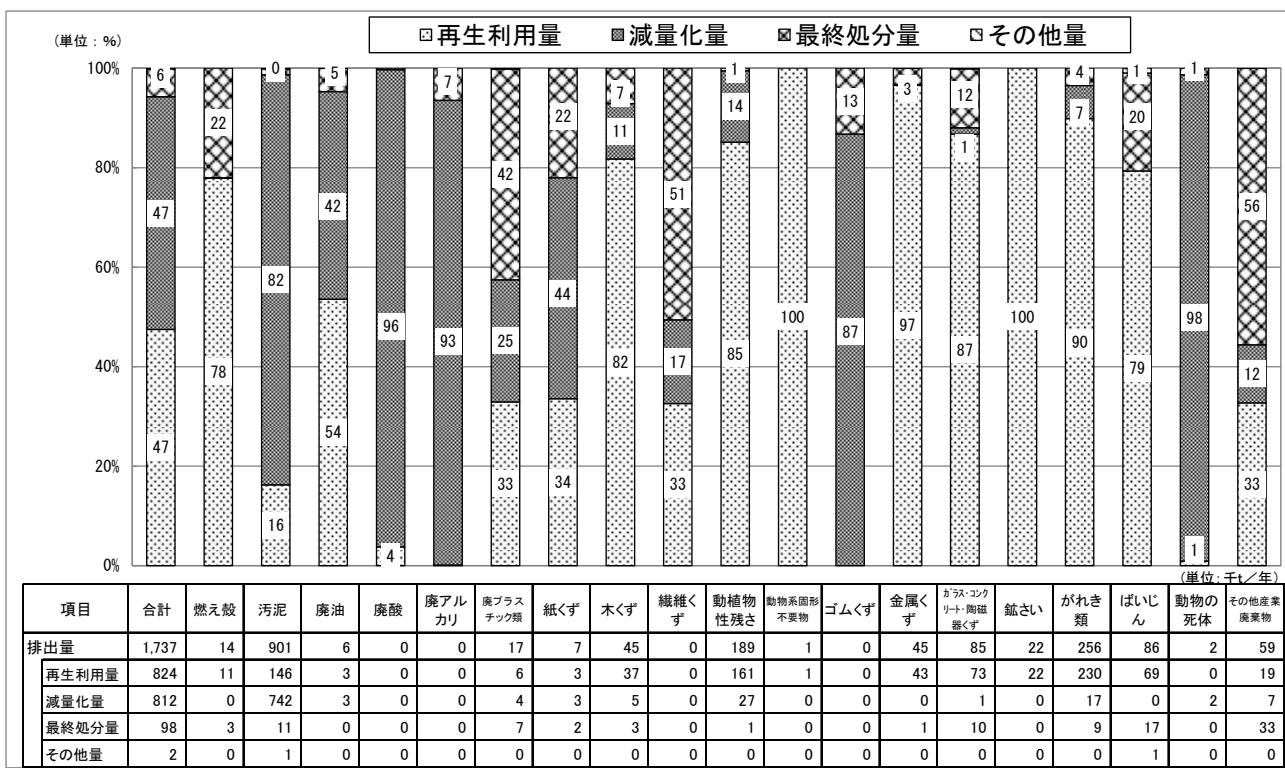


図 2-3-2 種類別の排出量に対する処理・処分量の割合【種類別：無変換】
(動物のふん尿を除く)

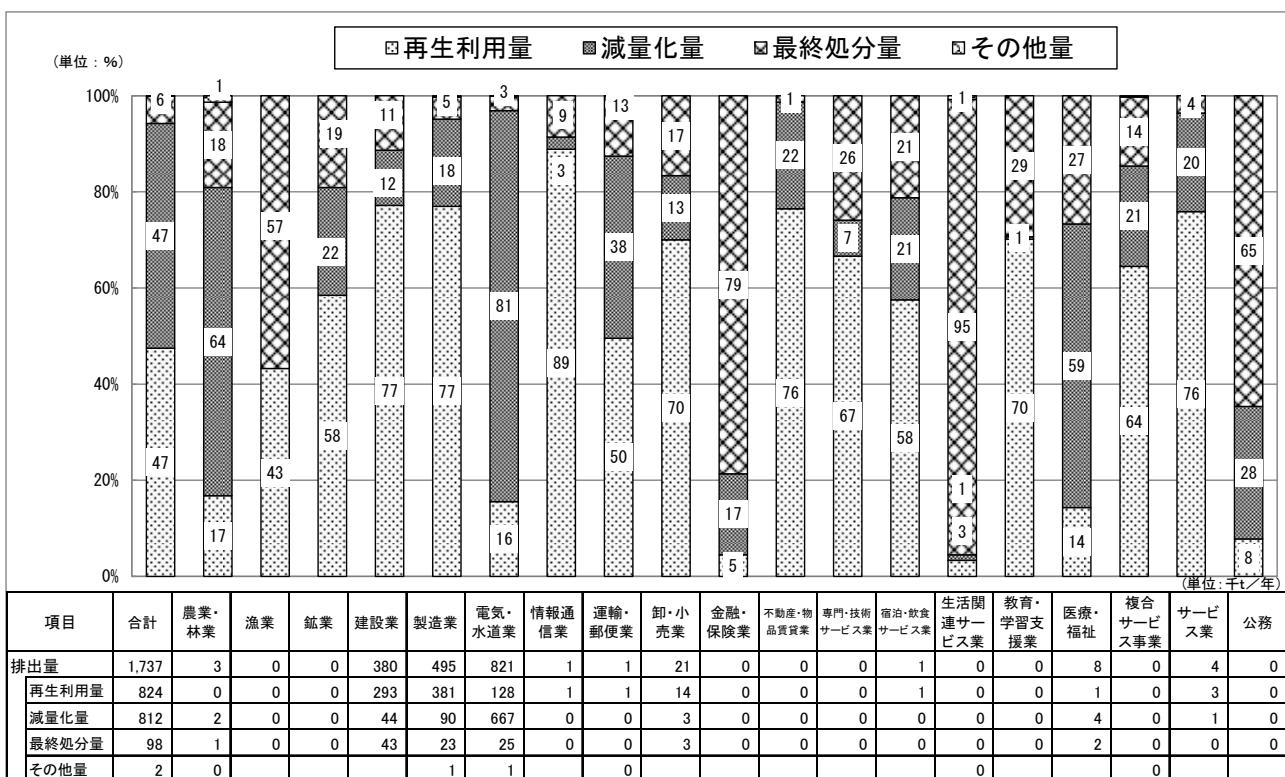


図 2-3-3 業種別の排出量に対する処理・処分量の割合（動物のふん尿を除く）

2. 自己中間処理状況

排出事業者自らが中間処理を行った自己中間処理量は860千トンであり、排出量の49.5%を占めている。

自己中間処理量を種類別にみると、図2-3-4に示すとおり、汚泥が806千トン(93.7%)で最も多く、次いで、動植物性残さが26千トン(3.0%)、鉱さいが19千トン(2.2%)等となっている。

また、排出量に対する自己中間処理量の割合(自己中間処理率)及び自己中間処理量に対する自己減量化量の割合(自己減量化率)についてみると、図2-3-5に示すとおりである。

自己中間処理率が高い種類は、汚泥(89.5%)、鉱さい(86.4%)、動植物性残さ(13.7%)等となっており、自己減量化率が高い種類では、繊維くず(94.0%)、汚泥(85.0%)、動植物性残さ(77.5%)等となっている。

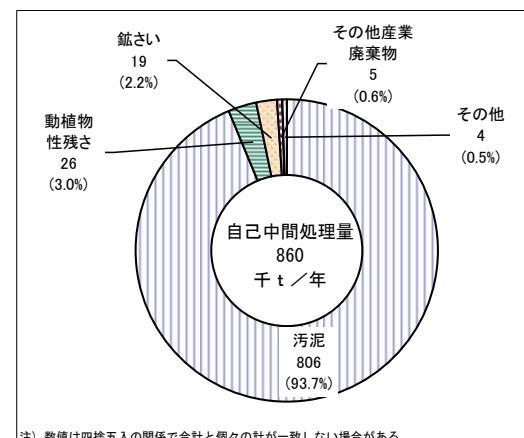


図2-3-4 自己中間処理量

(動物のふん尿を除く)

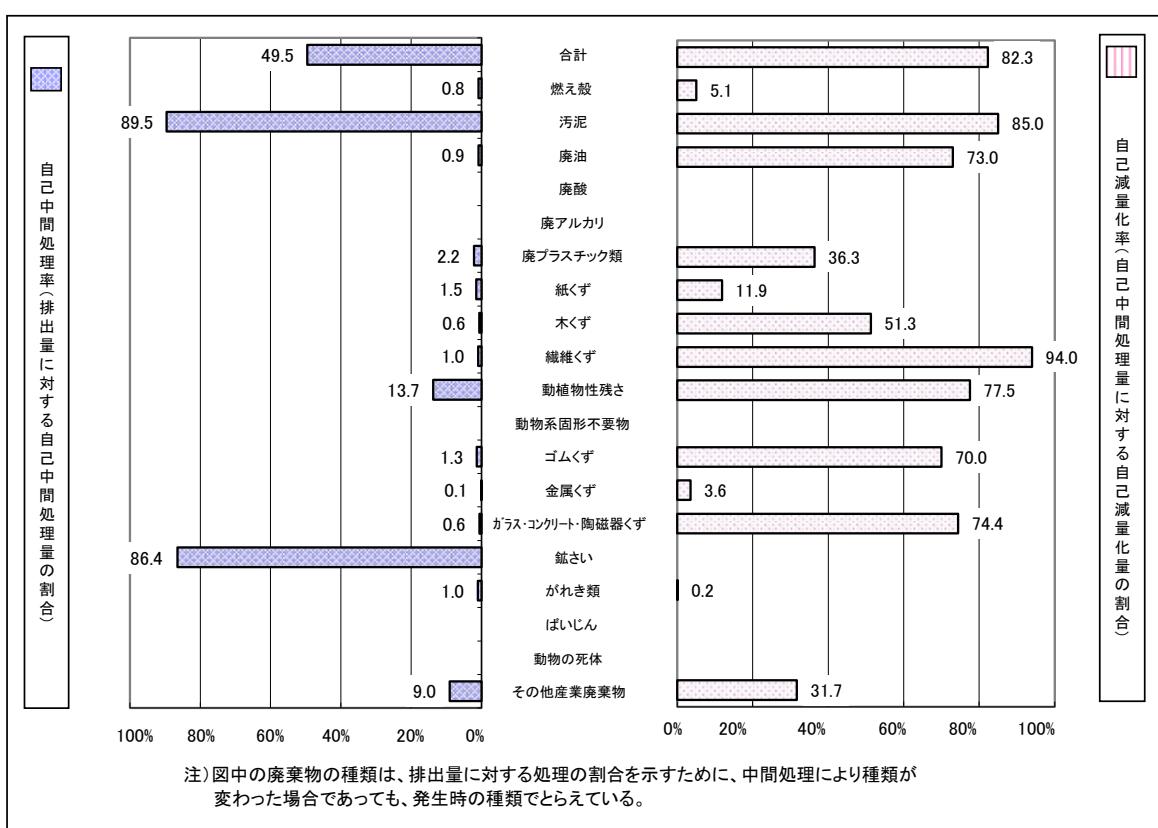


図2-3-5 種類別の排出量に対する自己中間処理量、自己減量化量の割合
(動物のふん尿を除く)

3. 委託処理状況

処理業者等によって処理(中間処理、最終処分を含む)された委託処理量は837千トンであり、排出量の48.2%を占めている。

委託処理量を種類別にみると、図2-3-6、7に示すとおり、がれき類が252千トン(30.1%)で最も多く、次いで汚泥が199千トン(23.8%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが82千トン(9.8%)等となっている。

また、委託処理量を処理方法別にみると、中間処理量は809千トン(96.6%)、直接最終処分量は29千トン(3.4%)となっている。

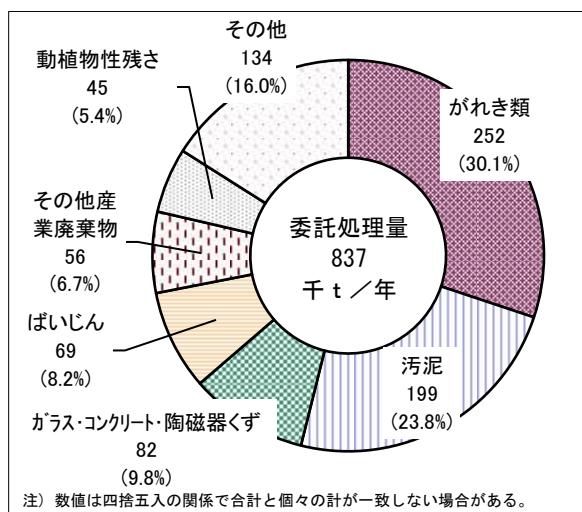


図2-3-6 委託処理量

(動物のふん尿を除く)

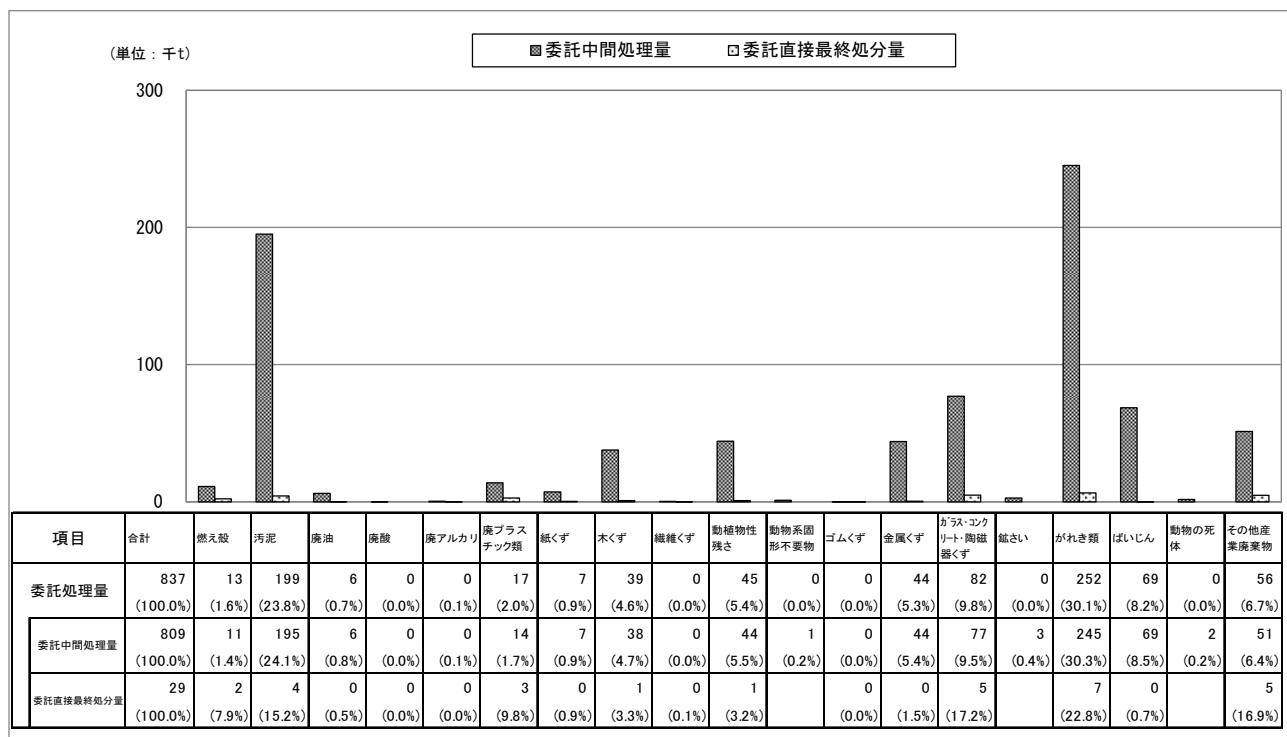


図2-3-7 種類別委託処理量の内訳 (動物のふん尿を除く)

4. 資源化、再生利用状況

(1) 資源化状況

資源化量は 953 千トンであり、発生量の 51.1% を占めている。

資源化量を種類別にみると、図 2-3-8、9 に示すとおり、動植物性残さが 238 千トン (25.0%) で最も多く、次いで、がれき類が 230 千トン (24.2%)、汚泥が 133 千トン (14.0%) ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 73 千トン (7.7%) 等となっている。

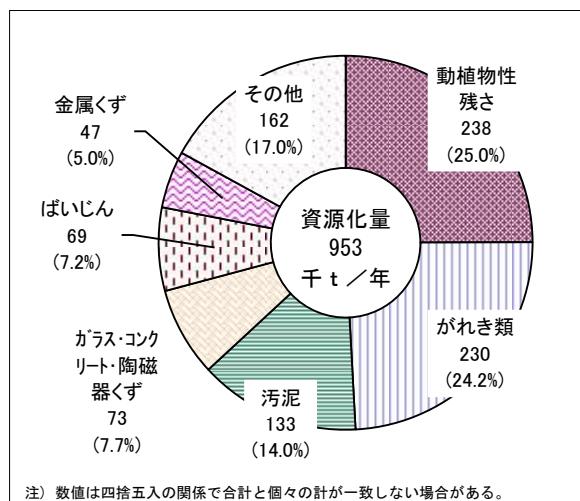


図 2-3-8 資源化量

(動物のふん尿を除く)

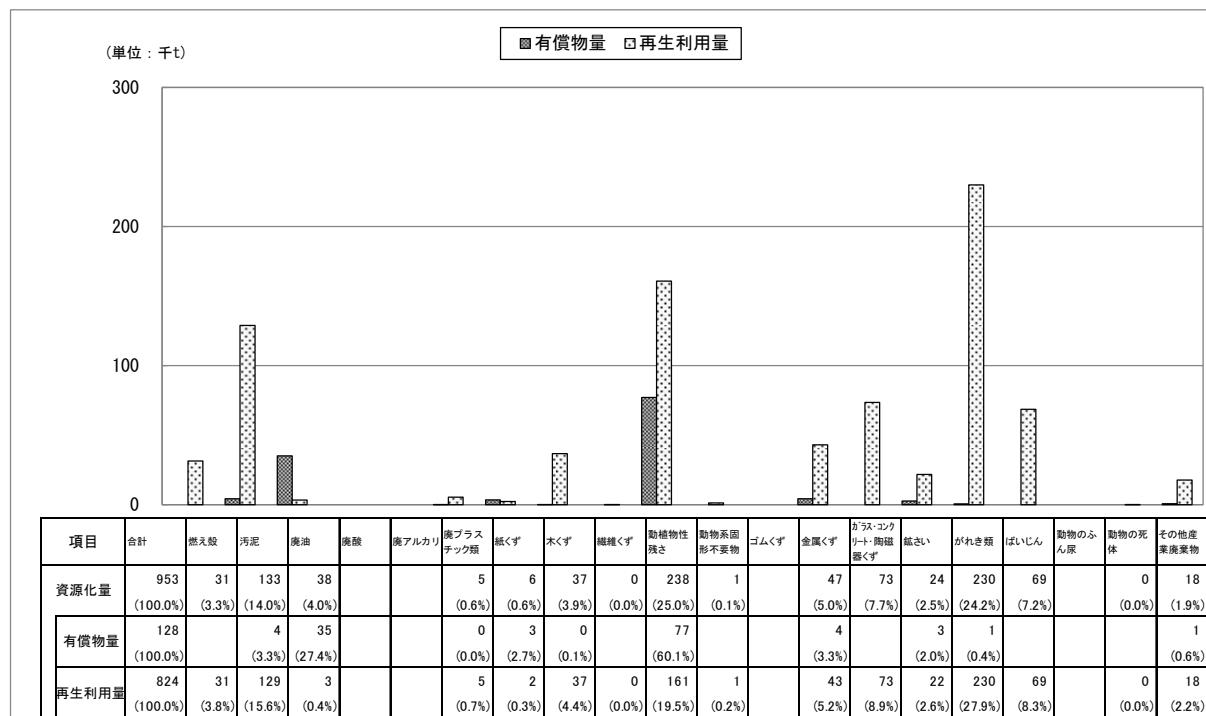


図 2-3-9 種類別資源化量の内訳 (動物のふん尿を除く)

(2) 再生利用状況

資源化量のうち有償物量を除く再生利用量は 824 千トンであり、排出量の 47.5% を占めている。

再生利用量を種類別にみると、図 2-3-10 に示すとおり、がれき類が 230 千トン (27.9%) で最も多く、次いで、動植物性残さが 161 千トン (19.5%)、汚泥が 129 千トン (15.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 73 千トン (8.8%) 等となっている。

なお、用途別にみた再生利用状況は、

表 2-3-1 に示すとおりであり、再生骨材・再生路盤材が 251 千トン (30.4%) で最も多く、次いで、燃料又はその原(材)料が 126 千トン (15.2%)、肥料又はその原(材)料が 120 千トン (14.6%) 等となっている。

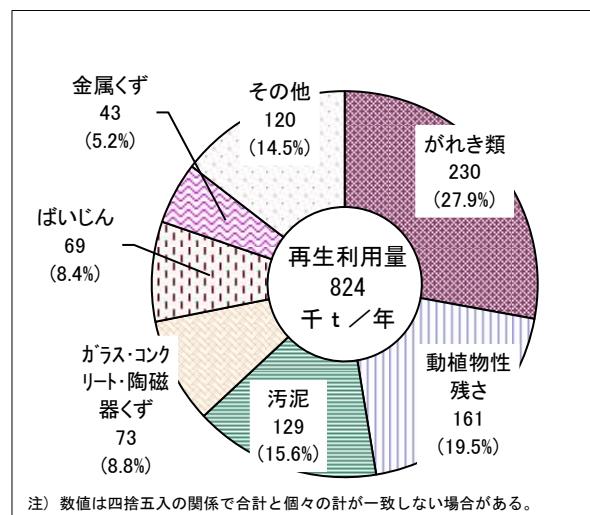


図 2-3-10 再生利用量
(動物のふん尿を除く)

表 2-3-1 用途別にみた再生利用状況

(単位: 千t/年)

	合計	再生骨材・再生路盤材	燃料又はその原(材)料	肥料又はその原(材)料	セメント原材料	鉄鋼原(材)料	非鉄金属・貴金属原(材)料	土木・建設資材	土壤改良材又はその原(材)料	飼料又はその原(材)料	その他
合計	824 (100.0%)	249 (30.2%)	126 (15.2%)	120 (14.6%)	109 (13.2%)	30 (3.6%)	23 (2.8%)	20 (2.5%)	8 (1.0%)	6 (0.7%)	134 (16.2%)
燃え殻	31	1	0	0	27	0	0	1	0	0	1
汚泥	129	38	0	59	6		0	6	7	0	12
廃油	3	0	2	0	1	0				0	0
廃酸											
廃アルカリ											
廃プラスチック類	5	0	2		0	0	0	0			3
紙くず	2	0	0		0						2
木くず	37	0	19	5	1	0		0	1	1	11
繊維くず	0		0	0	0						0
動植物性残さ	161		101	56						4	0
動物系固形不要物	1			0						1	
ゴムくず											
金属くず	43	0	0		0	28	7				7
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	73	57	1		9	0	0	1	0		7
鉱さい	22	21			0						
がれき類	230	120	0		11			13		0	86
ばいじん	69				52		16				
動物の死体	0			0							
その他産業廃棄物	18	11	0	0	2	1	0	0			4

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

5. 最終処分状況

最終処分量は 98 千トンであり、排出量の 5.6%を占めている。

最終処分量を種類別にみると、図 2-3-11、12 に示すとおり、その他産業廃棄物が 30 千トン(31.1%)で最も多く、次いで、ばいじんが 17 千トン(17.4%)、汚泥が 11 千トン(10.8%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 10 千トン(10.3%)、がれき類が 9 千トン(9.2%)等となっている。

また、処分主体別にみると、排出事業者による自己最終処分量が 25 千トン(25.9%)、処理業者による最終処分量 71 千トン(72.5%)、自治体による最終処分量 2 千トン(1.7%)となっている。

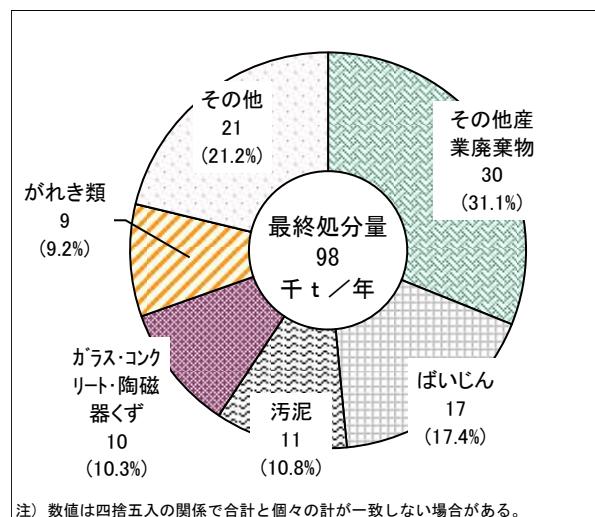


図 2-3-11 最終処分量
(動物のふん尿を除く)

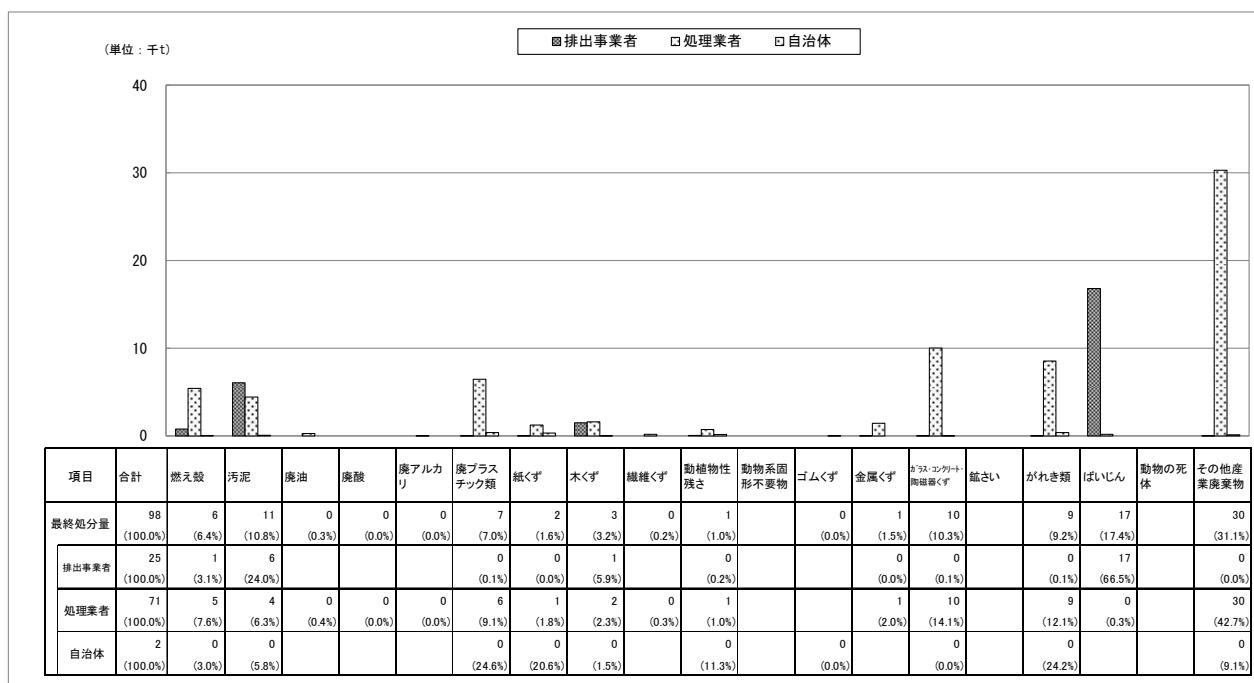


図 2-3-12 処分主体別の最終処分量 (動物のふん尿を除く)

第4節 業種別の発生・排出及び処理・処分状況（排出量が1千トン以上の業種）

排出量1千トン以上の業種大分類に関する処理・処分状況は、以下のとおりである。

1. 農業・林業（動物のふん尿を除く）

農業・林業からの排出量は、3千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-1に示すように動物の死体が2千トン(63.2%)、廃プラスチック類が1千トン(36.8%)、紙くずが0.1トン(0.0%)となっている。

農業・林業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-2に示すとおりである。

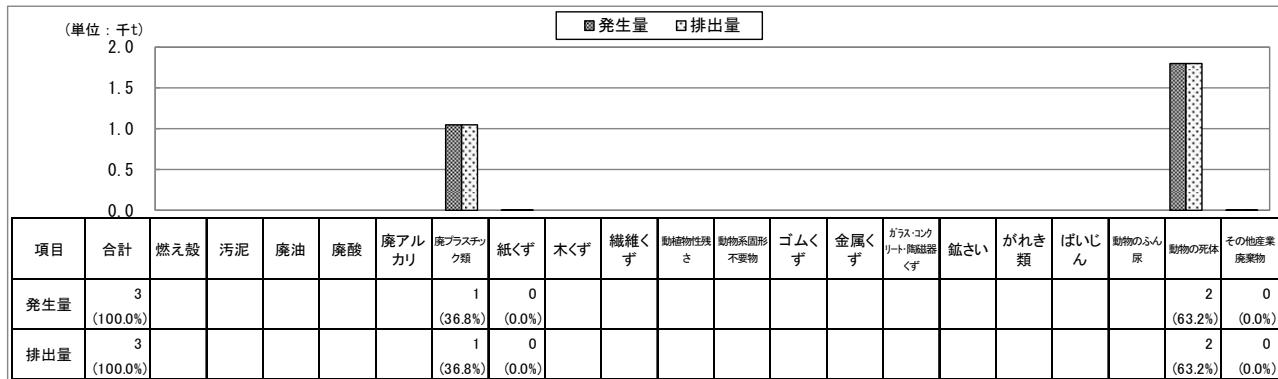


図2-4-1 種類別の発生量、排出量<農業・林業：動物のふん尿を除く>

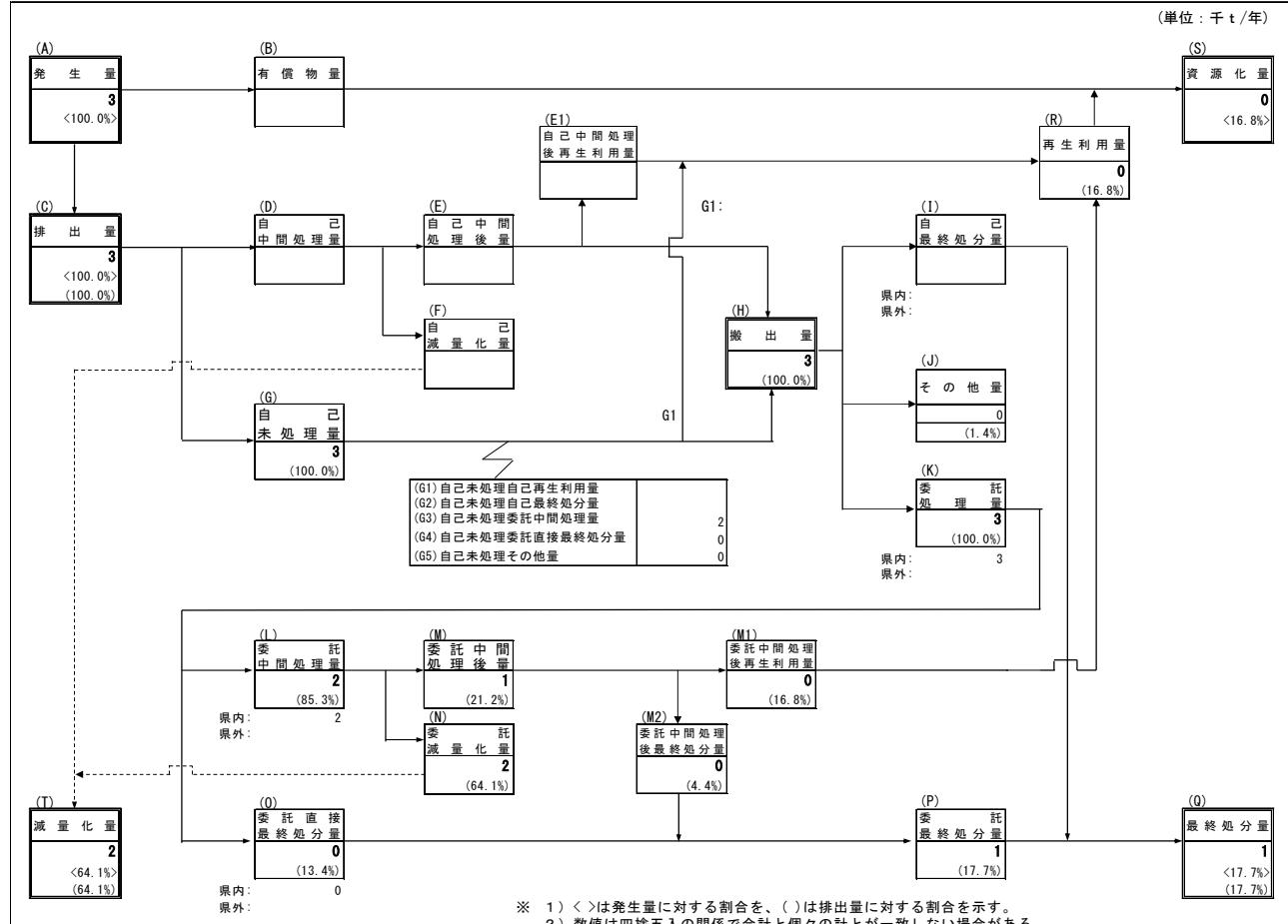


図2-4-2 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<農業・林業：動物のふん尿を除く>

2. 建設業

建設業からの排出量は、380千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-3に示すように、がれき類が238千トン(62.5%)で最も多く、次いで、木くずが39千トン(10.3%)、汚泥が37千トン(9.7%)、その他産業廃棄物が26千トン(6.9%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが17千トン(4.6%)等となっている。

建設業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-4に示すとおりである。

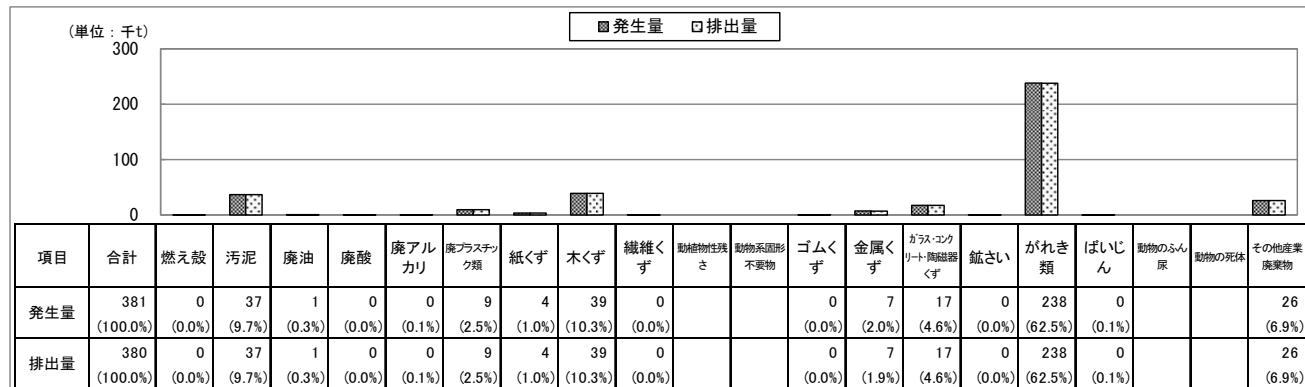


図2-4-3 種類別の発生量、排出量<建設業>

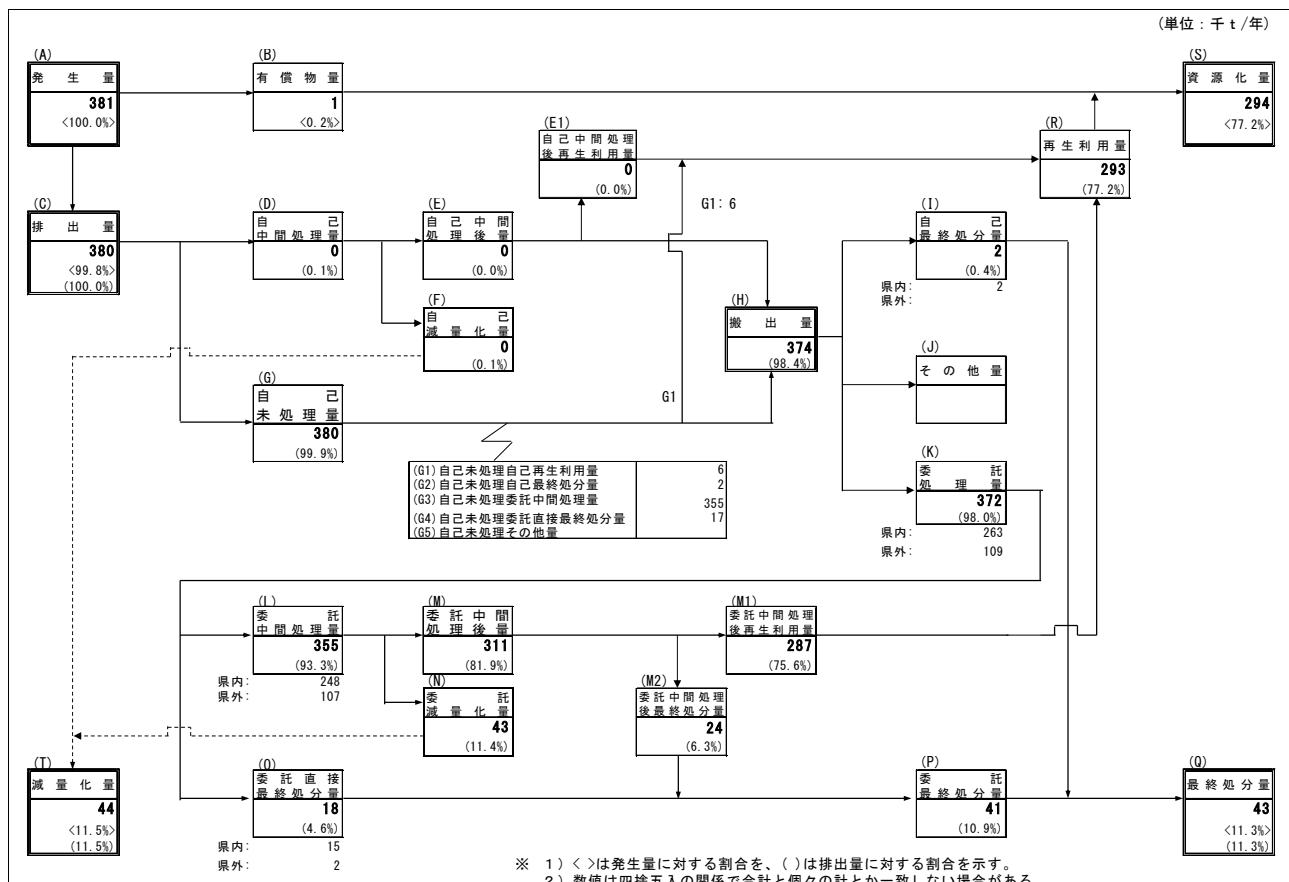


図2-4-4 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<建設業>

3. 製造業

製造業からの排出量は、495千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-5に示すように動植物性残さが186千トン(37.6%)で最も多く、次いで、汚泥が130千トン(26.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが67千トン(13.5%)等となっている。

製造業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-6に示すとおりである。

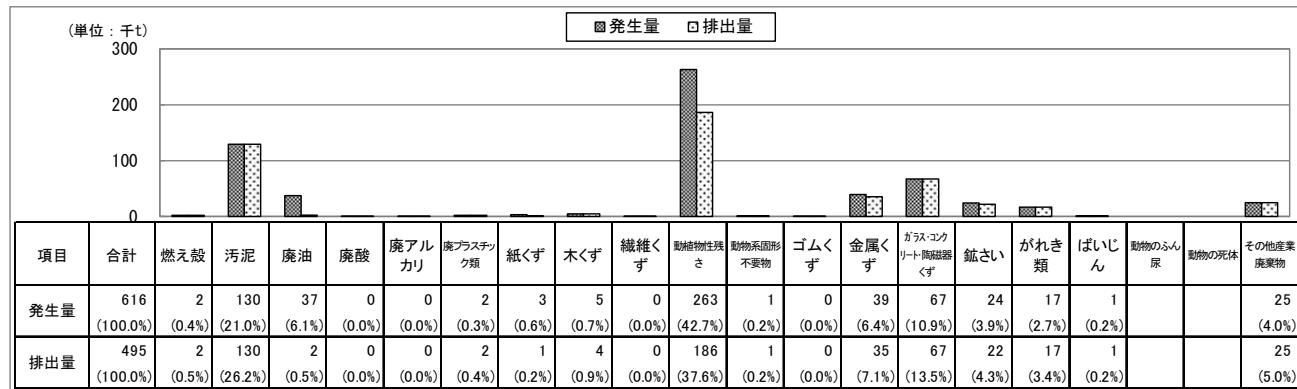


図2-4-5 種類別の発生量、排出量<製造業>

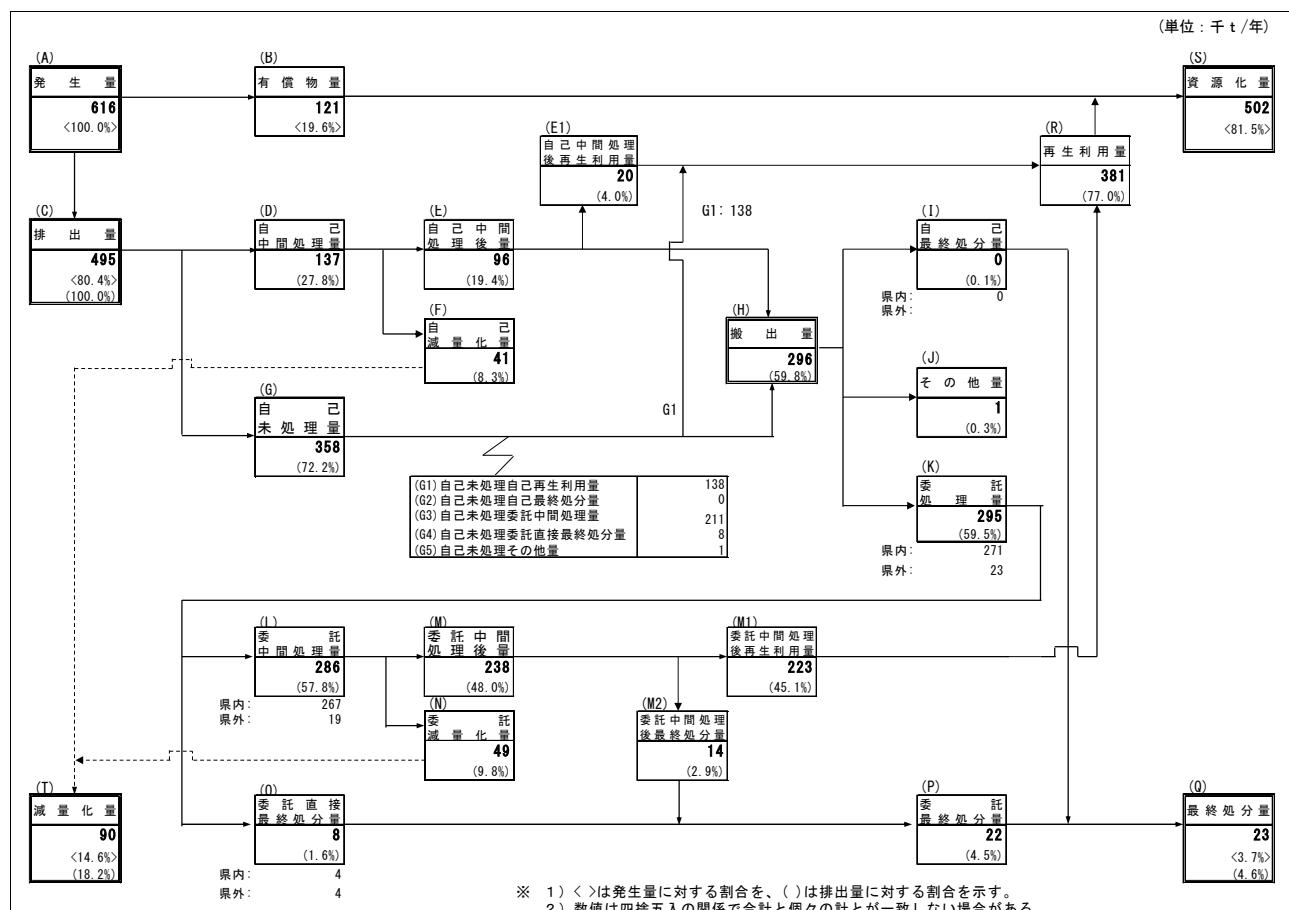


図2-4-6 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<製造業>

4. 電気・水道業

電気・水道業からの排出量は、821千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-7に示すように汚泥が728千トン(88.7%)で最も多く、次いで、ばいじんが85千トン(10.4%)等となっている。

電気・水道業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-8に示すとおりである。

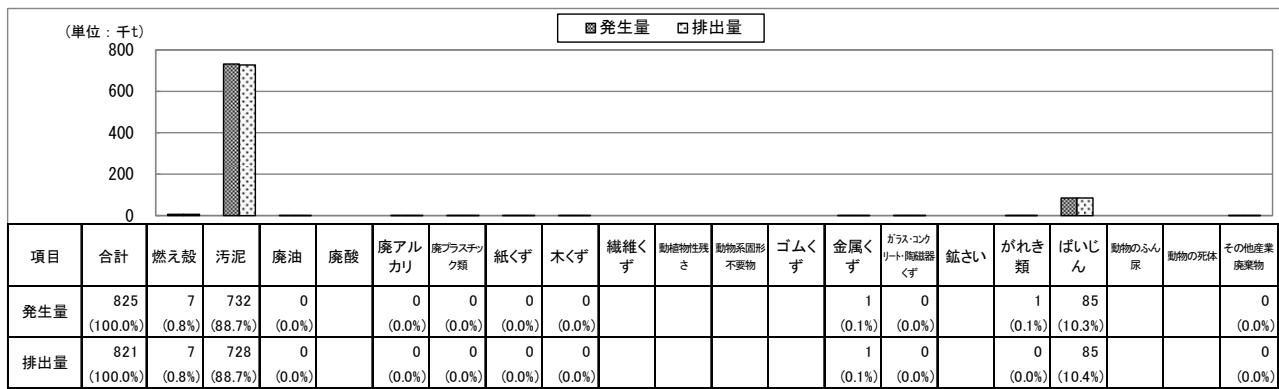


図2-4-7 種類別の発生量、排出量<電気・水道業>

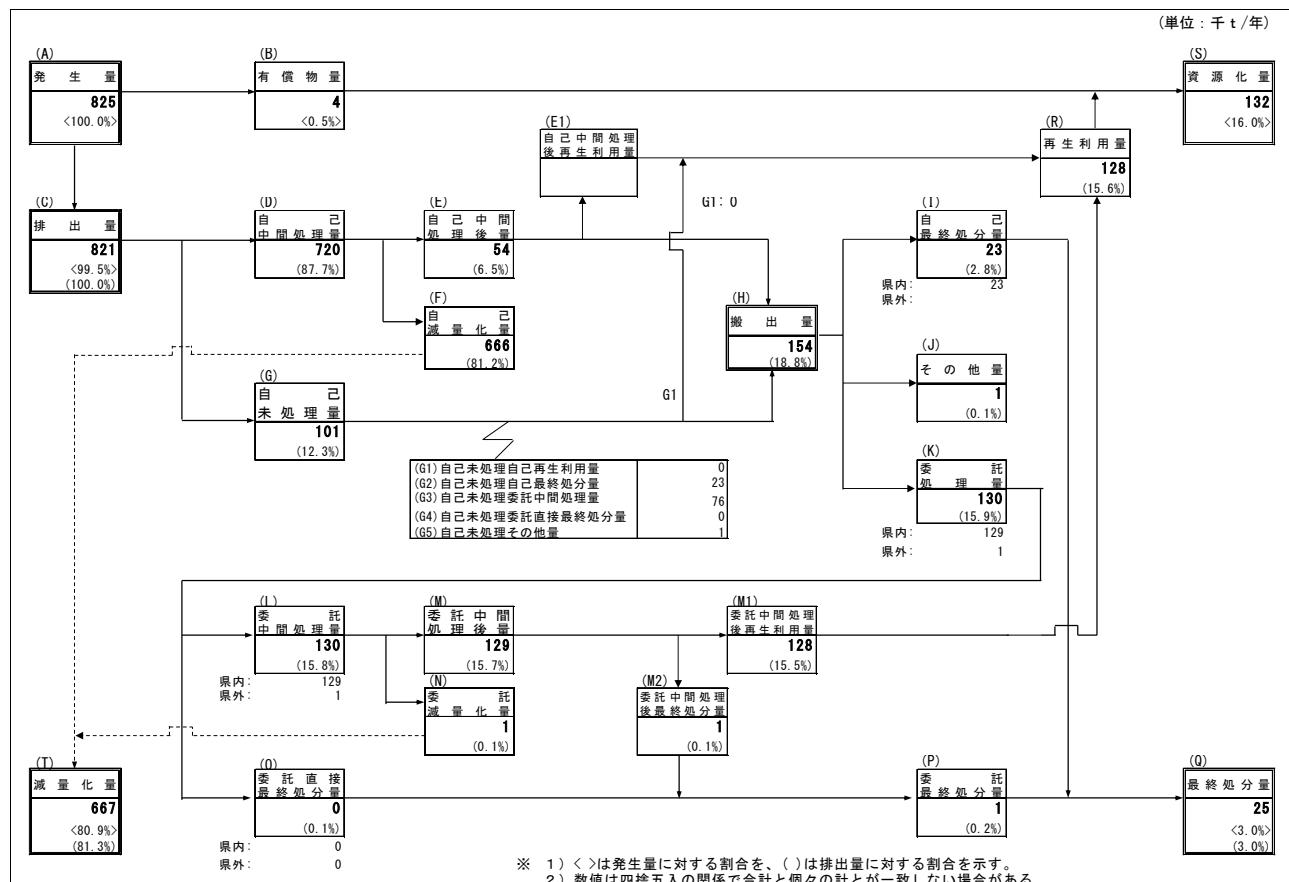


図2-4-8 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<電気・水道業>

5. 情報通信業

情報通信業からの排出量は、1千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-9に示すようにがれき類が1千トン(83.3%)、廃プラスチックが0.1千トン(7.5%)等となっている。

情報通信業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-10に示すとおりである。

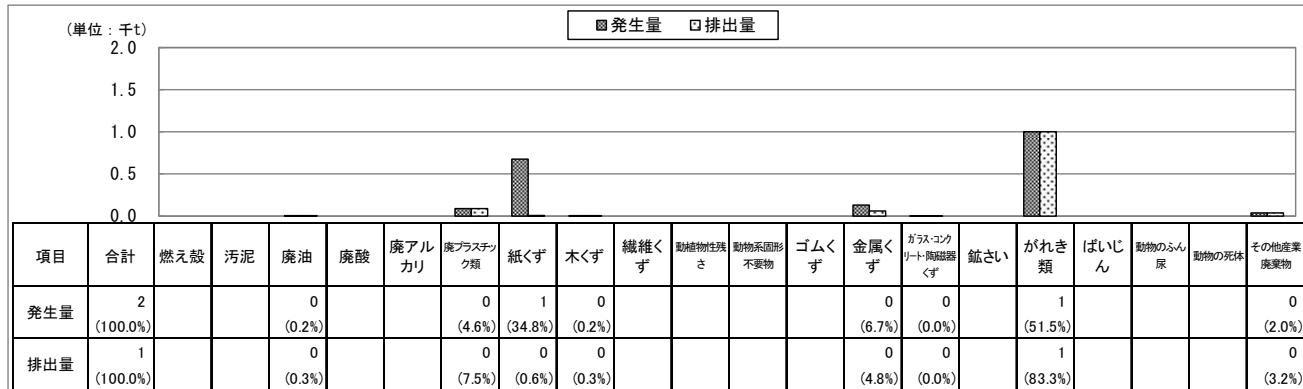


図2-4-9 種類別の発生量、排出量<情報通信業>

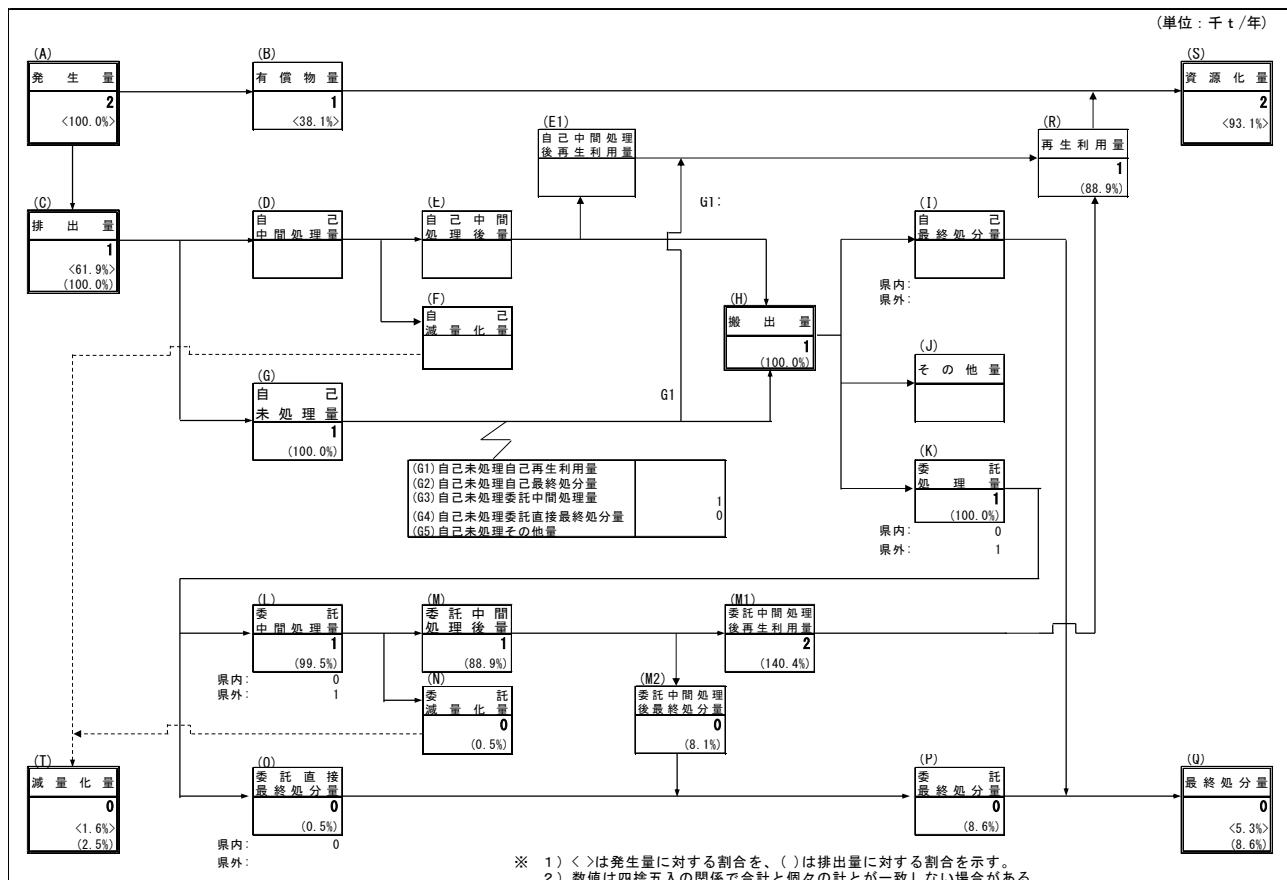


図2-4-10 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<情報通信業>

6. 運輸・郵便業

運輸・郵便業からの排出量は、1千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-11に示すように汚泥が1千トン(46.5%)、次いで、木くずが0.2千トン(18.0%)等となっている。

運輸・郵便業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-12に示すとおりである。

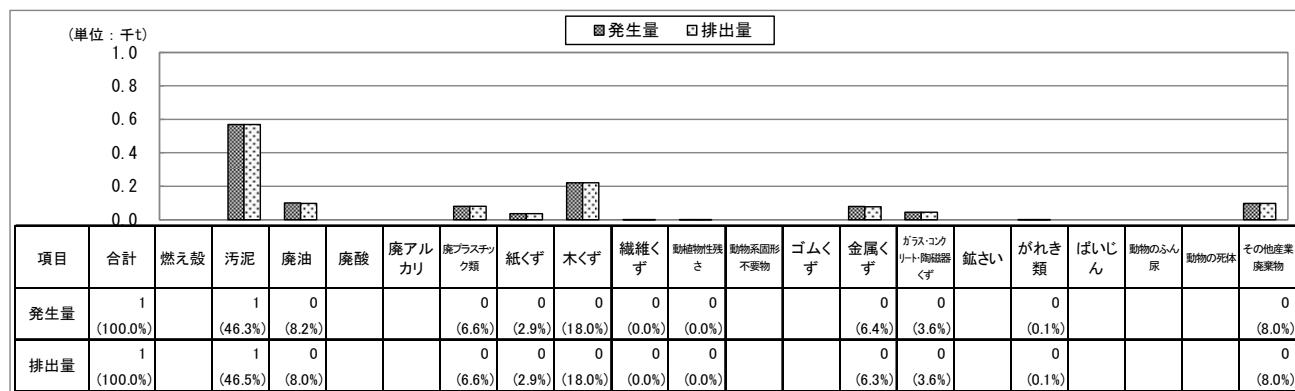


図2-4-11 種類別の発生量、排出量＜運輸・郵便業＞

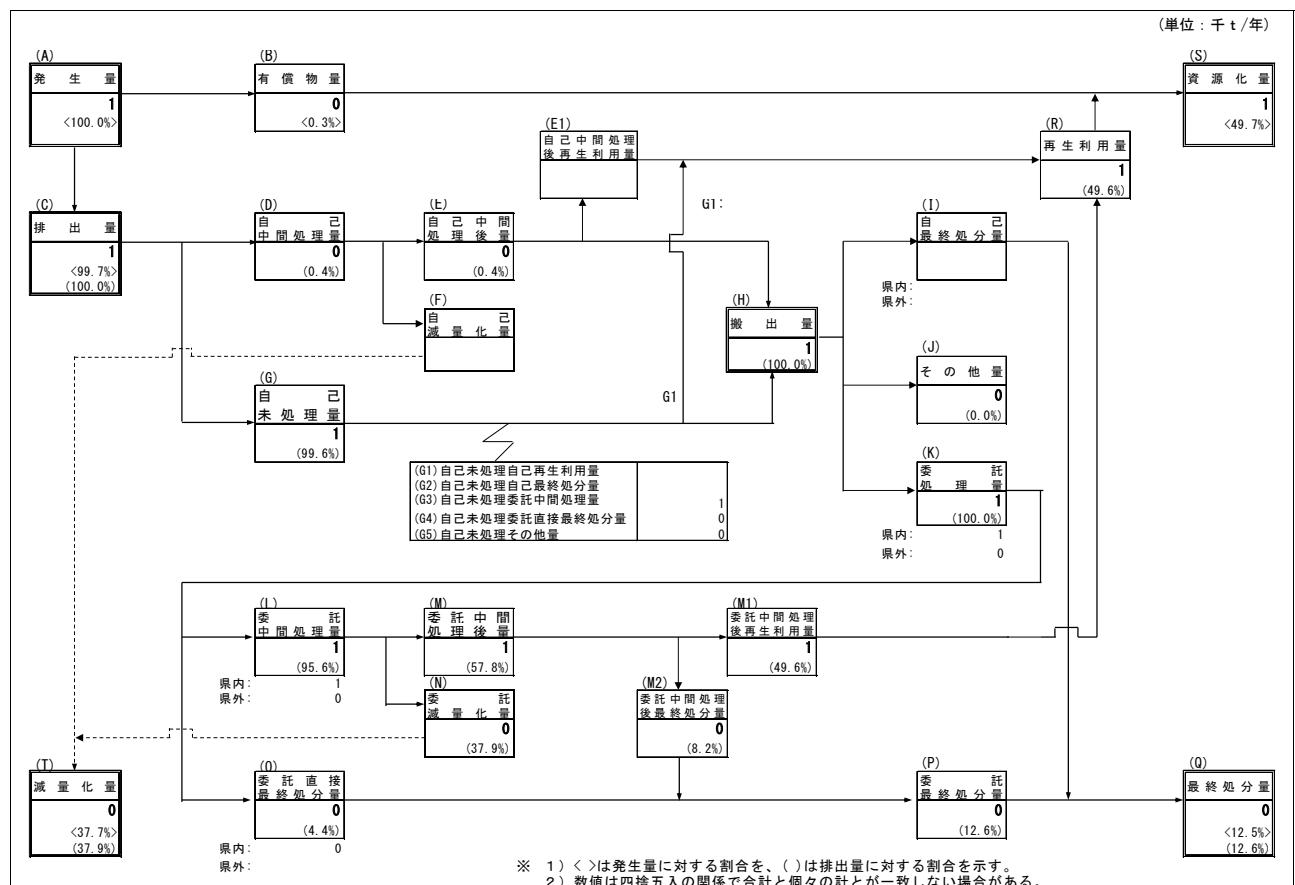


図2-4-12 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図＜運輸・郵便業＞

7. 卸・小売業

卸・小売業からの排出量は、21千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-13に示すように燃え殻が5千トン(25.8%)で最も多く、次いで、汚泥が3千トン(13.8%)、動物性残さが3千トン(13.1%)等となっている。

卸・小売業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-14に示すとおりである。

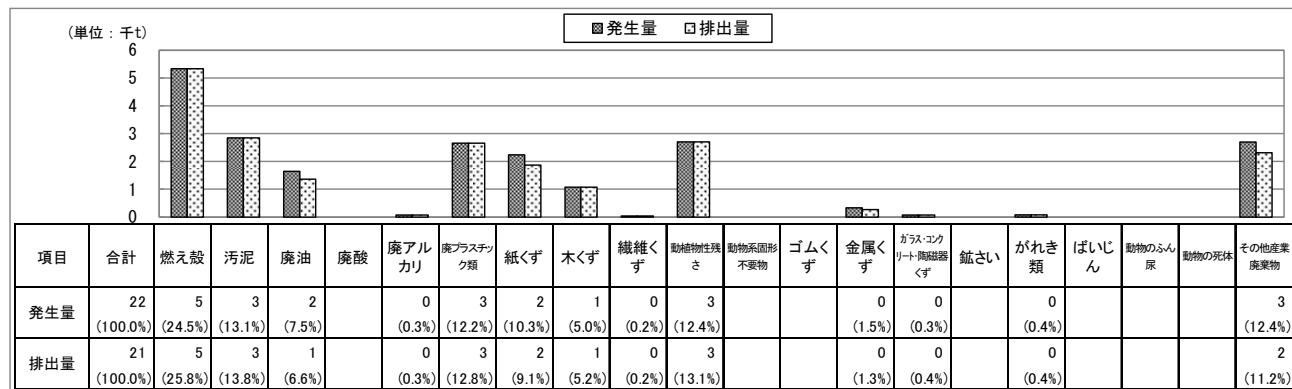


図2-4-13 種類別の発生量、排出量<卸・小売業>

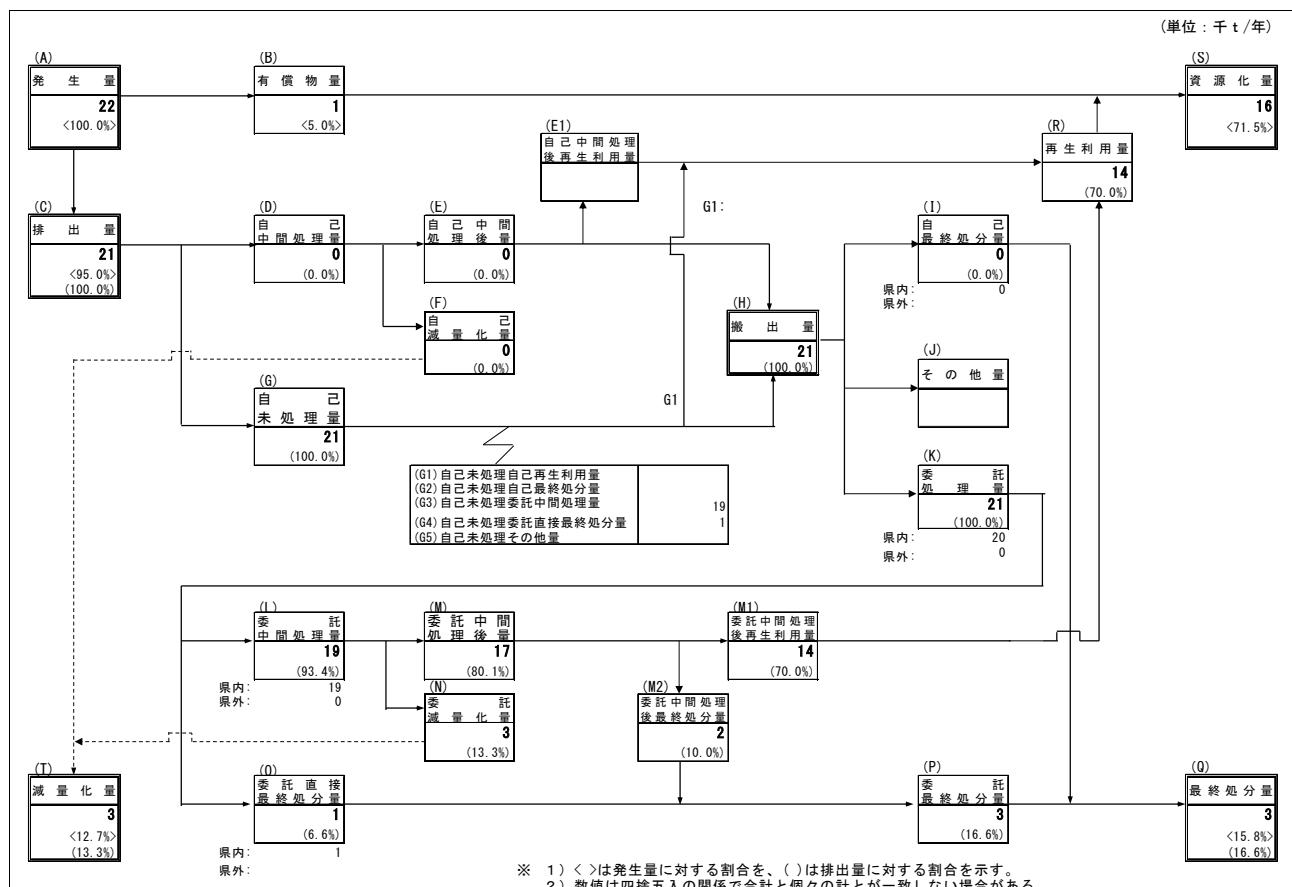


図2-4-14 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<卸・小売業>

8. 宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業からの排出量は、1千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-15に示すように汚泥が0.4千トン(30.6%)で最も多く、次いで、廃プラスチック類が0.2千トン(16.5%)等となっている。

宿泊・飲食サービス業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-16に示すとおりである。

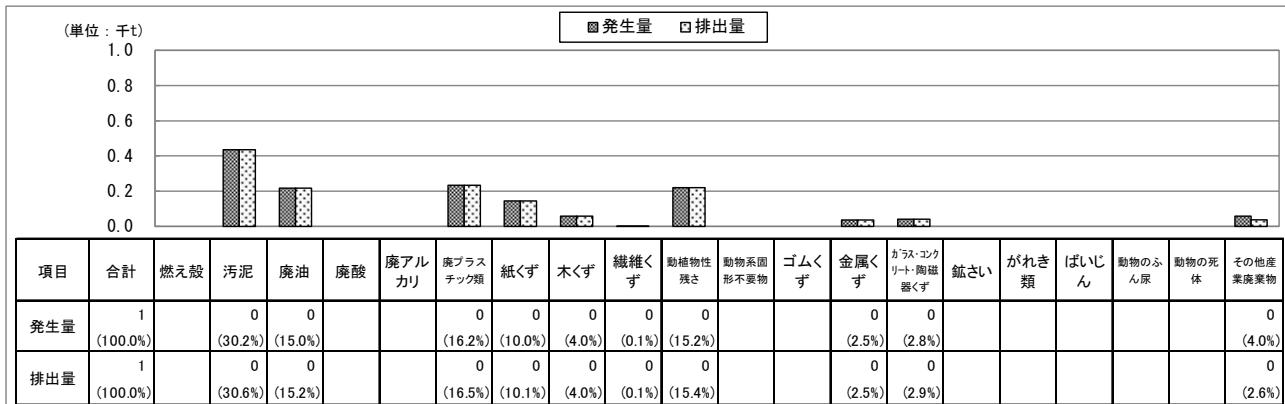


図2-4-15 種類別の発生量、排出量<専門・技術サービス業>

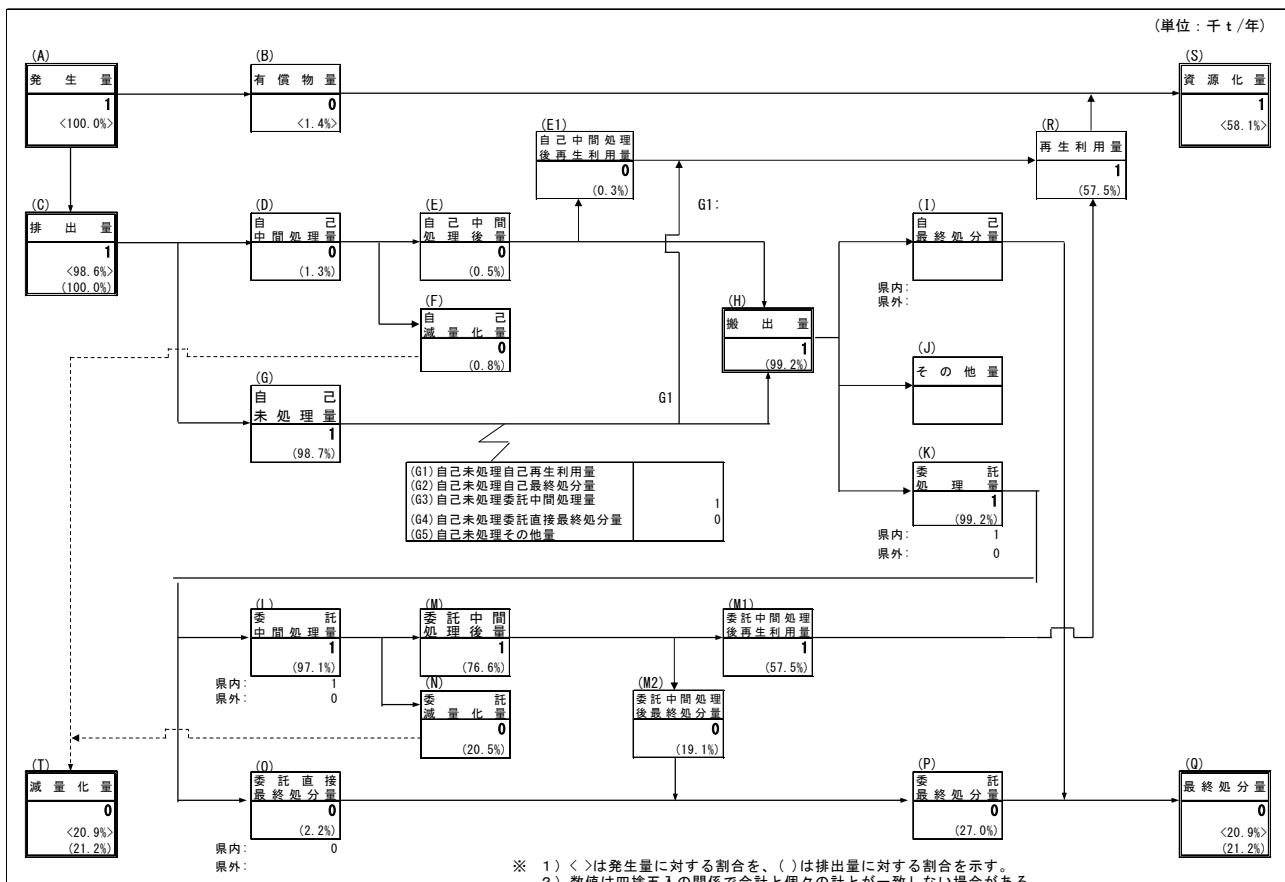


図2-4-16 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<専門・技術サービス業>

9. 医療・福祉

医療・福祉からの排出量は、8千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-19に示すようにその他産業廃棄物(主に感染性廃棄物)が5千トン(65.9%)、廃油が1千トン(8.5%)等となっている。

医療・福祉から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-20に示すとおりである。

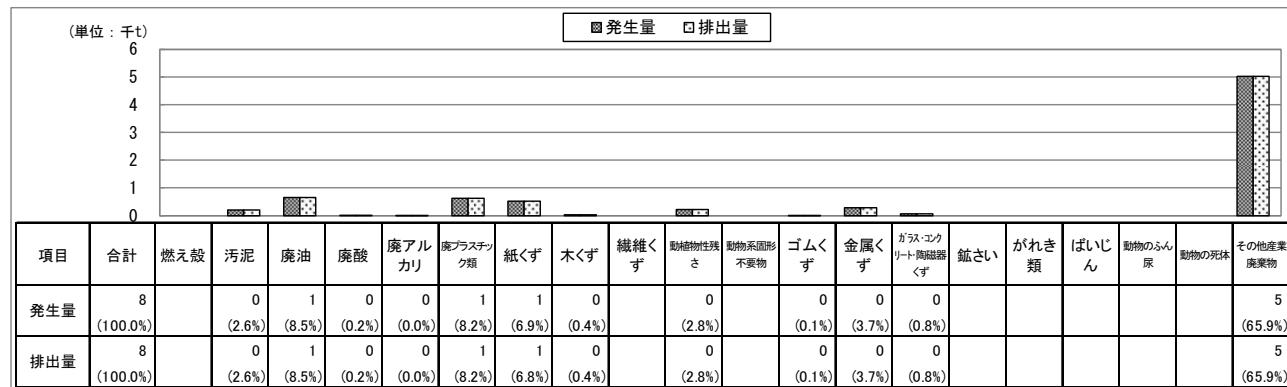


図2-4-19 種類別の発生量、排出量<医療・福祉>

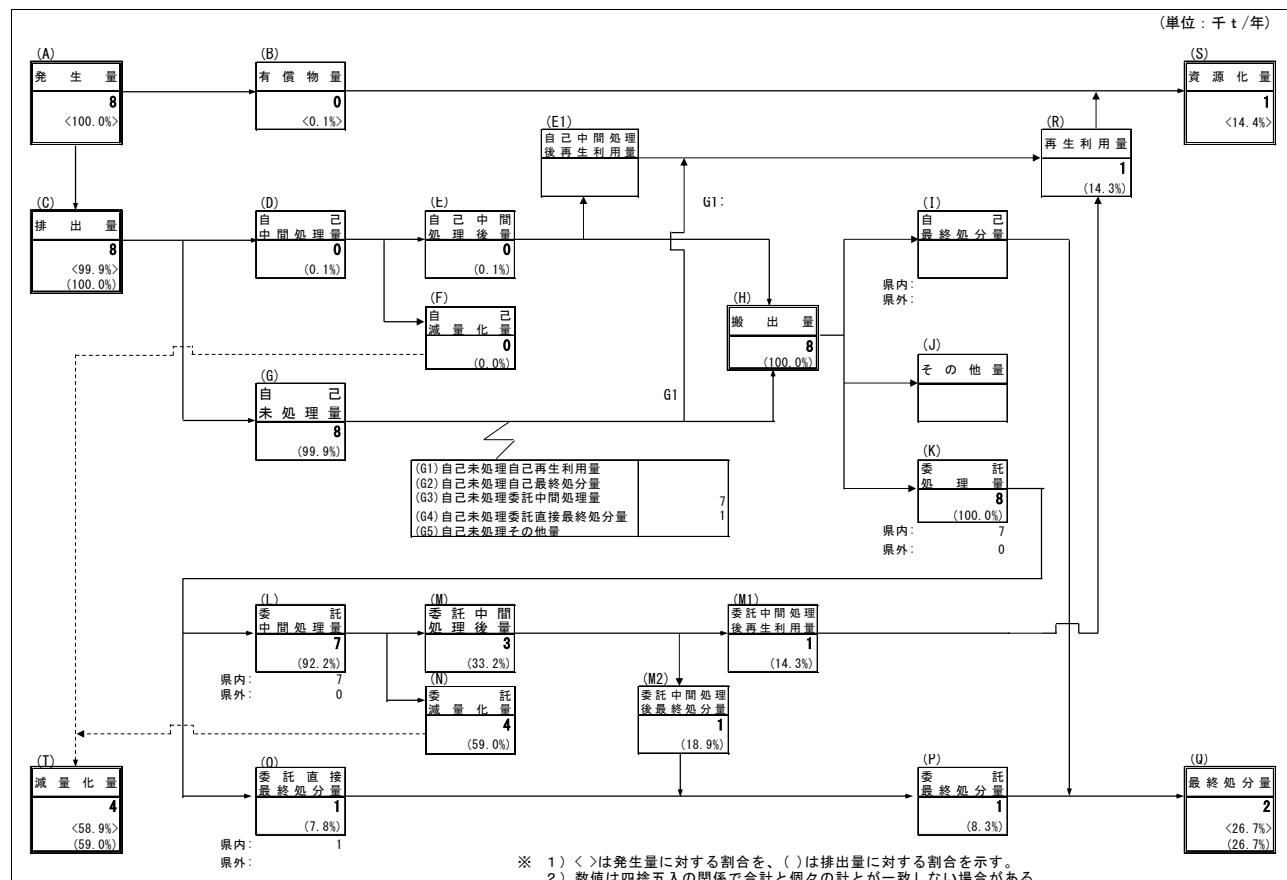


図2-4-20 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<医療・福祉>

10. サービス業

サービス業からの排出量は、4千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-21に示すように汚泥が3千トン(61.4%)で最も多く、次いで、廃油が0.4千トン(9.8%)、廃プラスチック類が0.4千トン(9.5%)等となっている。

サービス業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-22に示すとおりである。

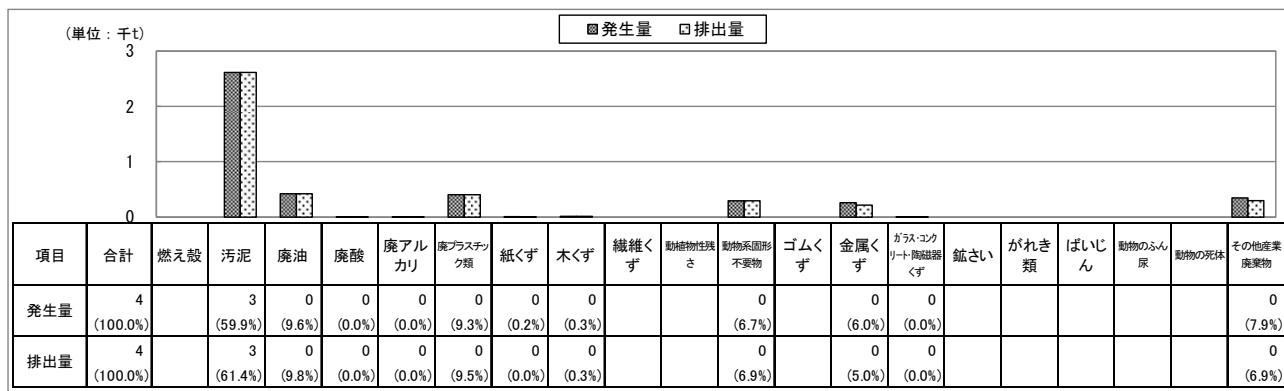


図2-4-21 種類別の発生量、排出量<サービス業>

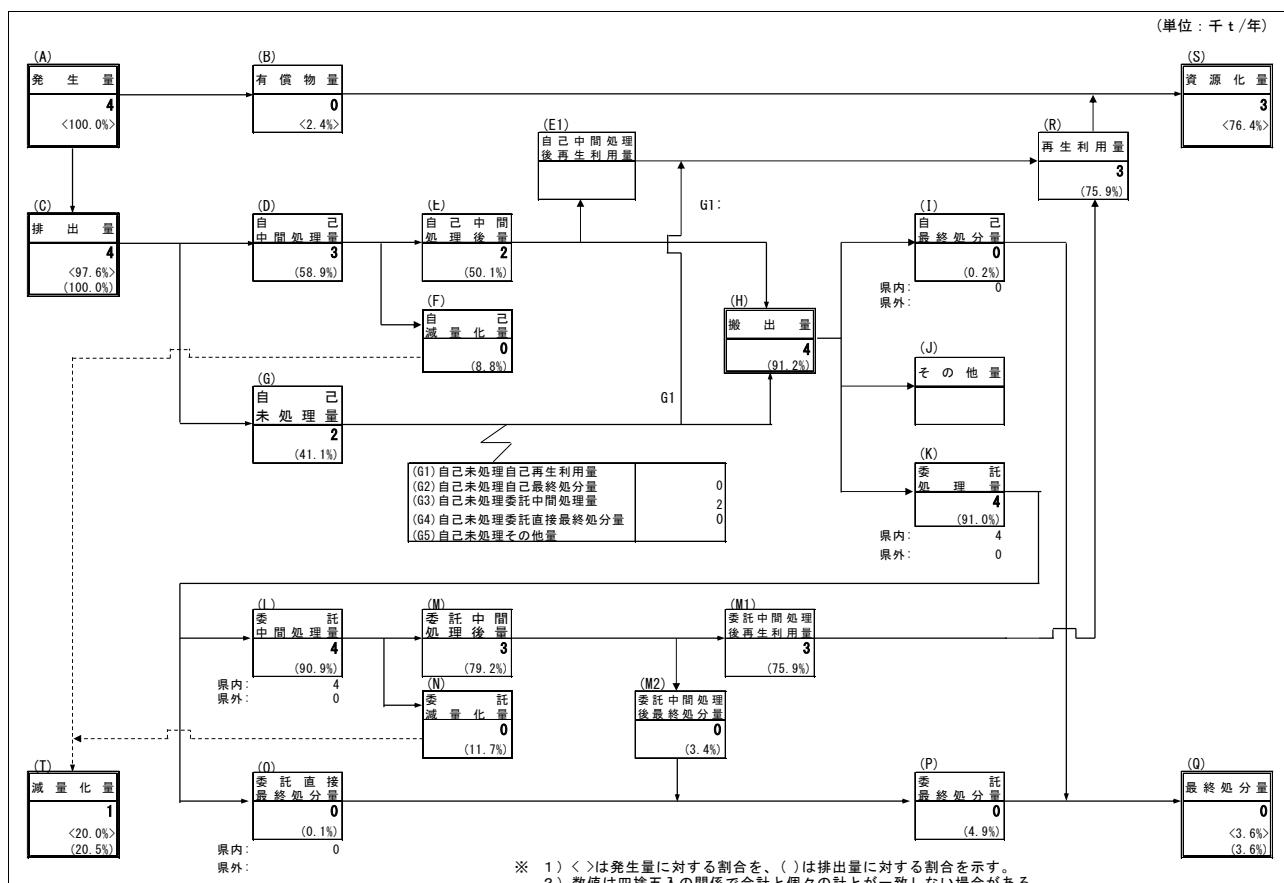


図2-4-22 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<サービス業>

第5節 特別管理産業廃棄物

前節までは、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物全体の状況をみてきたが、ここでは、特別管理産業廃棄物(単位:t／年)だけに着目して、その発生・排出及び処理・処分状況をまとめるものとする。

1. 発生・排出状況

特別管理産業廃棄物の発生・排出状況は、図2-5-1、2に示すとおりである。

発生、排出量(11,786トン)を種類別にみると、特定有害廃棄物(廃石綿等を除く)が6,475トン(54.9%)で最も多く、次いで、感染性廃棄物が4,290トン(36.4%)、廃石綿等が830トン(7.0%)となっている。また、業種別では、製造業が6,394トン(54.3%)、医療・福祉が4,308トン(36.6%)となっている。

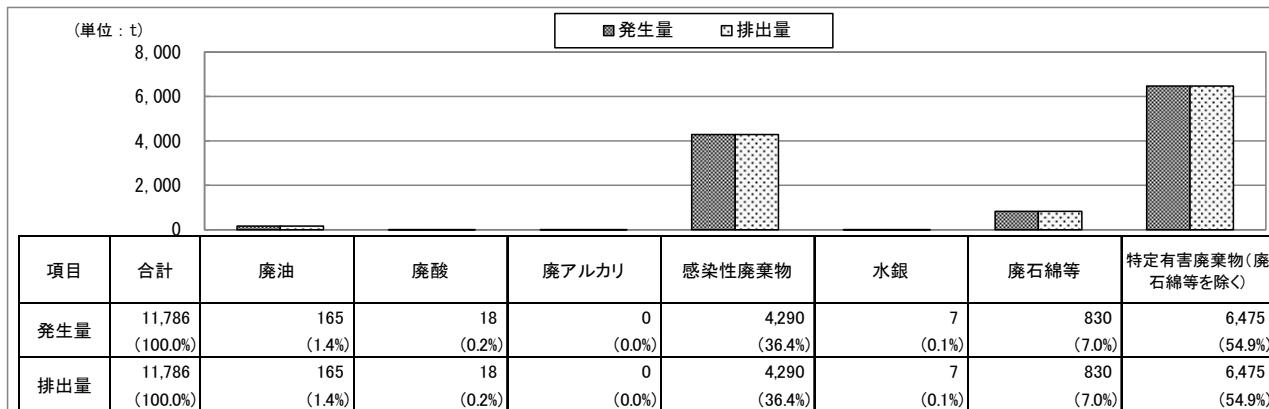


図2-5-1 種類別の特別管理産業廃棄物の発生量、排出量

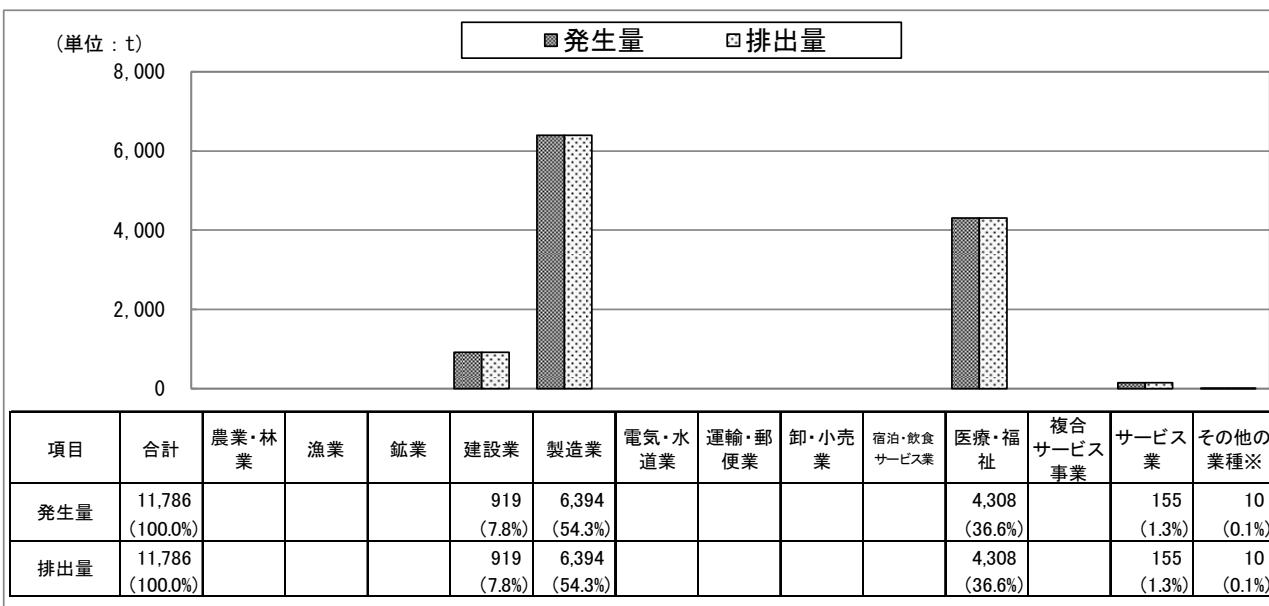


図2-5-2 業種別の特別管理産業廃棄物の発生量、排出量

2. 処理・処分状況

特別管理産業廃棄物の発生・排出から処理・処分状況の流れは、図2-5-3に示すとおりである。なお、特別管理産業廃棄物のうち、感染性廃棄物についての処理・処分状況は、図2-5-4に示すとおりである。

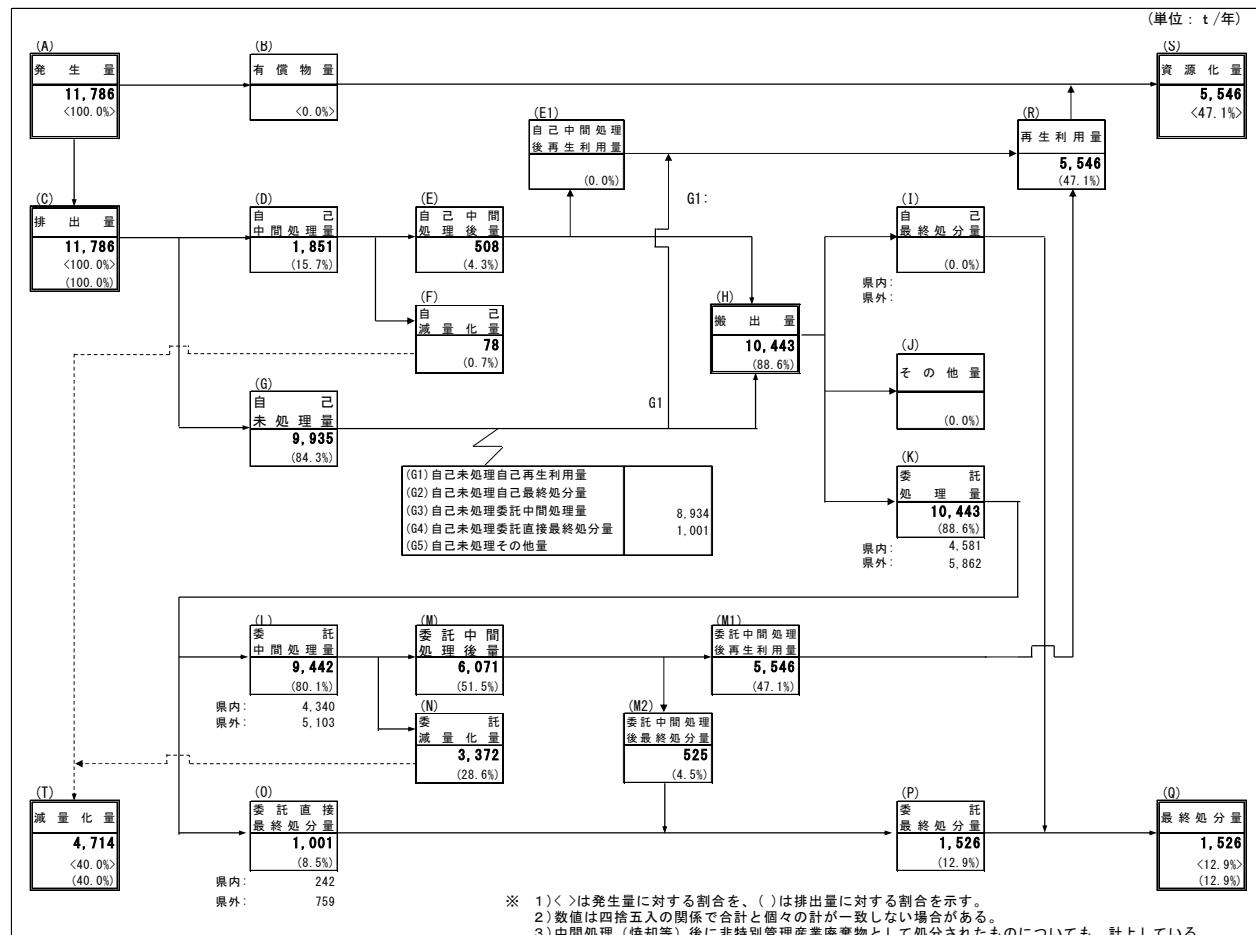


図2-5-3 特別管理産業廃棄物の発生・排出及び処理・処分の状況

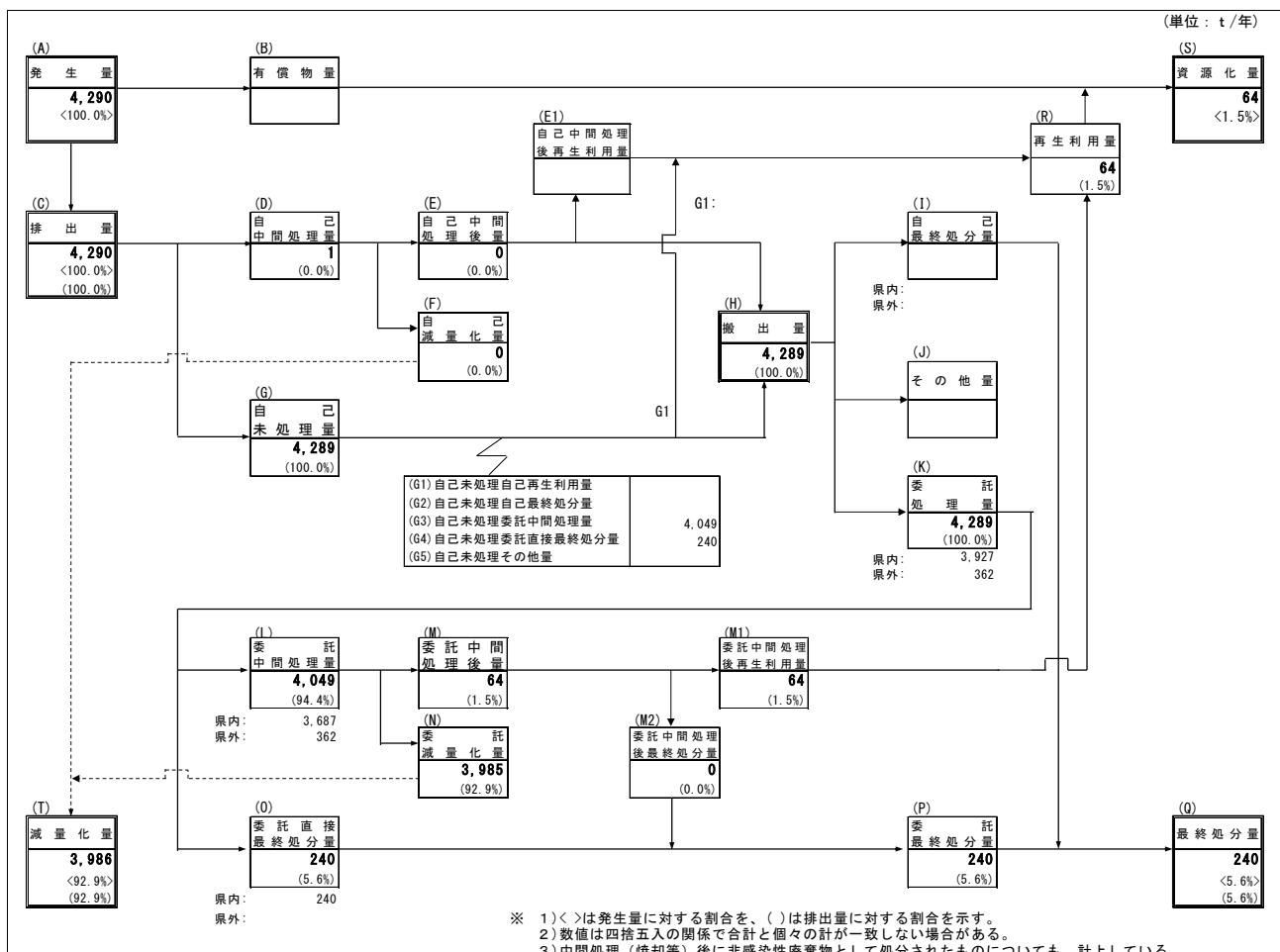


図 2-5-4 感染性廃棄物の発生・排出及び処理・処分の状況

第6節 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）

1. 搬出量の移動状況

産業廃棄物の発生量 1,865 千トン(動物のふん尿を除く)のうち、処理・処分を目的として事業場から搬出された産業廃棄物量(以下、搬出量という。)は、865 千トンとなっている。この搬出量の移動状況については表 2-6-1、図 2-6-1 に示すとおりである。

搬出量 865 千トンのうち、県内で処理・処分された量は 729 千トン(84.4%)、県外で処理・処分された量は 135 千トン(15.7%)となっており、搬出量の大部分が県内で処理・処分されている。

県内地域間の移動状況をみると、県内自地域内で処理・処分された量は 389 千トン(搬出量の 45.0%)、県内他地域で処理・処分された量は 340 千トン(39.4%)となっている。

表 2-6-1 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）

(単位:千t/年)

発生地域		合計	北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域	那覇市域
合 計	搬出量	865 <100.0%>	164 <100.0%>	320 <100.0%>	97 <100.0%>	29 <100.0%>	7 <100.0%>	248 <100.0%>
	自己最終処分量	25	14	11	0	0	0	0
	委託中間処理量	809	145	297	97	24	5	240
	委託直接最終処分量	29	5	10	0	4	0	8
	その他量	2	0	1	0	0	1	0
県 内 自 地 域	搬出量	389 <45.0%>	130 <79.3%>	179 <55.9%>	49 <50.3%>	23 <81.7%>	5 <75.5%>	2 <1.0%>
	自己最終処分量	25	14	11	0	0	0	0
	委託中間処理量	348	111	162	49	19	4	2
	委託直接最終処分量	14	5	5	0	4	0	0
	その他量	2	0	1	0	0	1	0
県 内 他 地 域	搬出量	340 <39.4%>	17 <10.5%>	85 <26.6%>	10 <10.6%>	2 <6.1%>	0 <5.8%>	225 <91.0%>
	自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	委託中間処理量	332	17	84	10	2	0	218
	委託直接最終処分量	8	0	1	0	0	0	7
	その他量	0	0	0	0	0	0	0
県 外 計	搬出量	135 <15.7%>	17 <10.3%>	56 <17.4%>	38 <39.1%>	4 <12.3%>	1 <18.7%>	20 <8.0%>
	自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	委託中間処理量	129	17	51	38	4	1	19
	委託直接最終処分量	6	0	5	0	0	0	1
	その他量	0	0	0	0	0	0	0

注)数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

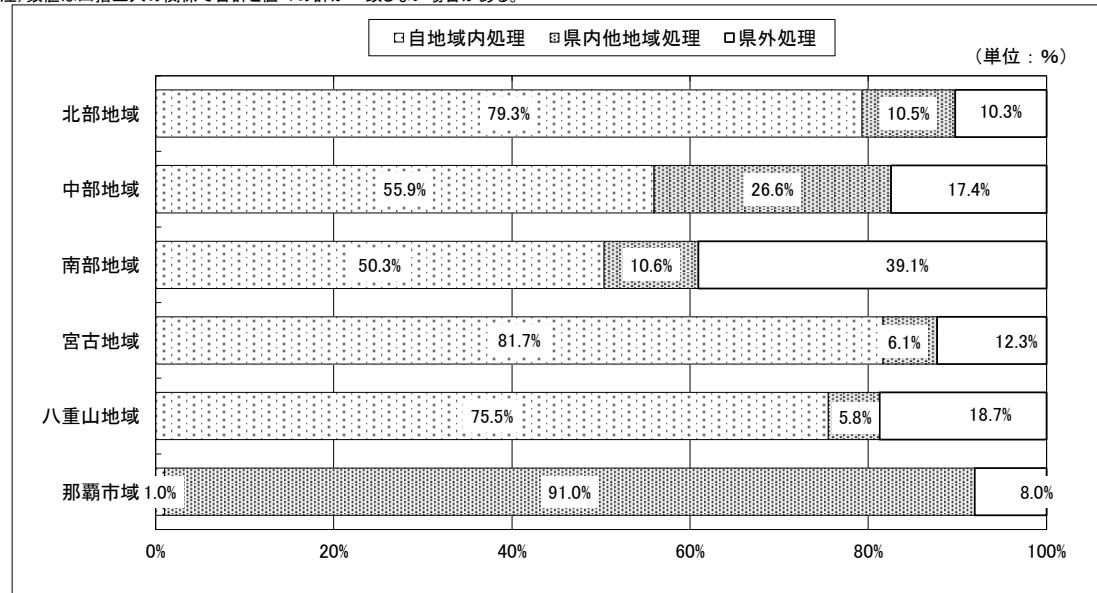


図 2-6-1 県内地域間の移動状況（動物のふん尿を除く）

2. 委託処理量の移動状況

搬出量 865 千トン（動物のふん尿を除く）のうち、処理業者等で委託処理された産業廃棄物は、中間処理量が 809 千トン、直接最終処分量が 29 千トンの計 837 千トンとなっている。この移動状況については、表 2-6-2、3 に示すとおりである。

表 2-6-2 産業廃棄物の移動状況（委託中間処理量）

(単位:千t／年)

		発 生 地 域					
		合 計	北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域
委託中間処理地域	合計	809	145	297	97	24	5
	自治体	7	6	0	0	0	0
	処理業者	802	139	297	97	24	5
	北部地域	236	111	37	0		87
	自治体	6	6				
	処理業者	230	106	37	0		87
	中部地域	256	14	162	8	2	70
	自治体	0	0	0			0
	処理業者	256	14	162	8	2	70
	南部地域	148	3	44	49	0	52
	自治体	0			0		0
	処理業者	148	3	44	49	0	52
	宮古地域	23		0	0	19	3
	自治体	0				0	
	処理業者	23		0	0	19	3
	八重山地域	12		0	2		6
	自治体	0				0	
	処理業者	11		0	2		6
	那覇市域	5		2	0	0	2
	自治体	0					0
	処理業者	5		2	0	0	2
	県内計	679	128	246	59	21	4
	自治体	7	6	0	0	0	0
	処理業者	672	122	246	59	21	3
	県外計	129	17	51	38	4	19
	自治体						
	処理業者	129	17	51	38	4	19

注)数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

表 2-6-3 産業廃棄物の移動状況（委託直接最終処分量）

(単位:千t／年)

		発 生 地 域					
		合 計	北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域
直接最終処分地域	合計	29	5	10	0	4	0
	自治体	1	0	0	0	0	0
	処理業者	27	5	10	0	4	0
	北部地域	6	5	1	0		0
	自治体	0	0				
	処理業者	5	4	1	0		0
	中部地域	9	0	5	0	0	4
	自治体	0		0			0
	処理業者	9	0	5	0	0	4
	南部地域	3	0	0	0	0	3
	自治体	0			0		0
	処理業者	3	0	0	0	0	3
	宮古地域	4				4	0
	自治体	0				0	
	処理業者	4				4	0
	八重山地域	1				0	0
	自治体	0				0	
	処理業者	1				0	0
	那覇市域	0					0
	自治体	0					0
	処理業者	0					0
	県内計	23	5	6	0	4	0
	自治体	1	0	0	0	0	0
	処理業者	22	5	5	0	4	0
	県外計	6	0	5	0	0	1
	自治体	0					
	処理業者	6	0	5	0	0	1

注)数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

第3章 産業廃棄物の推移と将来予測

第3章 産業廃棄物の推移と将来予測

第1節 前回調査との比較

1. 発生・排出状況の比較（動物のふん尿を除く）

発生量及び排出量について、前回調査(令和元年度)との比較を図3-1-1～図3-1-6に示す。この4年間で、発生量は7.6%減少し、排出量は5.7%減少している。

これらの変動に関しては、製造業(主に食料品製造業の動植物性残さ)、建設業(主にがれき類)、電気・水道業(主に汚泥)の変動が影響している。

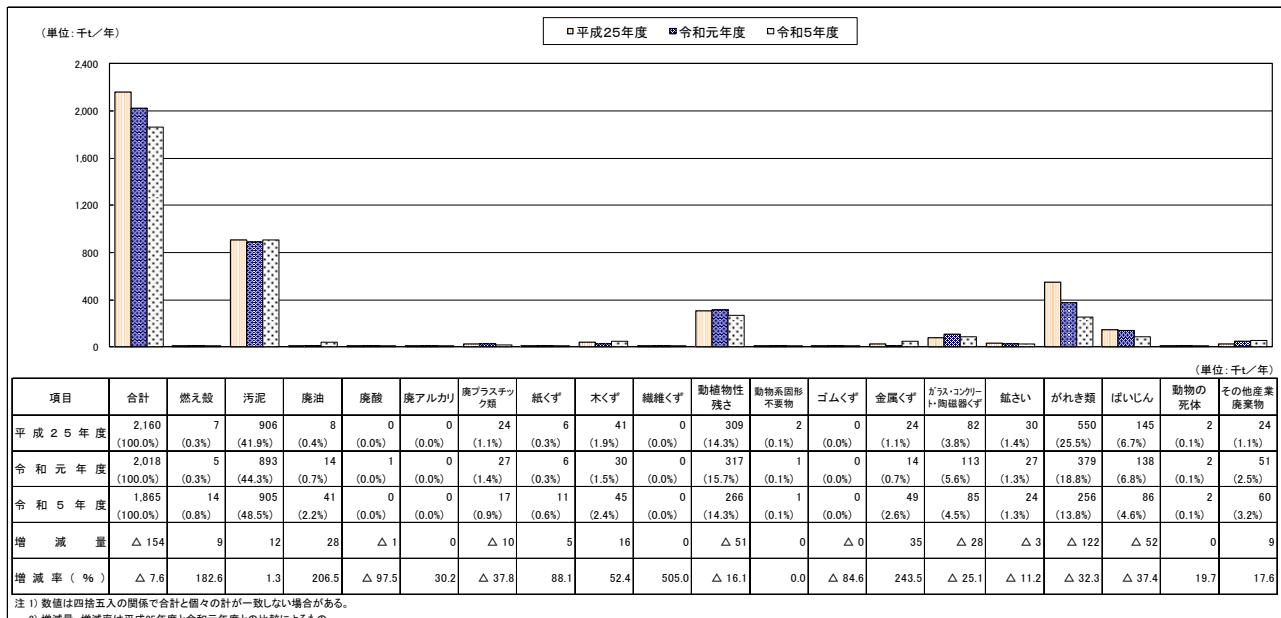


図3-1-1 種類別発生量の比較（動物のふん尿を除く）

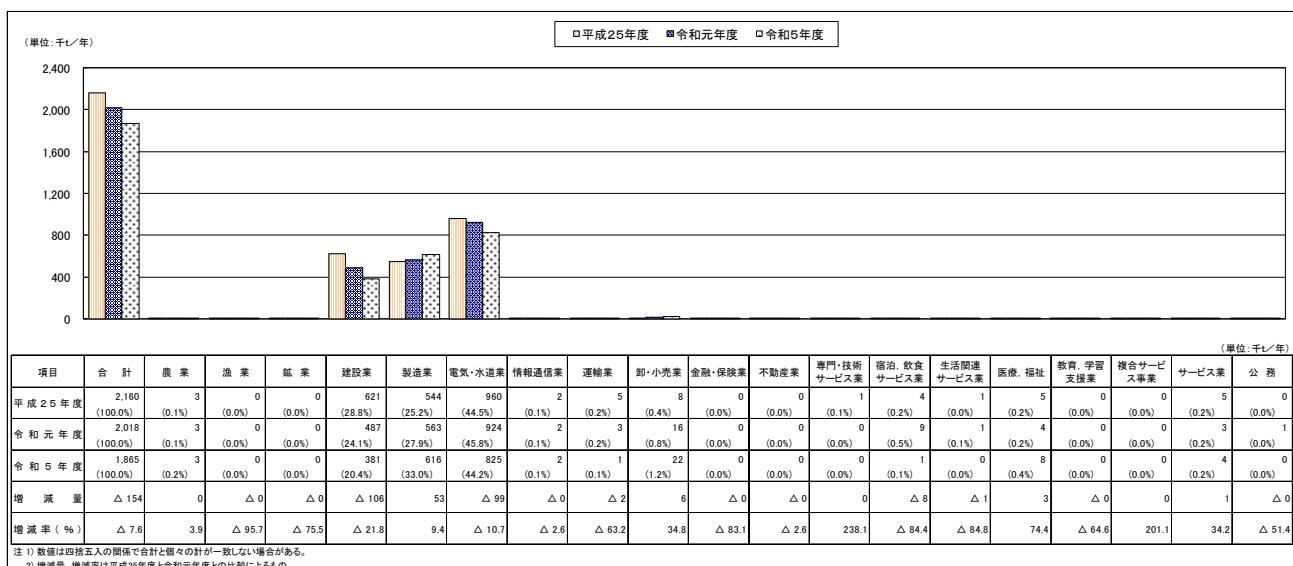


図3-1-2 業種別発生量の比較（動物のふん尿を除く）

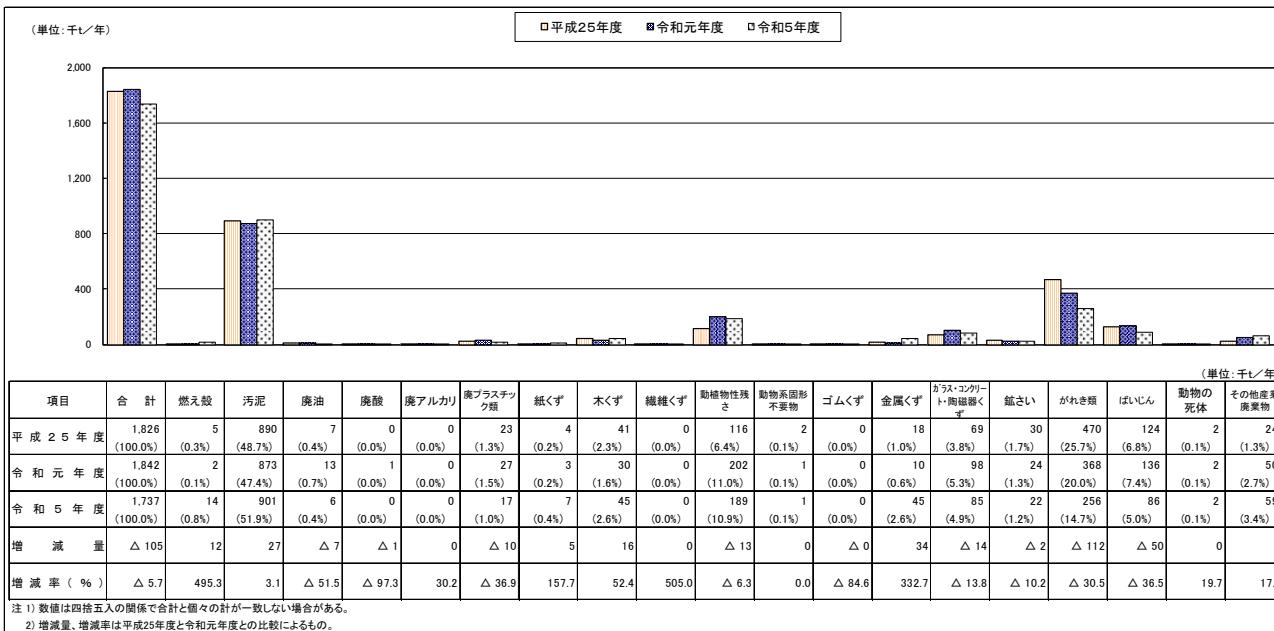


図3-1-3 種類別排出量の比較（動物のふん尿を除く）

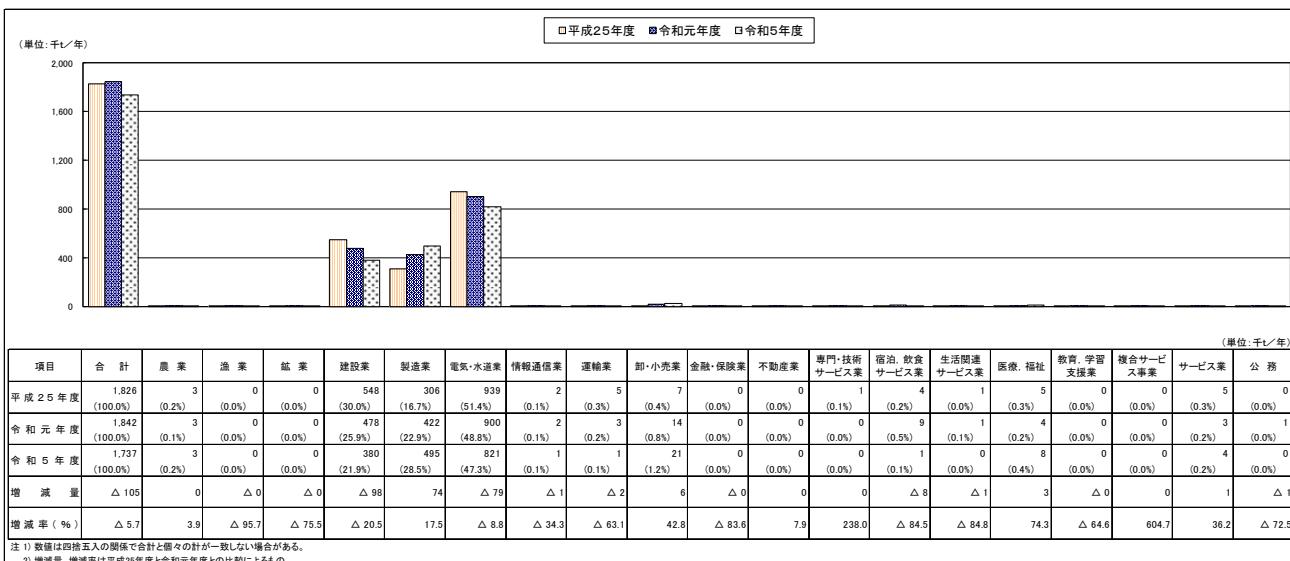


図3-1-4 業種別排出量の比較（動物のふん尿を除く）

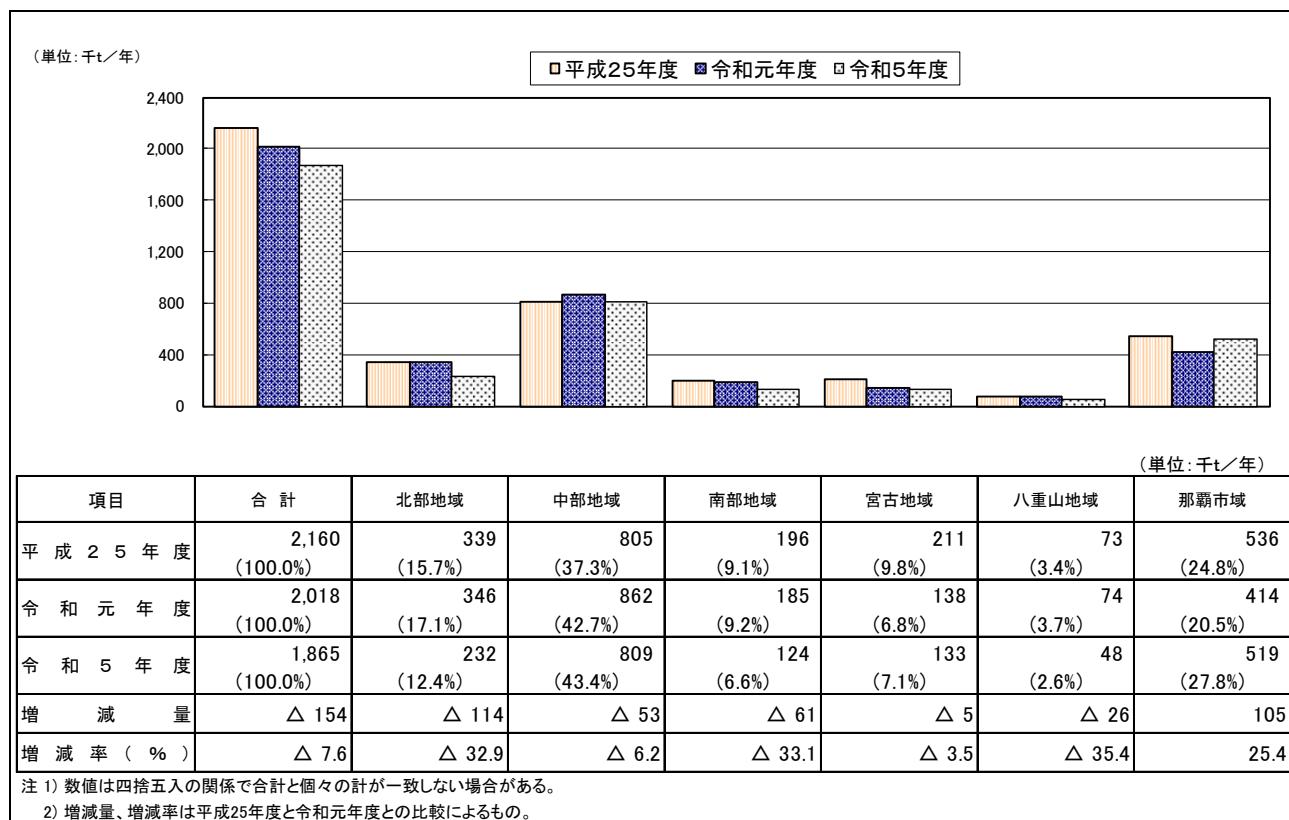


図3-1-5 地域別発生量の比較（動物のふん尿を除く）

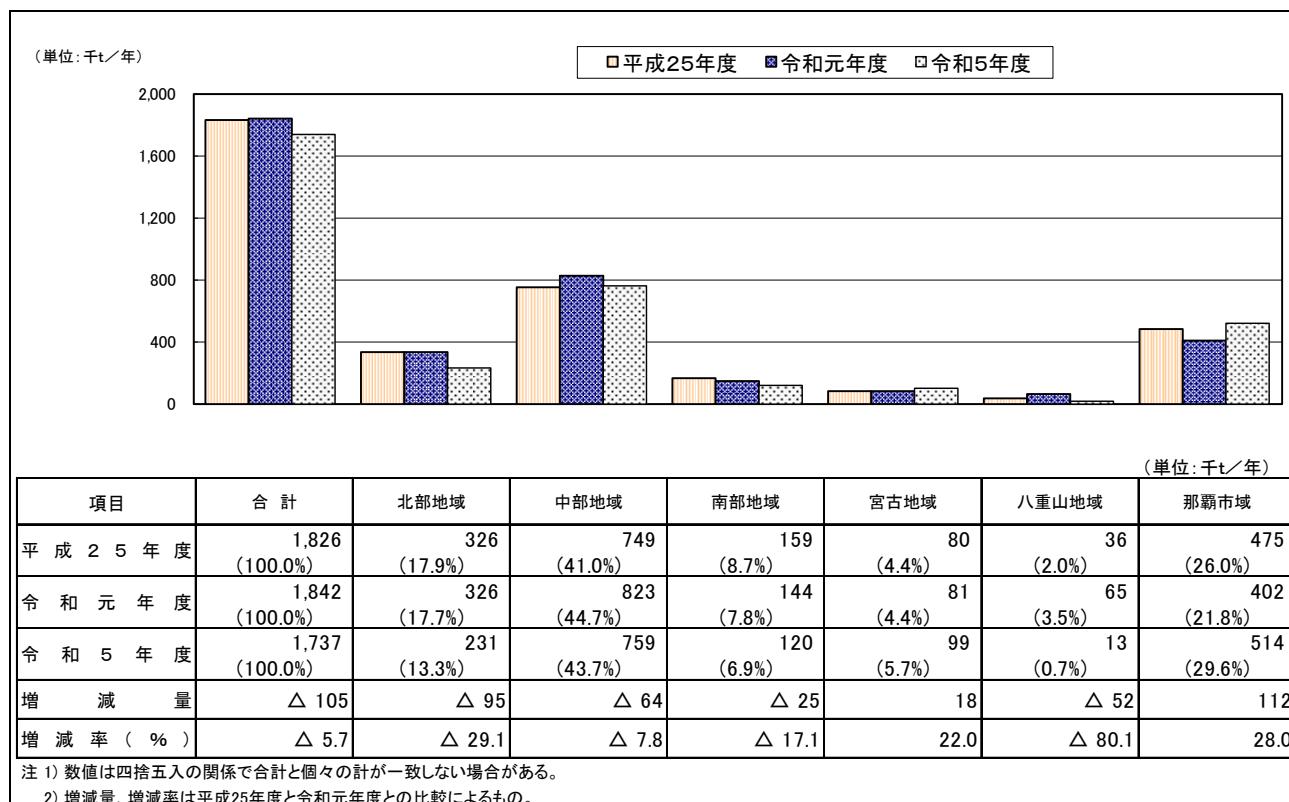


図3-1-6 地域別排出量の比較（動物のふん尿を除く）

2. 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

処理・処分状況について、前回調査(令和元年度)との比較を表3-1-1及び図3-1-7に示す。

前回調査(令和元年度)と比較すると、排出量が105千トン減少する中で、最終処分量は28千トン増加している。

再生利用量は48.5%から47.5%となり、1.0ポイントの下降となっている。また、中間処理による減量化量は47.7%から46.8%となり、0.9ポイントの下降となっている。

表3-1-1 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

(単位:千t／年)

項目	平成25年度	令和元年度	令和5年度	増減量	増減率(%)
排 出 量	1,826 (100.0)	1,842 (100.0)	1,737 (100.0)	△ 105	△ 5.7
再 生 利 用 量	910 (49.8)	893 (48.5)	824 (47.5)	△ 69	△ 7.7
減 量 化 量	853 (46.7)	878 (47.7)	812 (46.8)	△ 66	△ 7.5
最 終 処 分 量	61 (3.3)	69 (3.8)	98 (5.6)	28	41.0
そ の 他 量	2 (0.1)	1 (0.1)	2 (0.1)	1	95.0

注1) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

2) 増減量、増減率は平成25年度と令和元年度との比較によるもの。

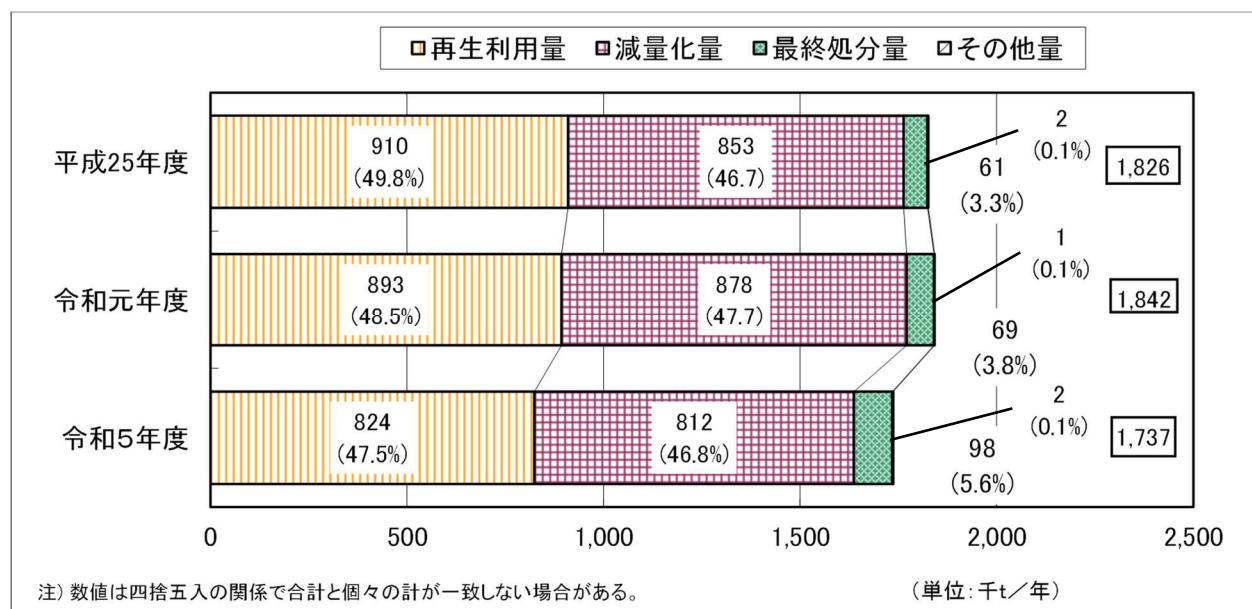


図3-1-7 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

第2節 沖縄県廃棄物処理計画目標値との比較

ここでは今回の調査結果(現状値：令和5年度)をもとに、令和4年3月に策定した沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（以下、処理計画という。）の減量化目標（目標年度：令和7年度）の達成状況を評価する。

処理計画で設定している産業廃棄物の減量化目標、及び現状値との比較については、表3－2－1に示すとおりである。

表3－2－1 減量化目標と現状値の比較

項目 区分	第五期計画		R5年度（2023年度） 実績	進捗状況
	令和元年度（2019年度） (基準年度)	令和7年度（2025年度） (目標値)		
排出量 (千t)	— [1,842]	現状（R1年度）に対し、 増加を1%以内に抑制 [1,860]	R1年度に対し5.7%減少 (0.943倍) [1,737]	目標を達成
再生利用量 (千t)	排出量の48.5% [893]	排出量の51.0% [949]	排出量の47.5% [824]	目標を未達成
最終処分量 (千t)	排出量の3.8% [69]	現状（R1年度）に対し 増加を1%以内に抑制 [70]	排出量の5.6% [98]	目標を未達成

1. 排出量

令和5年度（2023年度）の排出量は1,737千トンで、第五期計画の目標（1,860千トン）に対し123千トン下回っており、目標（増加を1%以内に抑制）を達成する状況となっている。

2. 再生利用量

令和5年度（2023年度）の再生利用率は47.5%（824千トン）で、第五期計画の目標（排出量の51%）に対して3.5ポイント下回っており、目標は未達成の状況となっている。

3. 最終処分量

令和5年度（2023年度）の最終処分率は5.6%（98千トン）で、第五期計画の目標（令和元年度に対し増加を1%以内に抑制）に対して28千トン上回っており、目標は未達成の状況となっている。

4. 中間評価

現状（令和5年度）における令和7年度の目標達成状況をみると、排出量では目標を達成したが、再生利用量と最終処分量で未達成の状況にあることから、より一層の減量化・リサイクル等の努力が必要と思われる。

第3節 発生、排出及び処理・処分状況の将来予測

1. 将来予測の方法

産業廃棄物量の将来予測に当たっては、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況等と業種ごとの活動量指標との関係は変わらない」ものと仮定して、実態調査で得られた原単位(A式)と別に調査した業種別の母集団(調査対象全体)における将来の活動量指標を用いたC式によって予測することを原則とした。

なお、将来の活動量指標(O")の予測は、過去の活動量指標の動向(トレンド)に対して、数種類の回帰式(一次、二次、指数曲線、べき曲線、対数曲線)を当てはめる時系列解析により行い、適合度の高い回帰式を採用することとした。

将来の活動量指標の算出方法等については表3-3-1に示すとおりである。

$$\boxed{\text{C式}} \quad W'' = \alpha \cdot O''$$

W":令和6~17年度の予測産業廃棄物量

O":令和6~17年度の母集団の活動量指標

原単位: α については、実態調査によって得られた業種別、種類別の集計産業廃棄物量と業種別の集計活動量指標から、A式により活動量指標単位あたりの産業廃棄物量(原単位)を算出するものとする。

$$\boxed{\text{A式}}$$

$$\alpha = W / O$$

α : 産業廃棄物の排出原単位

W : 標本に基づく集計産業廃棄物量

O : 標本に基づく集計活動量指標

表3-3-1 将來の活動量指標の算出方法等

業種	将来的活動量指標の算出方法等				
	活動量指標	将来	使用データ年	使用した資料	
農業	農業用廃プラスチック 動物の死体	予測値	平成23年~令和5年	沖縄県産業廃棄物実態調査フォローアップ業務報告書 (沖縄県環境部)	
林業					
漁業					
鉱業					
建設業	元請完成工事高	予測値	平成26年~令和5年	建設工事施工統計調査報告 (国土交通省建設経済統計調査室建設統計係)	
製造業	製造品出荷額等	予測値	平成27年~令和5年	工業統計調査結果(経済産業省大臣官房調査統計グループ) 経済センサスー活動調査(総務省統計局) 経済構造実態調査(総務省統計局)	
情報通信業					
運輸・郵便業					
卸・小売業					
金融・保険業					
不動産・物品賃貸業					
専門・技術サービス業					
宿泊・飲食サービス業					
生活関連サービス業					
教育・学習支援業					
医療・福祉					
病院	病床数	予測値	平成26年~令和5年	調査・病院報告の概況(厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室)	
複合サービス事業					
サービス業	従業者数	予測値	平成24年、28年、30年、令和3年	平成24年、28年、30年、令和3年:経済センサスー活動調査 (総務省統計局)	

注1) 元請完成工事高は、建設工事費デフレータ(国土交通省建設経済局)で令和元年価格に補正して用いた。

注2) 製造品出荷額等は、製造業部門別算出物価指数(日本銀行調査統計局)で令和元年価格に補正して用いた。

注3) 電気・水道業は、全数調査のため、活動量指標は設定していない。

注4) 公務は、アンケート調査により各事業所が回答した現状値を用いているため、活動量指標は設定していない。

2. 発生量の将来予測（動物のふん尿を除く）

沖縄県の将来発生量は、このままの推移でいくと、令和17年度は令和5年度と比べると83千トン増加するものと見込まれる。種類別、業種別の将来予測結果を図3-3-1、2に示す。

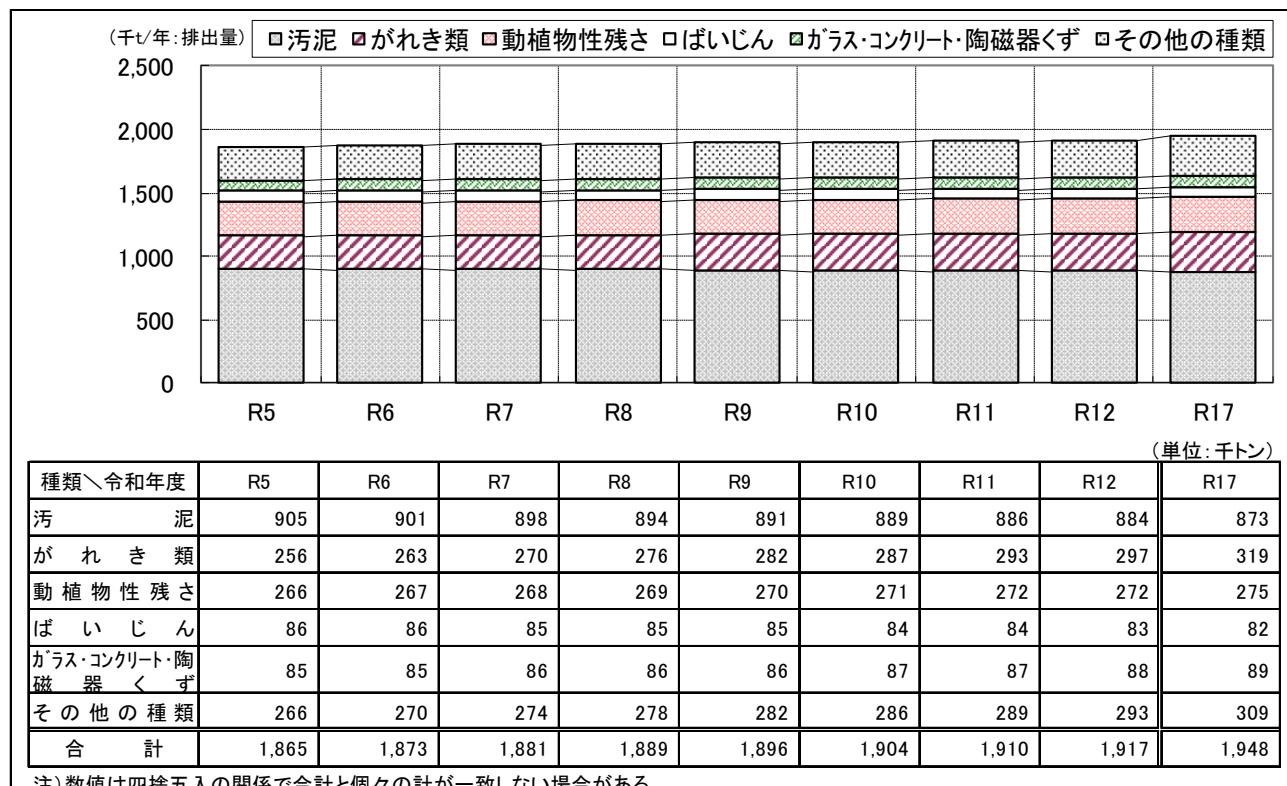


図3-3-1 種類別発生量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

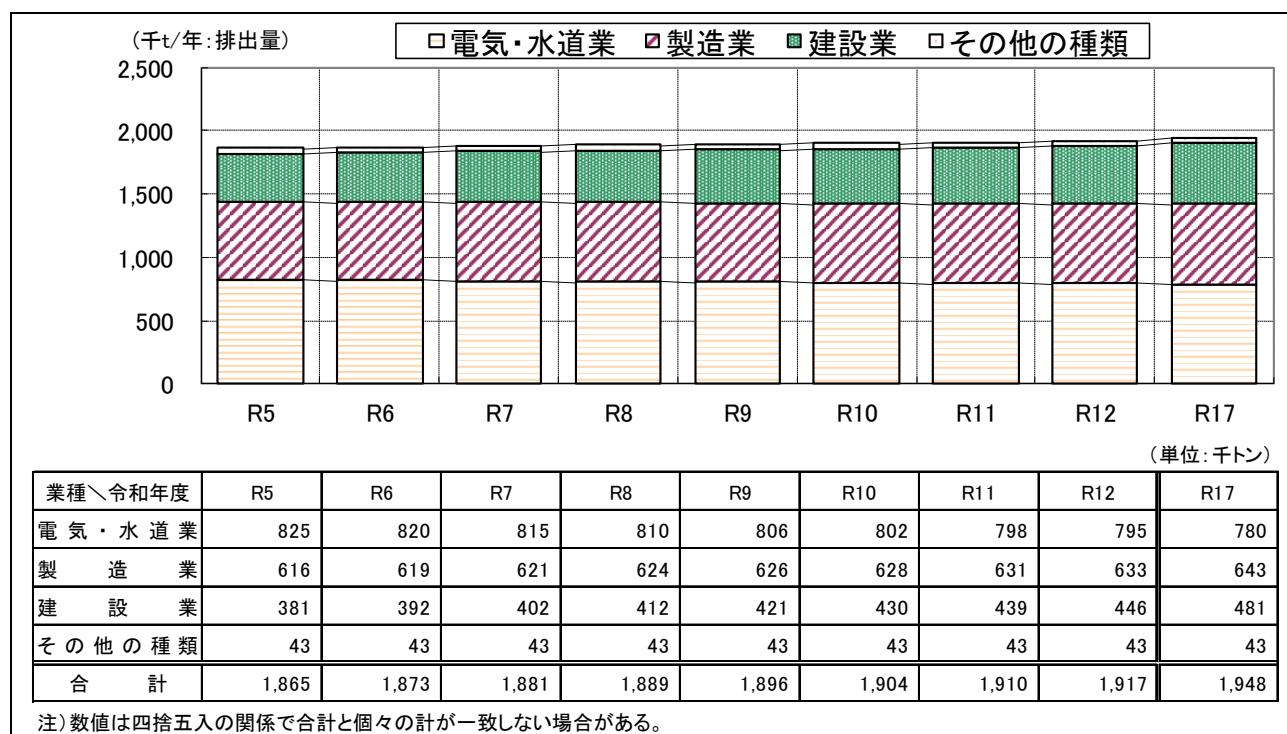


図3-3-2 業種別発生量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

3. 排出量の将来予測（動物のふん尿を除く）

沖縄県の将来排出量は、このままの推移でいくと、令和17年度は令和5年度と比べると78千トン増加するものと見込まれる。種類別、業種別の将来予測結果を図3-3-3、4に示す。

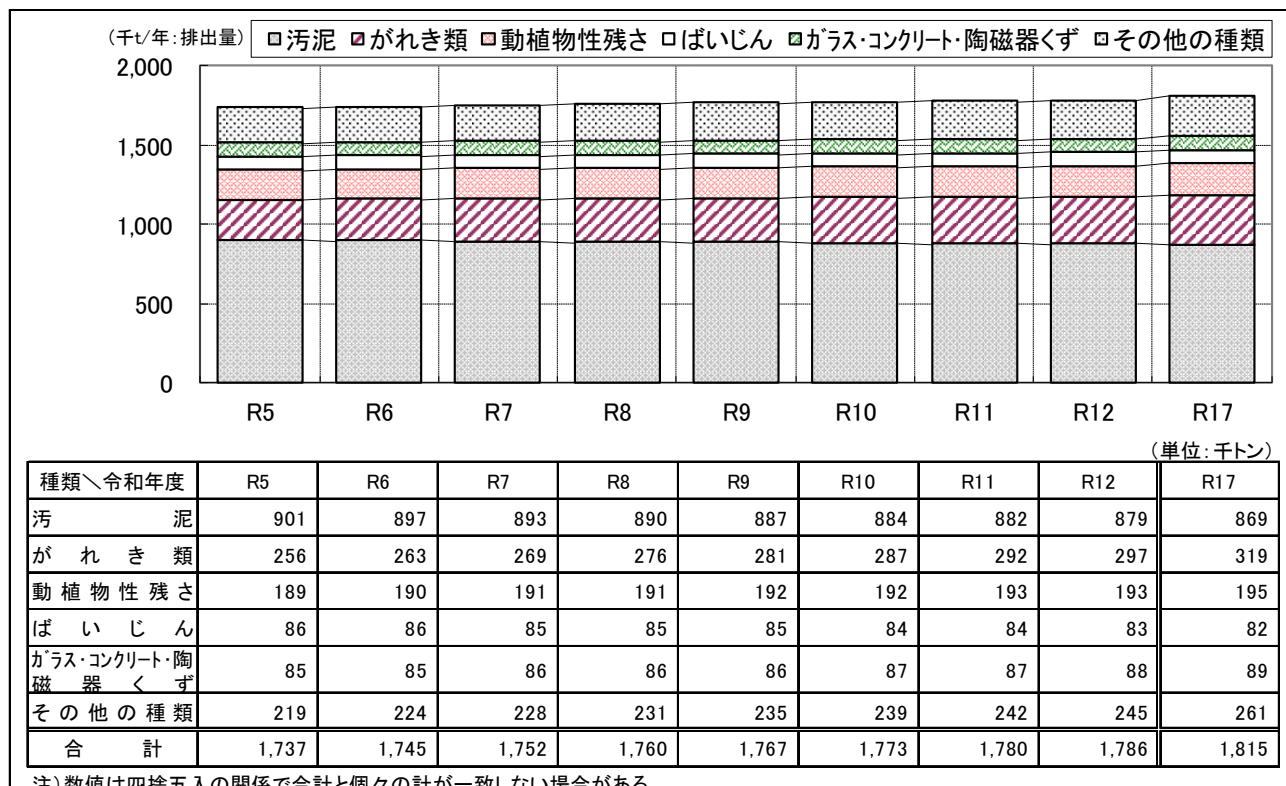


図3-3-3 種類別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

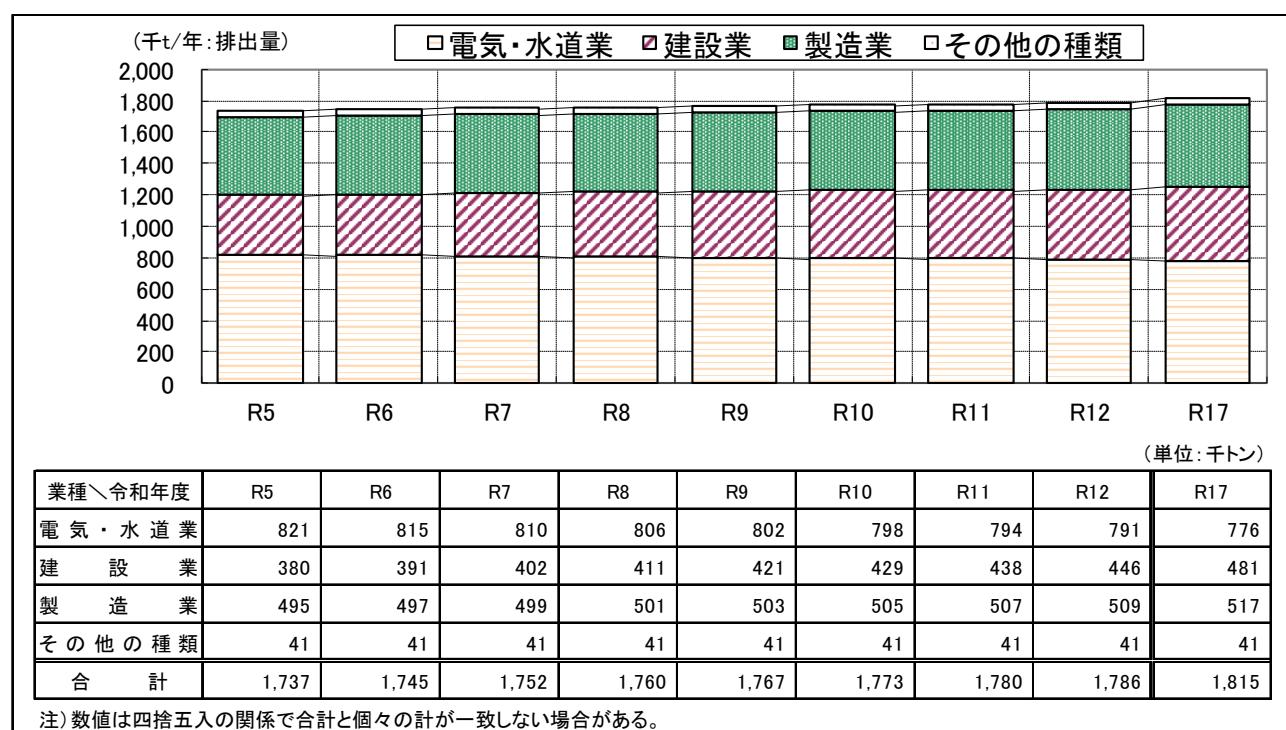


図3-3-4 業種別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

4. 処理・処分状況の将来予測（動物のふん尿を除く）

将来における処理・処分状況については、減量化量が減少傾向に、最終処分量が増加傾向にあることから、今後はさらなる減量化・リサイクル等の取組を促進する必要があると思われる。

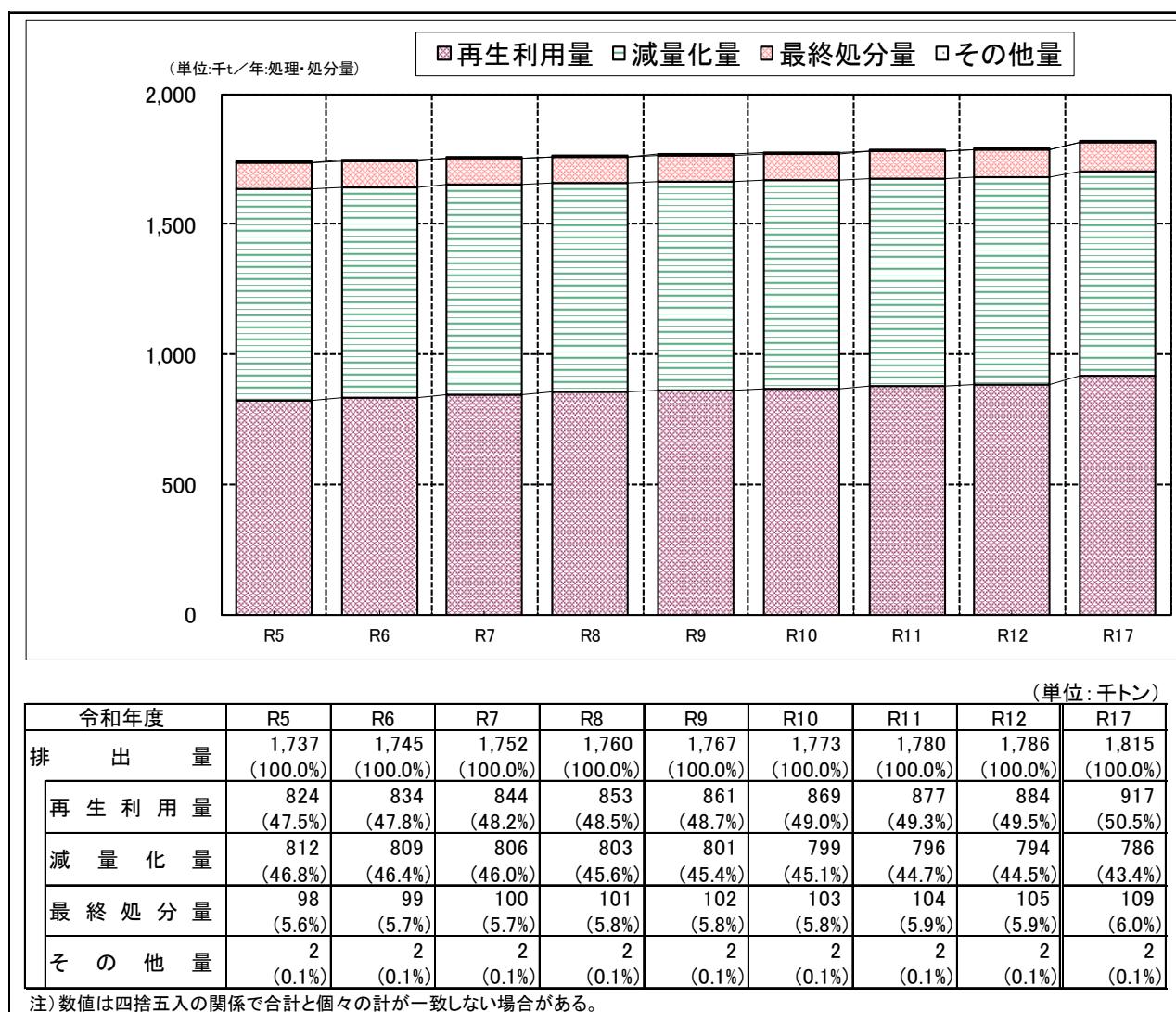


図 3－3－5 処理・処分状況の将来予測

第4節 最終処分場の残余容量の推計

沖縄県内における産業廃棄物の最終処分場の残余容量と処分実績から令和5年度末時点の最終処分場の残余容量と残余年数を推計した。

推計結果は以下のとおりである。

1. 令和5年度の最終処分場の残余容量

令和5年度における沖縄県内の最終処分場の残余容量は3,230千m³であり、安定型最終処分場は2,925千m³、管理型最終処分場は306千m³となっている。

表3-4-1 最終処分場の残余容量（令和5年度末時点）

	施設数	残余容量（千m ³ ）
安定型最終処分場	8	2,925
管理型最終処分場	5	306
合 計	13	3,230

2. 最終処分量の将来予測

最終処分場の残余容量の将来予測に当たっては、過去5年間の処理実績の動向（トレンド）に対して、数種類の回帰式（一次、二次、指數曲線、べき曲線、対数曲線）を当てはめる時系列解析により行い、適合度の高い回帰式を採用することとした。

安定型最終処分場及び管理型最終処分場における過去5年間の残余容量及び処理実績を表3-4-2に示す。

なお、管理型最終処分場の残余容量推計において、排出事業者設置の処分場については、他事業者からの受入を見込んでいないため、推計から除外した。

表3-4-2 過去5年間の安定型・管理型最終処分場の残余容量及び処理実績

	安定型最終処分場（千m ³ ）		管理型最終処分場（千m ³ ） ^注	
	残余容量	処理実績	残余容量	処理実績
令和元年度	3,338	41	165	7
令和2年度	3,302	33	156	9
令和3年度	3,000	35	365	21
令和4年度	2,958	42	347	19
令和5年度	2,958	33	306	39

注) 排出事業者設置の処分場については、他事業者からの受入を見込んでいないため、推計から除外。

3. 最終処分場の残余容量と残余年数の推計

安定型最終処分場及び管理型最終処分場における処分実績量の推計結果から、残余容量と残余年数を表3-4-3、4及び図3-4-1、2に示す。

推計の結果、安定型最終処分場においては、令和17年度における残余容量は2,543千m³³となり、残余年数は81.97年となった。

表3-4-3 安定型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量と残余年数

年度	残余容量(千m ³)		処理実績(千m ³)		残余年数 (C/B)
	実績 (A)	将来予測 (A-B)=(C)	実績	将来予測 (B)	
令和元年度	3,338	—	41	—	—
令和2年度	3,302	—	33	—	—
令和3年度	3,000	—	35	—	—
令和4年度	2,958	—	42	—	—
令和5年度	2,925	—	33	—	—
令和6年度	—	2,892	—	33	88.16
令和7年度	—	2,859	—	33	87.79
令和8年度	—	2,827	—	32	87.36
令和9年度	—	2,795	—	32	86.88
令和10年度	—	2,763	—	32	86.36
令和11年度	—	2,731	—	32	85.81
令和12年度	—	2,699	—	32	85.23
令和13年度	—	2,668	—	32	84.62
令和14年度	—	2,636	—	31	83.99
令和15年度	—	2,605	—	31	83.34
令和16年度	—	2,574	—	31	82.66
令和17年度	—	2,543	—	31	81.97

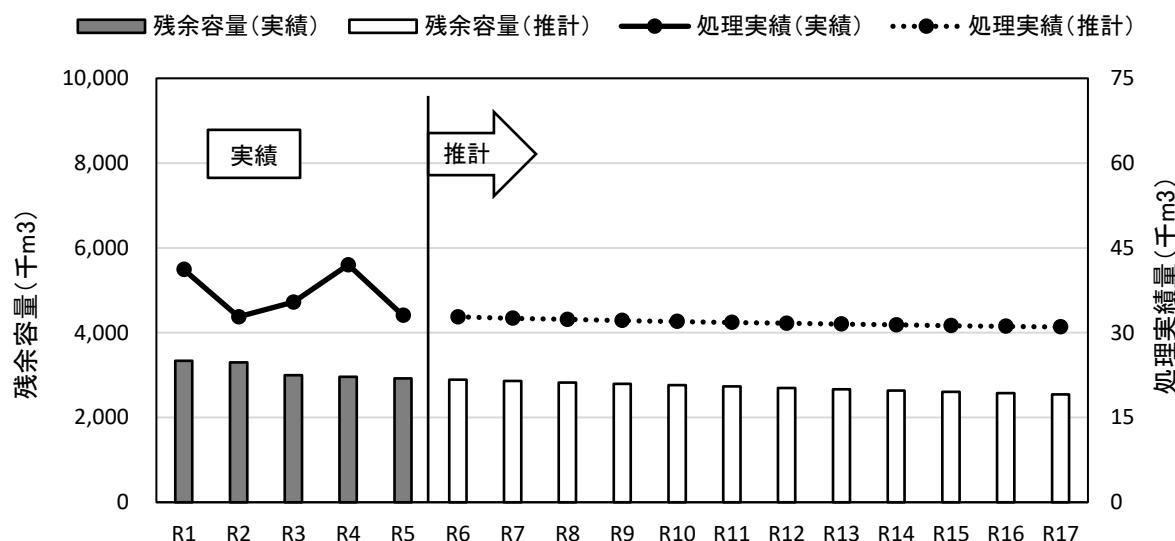


図3-4-1 安定型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量

管理型最終処分場においては、令和17年度における残余容量は110千m³となり、残余年数は7.46年だった。

表3-4-4 管理型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量と残余年数

年度	残余容量(千m ³)		処理実績(千m ³)		残余年数 (C/B)
	実績 (A)	将来予測 (A-B)=(C)	実績	将来予測 (B)	
令和元年度	165	—	7	—	—
令和2年度	387	—	9	—	—
令和3年度	365	—	21	—	—
令和4年度	347	—	19	—	—
令和5年度	306	—	39	—	—
令和6年度	—	287	—	18	15.62
令和7年度	—	269	—	18	15.02
令和8年度	—	252	—	18	14.39
令和9年度	—	235	—	17	13.72
令和10年度	—	218	—	17	13.02
令和11年度	—	202	—	16	12.30
令和12年度	—	186	—	16	11.55
令和13年度	—	170	—	16	10.77
令和14年度	—	154	—	15	9.98
令和15年度	—	139	—	15	9.16
令和16年度	—	124	—	15	8.32
令和17年度	—	110	—	15	7.46

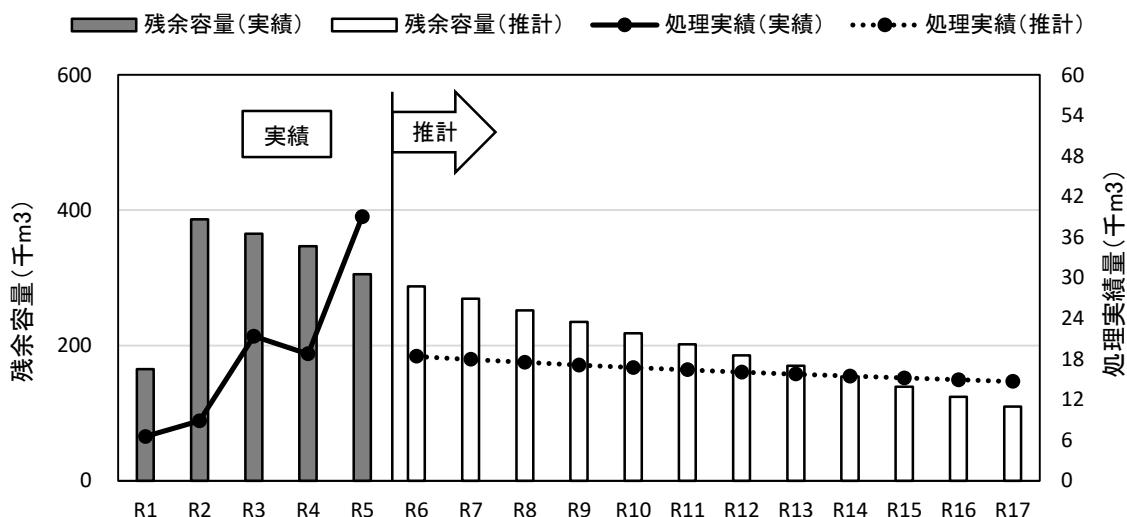


図3-4-2 管理型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量

第4章 意識調査結果

第4章 意識調査結果

産業廃棄物に関する事業者の意識を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査結果は、以下のとおりである。なお、調査対象は、産業廃棄物実態調査と同一の事業所である。

第1節 回答結果

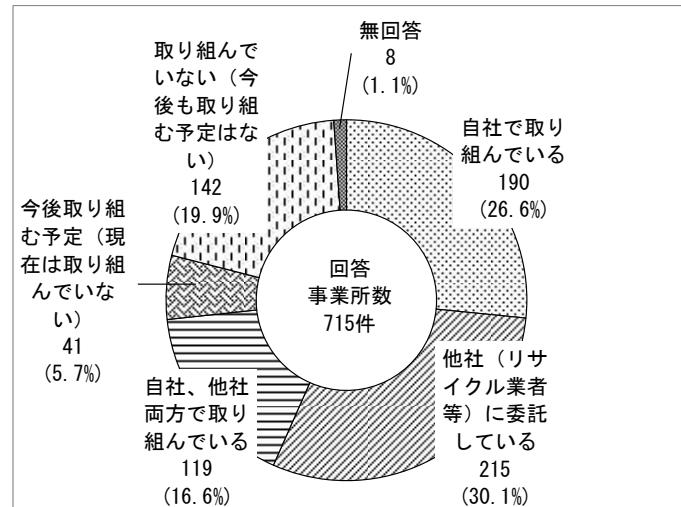
アンケート送付事業所 4,181(処理業者を除く)件に対して、715 の事業所から回答が得られた。回答率は 17.1% である。

第2節 調査結果のまとめ

1. 産業廃棄物等の発生抑制（リデュース）の取組状況について

(1) 発生抑制の取組状況

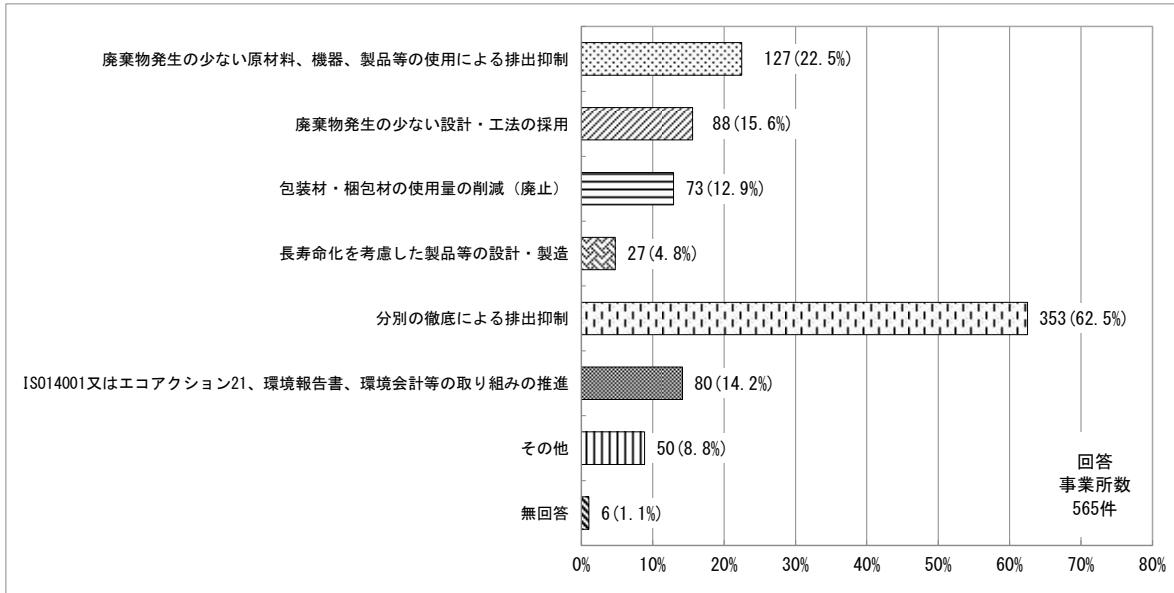
発生抑制の取組については、「他社（リサイクル業者等）に委託している」（30.1%）が最も多く、「自社で取り組んでいる」（26.6%）と「自社、他社両方で取り組んでいる」（16.6%）を合わせ、7割以上（73.3%）の事業者で産業廃棄物の発生抑制に取り組んでいる。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 自社で取り組んでいる	54 (25.4%)	69 (35.9%)	13 (44.8%)	54 (19.2%)	190 (26.6%)
2 他社（リサイクル業者等）に委託している	82 (38.5%)	49 (25.5%)	3 (10.3%)	81 (28.8%)	215 (30.1%)
3 自社、他社両方で取り組んでいる	50 (23.5%)	28 (14.6%)	2 (6.9%)	39 (13.9%)	119 (16.6%)
4 今後取り組む予定（現在は取り組んでいない）	12 (5.6%)	9 (4.7%)		20 (7.1%)	41 (5.7%)
5 取り組んでいない（今後も取り組む予定はない）	13 (6.1%)	36 (18.8%)	11 (37.9%)	82 (29.2%)	142 (19.9%)
無回答	2 (0.9%)	1 (0.5%)		5 (1.8%)	8 (1.1%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(2) 排出抑制の取組状況（複数回答有）

具体的な排出抑制の取組内容については、「分別の徹底による排出抑制」(353 件、62.5%)が最も多く、次いで「廃棄物発生の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制」(127 件、22.5%)、「廃棄物発生の少ない設計・工法の採用」(88 件、15.6%)、「ISO14001 又はエコアクション 21、環境報告書、環境会計等の取り組みの推進」(80 件、14.2%)の順になっている。

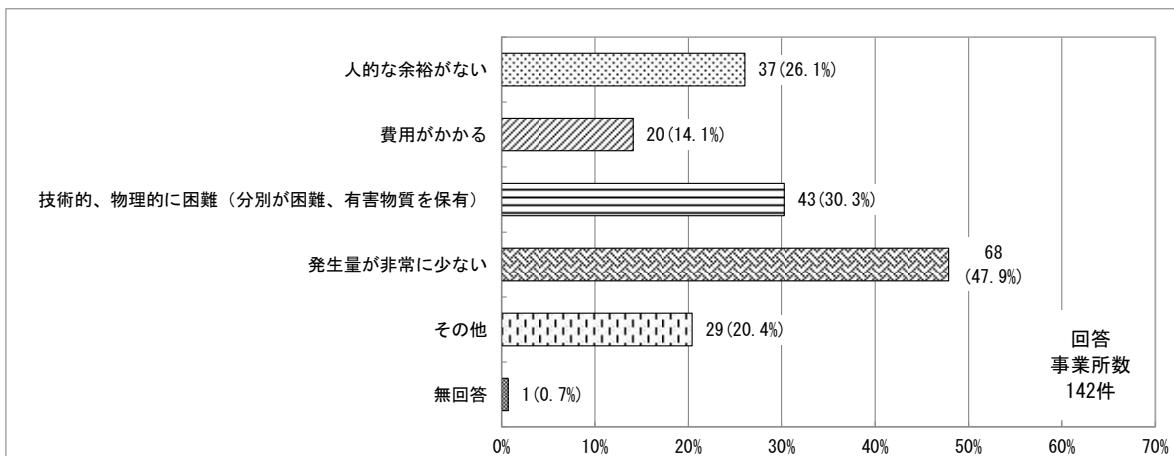


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 廃棄物発生の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制	37 (18.7%)	45 (29.0%)	4 (22.2%)	41 (21.1%)	127 (22.5%)
2 廃棄物発生の少ない設計・工法の採用	31 (15.7%)	37 (23.9%)	6 (33.3%)	14 (7.2%)	88 (15.6%)
3 包装材・梱包材の使用量の削減(廃止)	20 (10.1%)	27 (17.4%)		26 (13.4%)	73 (12.9%)
4 長寿命化を考慮した製品等の設計・製造	12 (6.1%)	4 (2.6%)	2 (11.1%)	9 (4.6%)	27 (4.8%)
5 分別の徹底による排出抑制	140 (70.7%)	70 (45.2%)	7 (38.9%)	136 (70.1%)	353 (62.5%)
6 ISO14001又はエコアクション21、環境報告書、環境会計等の取り組みの推進	53 (26.8%)	13 (8.4%)	2 (11.1%)	12 (6.2%)	80 (14.2%)
7 その他	5 (2.5%)	23 (14.8%)	3 (16.7%)	19 (9.8%)	50 (8.8%)
無回答	3 (1.5%)	1 (0.6%)		2 (1.0%)	6 (1.1%)
計	301 (152.0%)	220 (141.9%)	24 (133.3%)	259 (133.5%)	804 (142.3%)
回答事業所数	198	155	18	194	565

7. その他の回答
ダンボール・紙類のリサイクル業者への引渡し。
ミキサー車ドラム内洗浄回数を1日3回から1日1回にして廃棄物を減らす。
伐採した雑木等についてはチップ化し公園内の樹木等の管理(雑草抑制)に活用しています。
紙ベースより電子へ極力移行。
効率的な生産を行うことで、製品ロスを削減する為、改善に取り組んでいます。
HACCPとISO9001を活用して不良品の発生を抑制。
余りや戻りの製品でブロックを作製。

(3) 排出抑制に取り組んでいない要因（複数回答有）

前問(1)で排出抑制に取り組んでいない(今後も取り組む予定はない)と回答した142件について、その要因をみると、「発生量が非常に少ない」(68件、47.9%)が最も多く、次いで「技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)」(43件、30.3%)、「人的な余裕がない」(37件、26.1%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 人的な余裕がない	5 (38.5%)	6 (16.7%)	1 (9.1%)	25 (30.5%)	37 (26.1%)
2 費用がかかる		4 (11.1%)	2 (18.2%)	14 (17.1%)	20 (14.1%)
3 技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)	2 (15.4%)	8 (22.2%)	1 (9.1%)	32 (39.0%)	43 (30.3%)
4 発生量が非常に少ない	8 (61.5%)	19 (52.8%)	2 (18.2%)	39 (47.6%)	68 (47.9%)
5 その他	4 (30.8%)	6 (16.7%)	5 (45.5%)	14 (17.1%)	29 (20.4%)
無回答				1 (1.2%)	1 (0.7%)
計	19 (146.2%)	43 (119.4%)	11 (100.0%)	125 (152.4%)	198 (139.4%)
回答事業所数	13	36	11	82	142

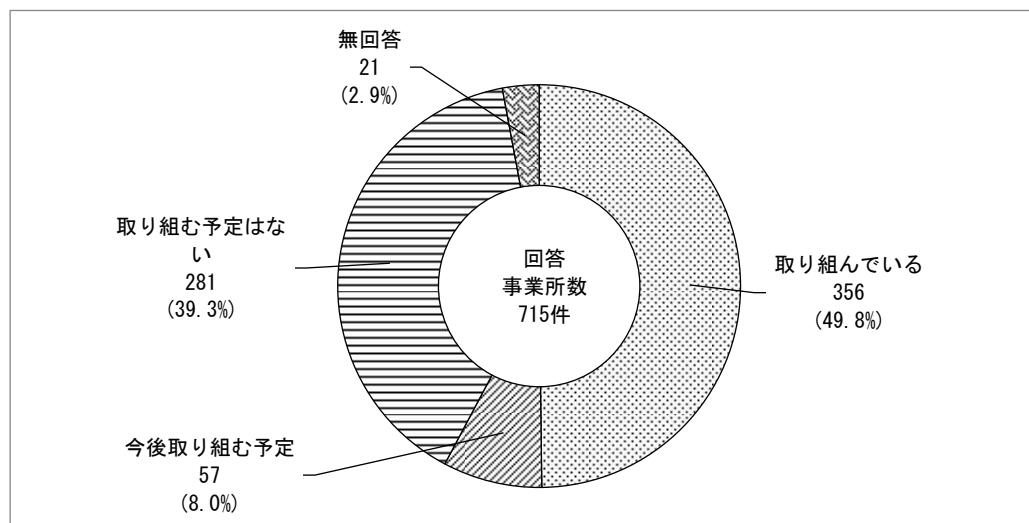
5. その他の回答
汚泥の発生量は処理水の水質により変化するため発生抑制が難しいため。
生産量の増減により廃棄物も増減するので制御できない。
製品の製造・加工、流通・販売、工事現場の施工・解体等を実施していないため。
感染症医療廃棄物がメインの為。
現在の現場は2次下請けであり、産廃の処理については元請事業者で行っている為。
医療系ゴミの為取り組みようがありません。
お客様からの輸送不可物品を含む為。
常駐員がいない為、産業廃棄物は発生しない為。

2. 産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の取組状況について

(1) 中間処理による減量化・減容化の取組状況

中間処理による減量化・減容化の取組については、「取り組んでいる」と回答した事業所が約半数(49.8%)となっている。

業種別にみると、「取り組んでいる」と回答した事業者のうち、電気・水道業では約7割(72.4%)、建設業では6割(62.0%)となっており、産業廃棄物の減量化・減容化への意識が比較的高く取組が進んでいることが読み取れる。

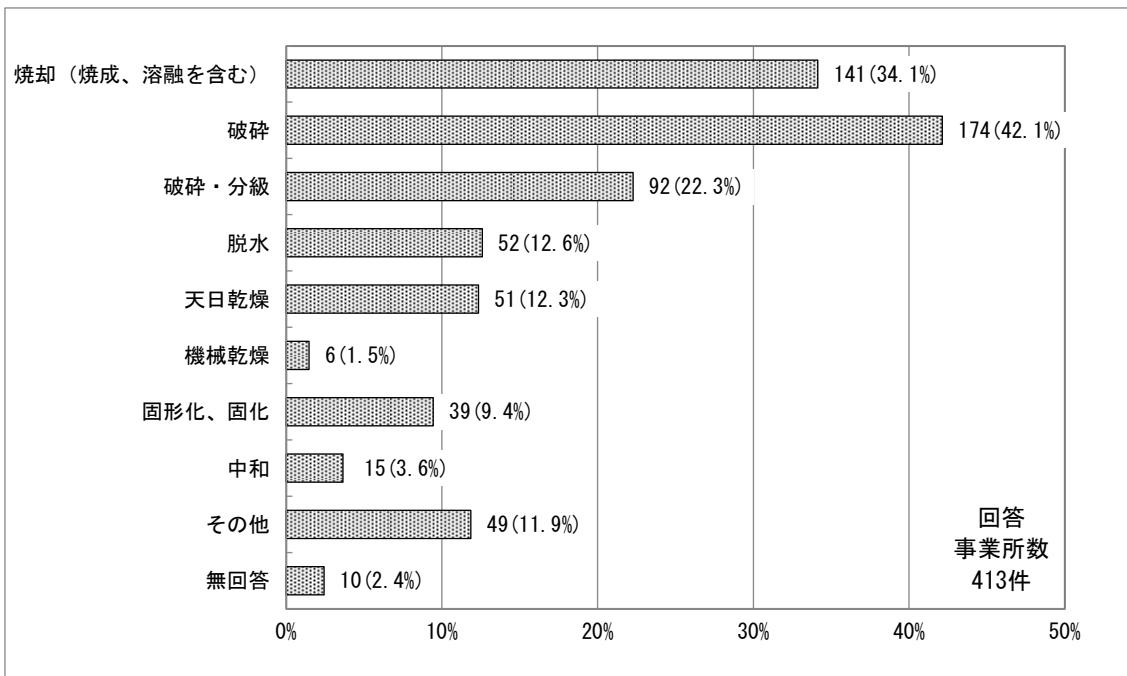


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 取り組んでいる	132 (62.0%)	96 (50.0%)	21 (72.4%)	107 (38.1%)	356 (49.8%)
2 今後取り組む予定	23 (10.8%)	21 (10.9%)	1 (3.4%)	12 (4.3%)	57 (8.0%)
3 取り組む予定はない	56 (26.3%)	68 (35.4%)	7 (24.1%)	150 (53.4%)	281 (39.3%)
無回答	2 (0.9%)	7 (3.6%)		12 (4.3%)	21 (2.9%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(2) 取組方法（複数回答有）

中間処理による減量化・減容化の取組方法については、「破碎」(174 件、42.1%)が最も多く、次いで「焼却(焼成、溶融を含む)」(141 件、34.1%)、「破碎・分級」(92 件、22.3%)、「脱水」(52 件、12.6%)の順になっている。

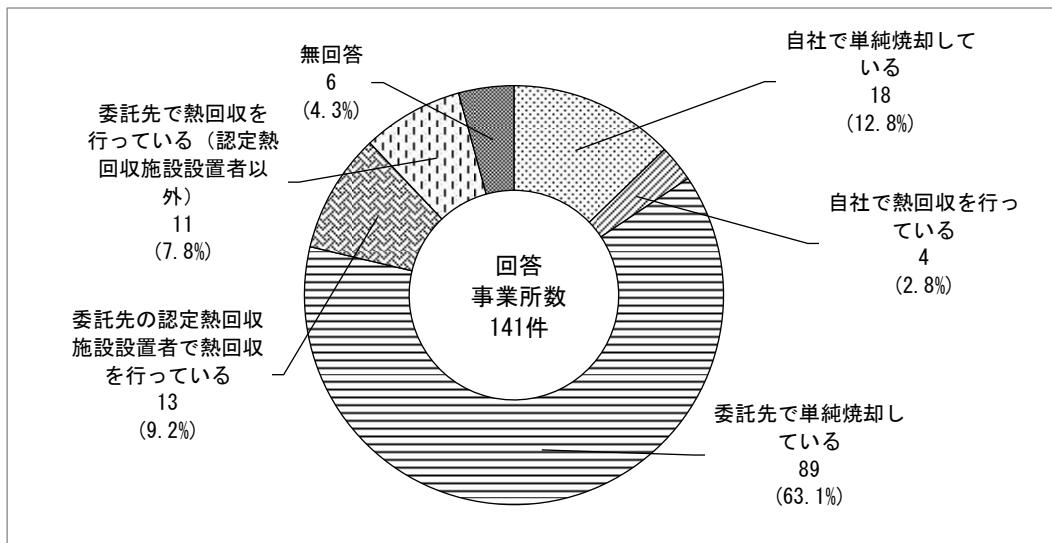
業種別にみると、建設業では「破碎」「焼却」が多く、電気・水道業では「脱水」「焼却(焼成、溶融を含む)」が多くなっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 焼却(焼成、溶融を含む)	49 (31.6%)	29 (24.8%)	4 (18.2%)	59 (49.6%)	141 (34.1%)
2 破碎	89 (57.4%)	33 (28.2%)	3 (13.6%)	49 (41.2%)	174 (42.1%)
3 破碎・分級	40 (25.8%)	27 (23.1%)	1 (4.5%)	24 (20.2%)	92 (22.3%)
4 脱水	12 (7.7%)	18 (15.4%)	14 (63.6%)	8 (6.7%)	52 (12.6%)
5 天日乾燥	21 (13.5%)	21 (17.9%)	3 (13.6%)	6 (5.0%)	51 (12.3%)
6 機械乾燥	2 (1.3%)	2 (1.7%)	1 (4.5%)	1 (0.8%)	6 (1.5%)
7 固形化、固化	17 (11.0%)	16 (13.7%)	2 (9.1%)	4 (3.4%)	39 (9.4%)
8 中和	1 (0.6%)	6 (5.1%)		8 (6.7%)	15 (3.6%)
9 その他	8 (5.2%)	17 (14.5%)	5 (22.7%)	19 (16.0%)	49 (11.9%)
無回答	6 (3.9%)	1 (0.9%)		3 (2.5%)	10 (2.4%)
計	245 (158.1%)	170 (145.3%)	33 (150.0%)	181 (152.1%)	629 (152.3%)
回答事業所数	155	117	22	119	413

(3) 熱回収について

前問（2）で「焼却(焼成・溶融を含む)と回答した 141 件について、熱回収の取組状況をみると、「自社で熱回収を行っている」(2.8%)と「委託先の認定熱回収施設設置者で熱回収を行っている」(9.2%)及び「委託先で熱回収を行っている(認定熱回収施設設置者以外)」(7.8%)を合わせても、熱回収を行っている事業者は 2 割程度(19.9%)である。



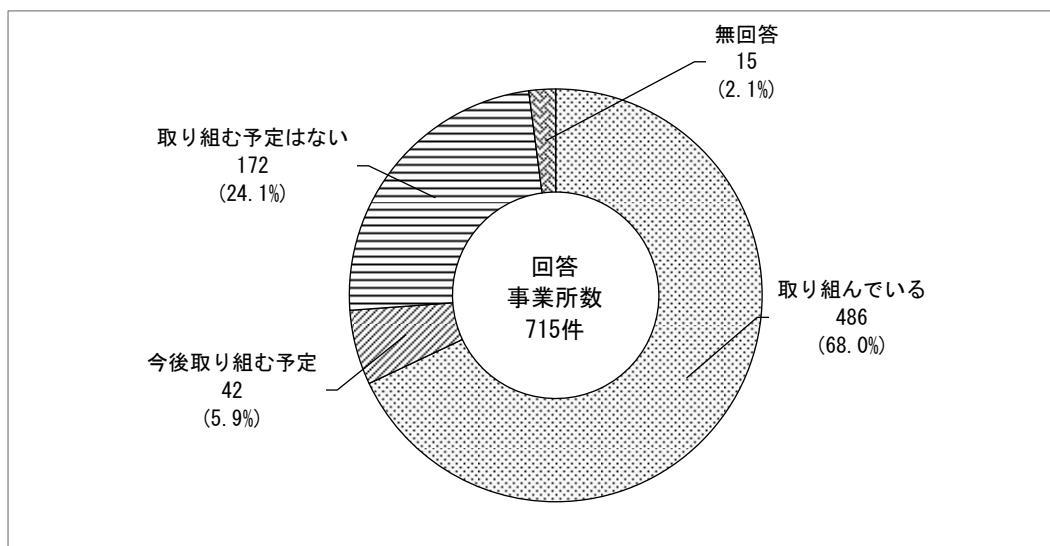
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 自社で単純焼却している	5 (10.2%)	10 (34.5%)		3 (5.1%)	18 (12.8%)
2 自社で熱回収を行っている		4 (13.8%)			4 (2.8%)
3 委託先で単純焼却している	37 (75.5%)	9 (31.0%)	2 (50.0%)	41 (69.5%)	89 (63.1%)
4 委託先の認定熱回収施設設置者で熱回収を行っている	1 (2.0%)	4 (13.8%)	1 (25.0%)	7 (11.9%)	13 (9.2%)
5 委託先で熱回収を行っている(認定熱回収施設設置者以外)	5 (10.2%)			6 (10.2%)	11 (7.8%)
無回答	1 (2.0%)	2 (6.9%)	1 (25.0%)	2 (3.4%)	6 (4.3%)
計	49 (100.0%)	29 (100.0%)	4 (100.0%)	59 (100.0%)	141 (100.0%)

3. 産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況について

(1) リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況

リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況については、「取り組んでいる」と回答した事業者が6割以上となっている（68.0%）。

業種別にみると、電気・水道業における「取り組んでいる」（86.2%）と回答した事業者の割合が高くなっている。

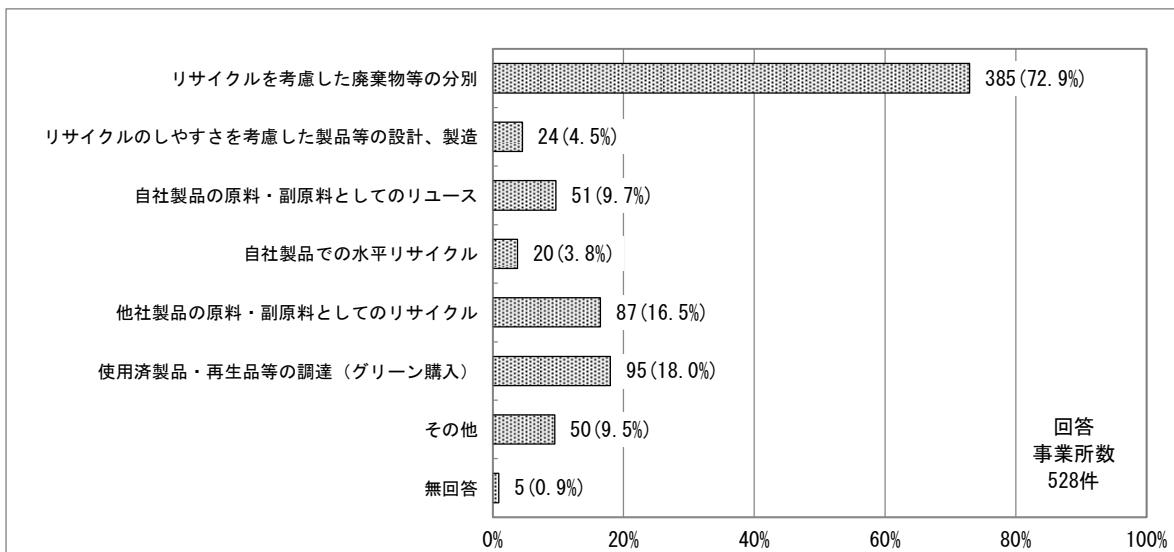


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 取り組んでいる	169 (79.3%)	130 (67.7%)	25 (86.2%)	162 (57.7%)	486 (68.0%)
2 今後取り組む予定	13 (6.1%)	17 (8.9%)	1 (3.4%)	11 (3.9%)	42 (5.9%)
3 取り組む予定はない	28 (13.1%)	39 (20.3%)	3 (10.3%)	102 (36.3%)	172 (24.1%)
無回答	3 (1.4%)	6 (3.1%)		6 (2.1%)	15 (2.1%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(2) 取組内容（複数回答有）

リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の取組内容については、「リサイクルを考慮した廃棄物等の分別」(385件、72.9%)が最も多く、次いで「使用済製品・再生品等の調達(グリーン購入)」(95件、18.0%)、「他社製品の原料、副原料としてのリサイクル」(87件、16.5%)の順になっている。

業種別にみると、「リサイクルを考慮した廃棄物等の分別」を除くと、建設業では「使用済製品・再製品等の調達」が比較的多く、製造業、電気・水道業では「他社製品の原料・副原料としてのリサイクル」が高くなっている。

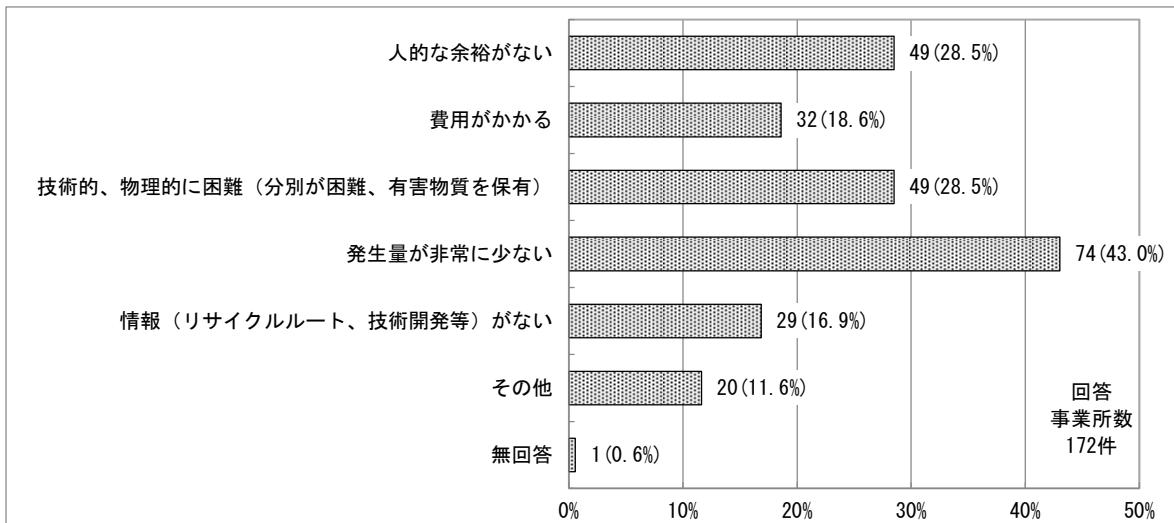


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 リサイクルを考慮した廃棄物等の分別	159 (87.4%)	85 (57.8%)	9 (34.6%)	132 (76.3%)	385 (72.9%)
2 リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計、製造	7 (3.8%)	15 (10.2%)		2 (1.2%)	24 (4.5%)
3 自社製品の原料・副原料としてのリユース	12 (6.6%)	35 (23.8%)		4 (2.3%)	51 (9.7%)
4 自社製品での水平リサイクル	4 (2.2%)	12 (8.2%)		4 (2.3%)	20 (3.8%)
5 他社製品の原料・副原料としてのリサイクル	27 (14.8%)	29 (19.7%)	12 (46.2%)	19 (11.0%)	87 (16.5%)
6 使用済製品・再製品等の調達(グリーン購入)	39 (21.4%)	10 (6.8%)	2 (7.7%)	44 (25.4%)	95 (18.0%)
7 その他	5 (2.7%)	18 (12.2%)	8 (30.8%)	19 (11.0%)	50 (9.5%)
無回答		2 (1.4%)		3 (1.7%)	5 (0.9%)
計	253 (139.0%)	206 (140.1%)	31 (119.2%)	227 (131.2%)	717 (135.8%)
回答事業所数	182	147	26	173	528

7. その他の回答
堆肥として農地へ還元。
食品残渣の家畜飼料へのリサイクル。
自部署で使用しなくなった備品類の他部署への提供。
使用した潤滑油を燃料に混ぜ使用。

(3) 再使用、再生利用に取り組んでいない要因（複数回答有）

リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に「取り組む予定はない」と回答した事業所(172件)について、その理由をみると、「発生量が非常に少ない」(74件、43.0%)が最も多く、次いで、「技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)」(49件、28.5%)、「人的な余裕がない」(49件、28.5%)、「費用がかかる」(32件、18.6%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 人的な余裕がない	8 (28.6%)	9 (23.1%)		32 (31.4%)	49 (28.5%)
2 費用がかかる	4 (14.3%)	6 (15.4%)		22 (21.6%)	32 (18.6%)
3 技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)	4 (14.3%)	10 (25.6%)		35 (34.3%)	49 (28.5%)
4 発生量が非常に少ない	11 (39.3%)	20 (51.3%)	2 (66.7%)	41 (40.2%)	74 (43.0%)
5 情報(リサイクルルート、技術開発等)がない	3 (10.7%)	2 (5.1%)		24 (23.5%)	29 (16.9%)
6 その他	6 (21.4%)	6 (15.4%)	1 (33.3%)	7 (6.9%)	20 (11.6%)
無回答		1 (2.6%)			1 (0.6%)
計	36 (128.6%)	54 (138.5%)	3 (100.0%)	161 (157.8%)	254 (147.7%)
回答事業所数	28	39	3	102	172

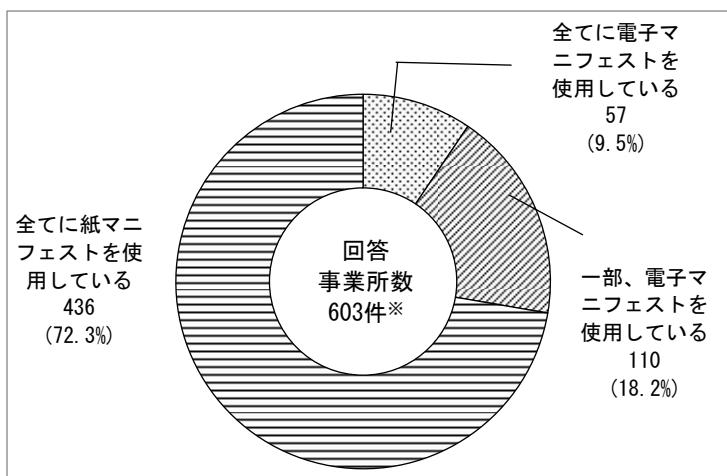
6. その他の回答
医療機関の廃棄物のため感染関係でリサイクル不可。
医療業だから。
再使用できるものがない。
産廃処理業者に委託している。
不良焼物を細かく粉碎して敷地や駐車場へ撒いたりしています。焼却後の焼物のリサイクルの試みは、ありません。
技術的な方法を知らない。
処理できない。
リサイクルできるか分からないから。

4. 電子マニフェストの使用について

(1) 電子マニフェストの使用状況

電子マニフェストの使用状況については、電子マニフェストまたは紙マニフェストを使用していると回答した事業者(603件)のうち、「全てに紙マニフェストを使用している」と回答した事業者が72.3%を占めている。

「全てに電子マニフェストを使用している」(9.5%)と、「一部、電子マニフェストを使用している」(18.2%)を合わせても、電子マニフェストを使用している事業者は約3割(27.7%)で、電子マニフェストがあまり普及していないことがわかる。



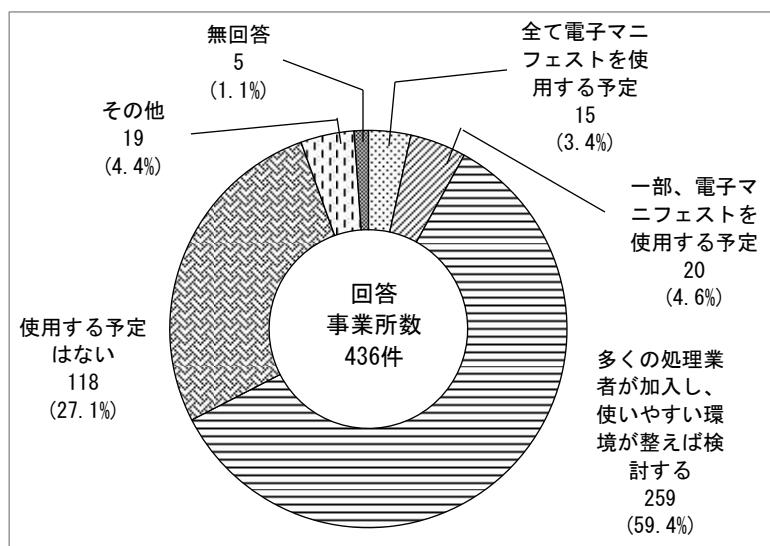
※本グラフでは、電子マニフェストまたは紙マニフェストを使用していると回答した事業者を母数とし、割合を算出している。

	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計※
1 全てに電子マニフェストを使用している	22 (10.3%)	4 (2.1%)	7 (24.1%)	24 (8.5%)	57 (9.5%)
2 一部、電子マニフェストを使用している	50 (23.5%)	20 (10.4%)	2 (6.9%)	38 (13.5%)	110 (18.2%)
3 全てに紙マニフェストを使用している	131 (61.5%)	110 (57.3%)	13 (44.8%)	182 (64.8%)	436 (72.3%)
4 委託処理をしていないので、電子マニフェストは使用していない	10 (4.7%)	48 (25.0%)	7 (24.1%)	33 (11.7%)	98 -
無回答			10 (5.2%)	4 (1.4%)	14 -
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

※計の欄の割合は、電子マニフェストまたは紙マニフェストを使用していると回答した事業者を母数とした割合を示す。

(2) 将来的な電子マニフェストの使用予定

将来的な電子マニフェストの使用状況については、「多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」(59.4%)が最も多く、条件付きではあるが約半数の事業者が電子マニフェストの導入を検討していることがわかる。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 全て電子マニフェストを使用する予定	7 (5.3%)	3 (2.7%)		5 (2.7%)	15 (3.4%)
2 一部、電子マニフェストを使用する予定	12 (9.2%)	3 (2.7%)	1 (7.7%)	4 (2.2%)	20 (4.6%)
3 多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する	88 (67.2%)	66 (60.0%)	7 (53.8%)	98 (53.8%)	259 (59.4%)
4 使用する予定はない	23 (17.6%)	28 (25.5%)	5 (38.5%)	62 (34.1%)	118 (27.1%)
5 その他		7 (6.4%)		12 (6.6%)	19 (4.4%)
無回答	1 (0.8%)	3 (2.7%)		1 (0.5%)	5 (1.1%)
計	131 (100.0%)	110 (100.0%)	13 (100.0%)	182 (100.0%)	436 (100.0%)

5. その他の回答

現在の紙マニフェストから電子マニフェストへの移行は、未定。分からない。

具体的に委託業者状況に対応する。

本社と調整のうえ、検討したい。

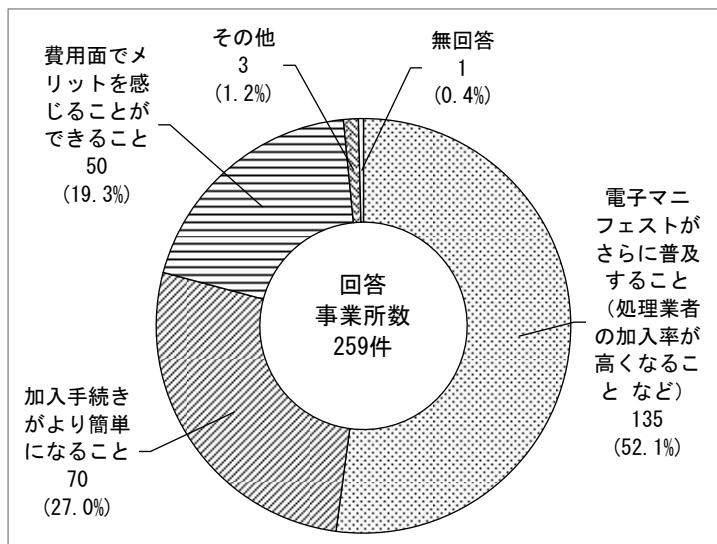
委託業者に任せている為、判断する情報を持ち合わせていない。

委託業者が電子マニフェスト発行に変更になれば。

電子化が難しい。

(3) 電子マニフェスト使用検討の条件

前問（2）で「多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」と回答した事業所259件について、その条件をみると、「電子マニフェストがさらに普及すること（処理業者の加入率が高くなることなど）」(52.1%)が最も多い。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 電子マニフェストがさらに普及すること	47 (53.4%)	30 (45.5%)	6 (85.7%)	52 (53.1%)	135 (52.1%)
2 加入手続きが簡単になること	22 (25.0%)	22 (33.3%)		26 (26.5%)	70 (27.0%)
3 費用面でメリットを感じることができるようになること	19 (21.6%)	12 (18.2%)	1 (14.3%)	18 (18.4%)	50 (19.3%)
4 その他		1 (1.5%)		2 (2.0%)	3 (1.2%)
無回答		1 (1.5%)			1 (0.4%)
計	88 (100.0%)	66 (100.0%)	7 (100.0%)	98 (100.0%)	259 (100.0%)

4. その他の回答

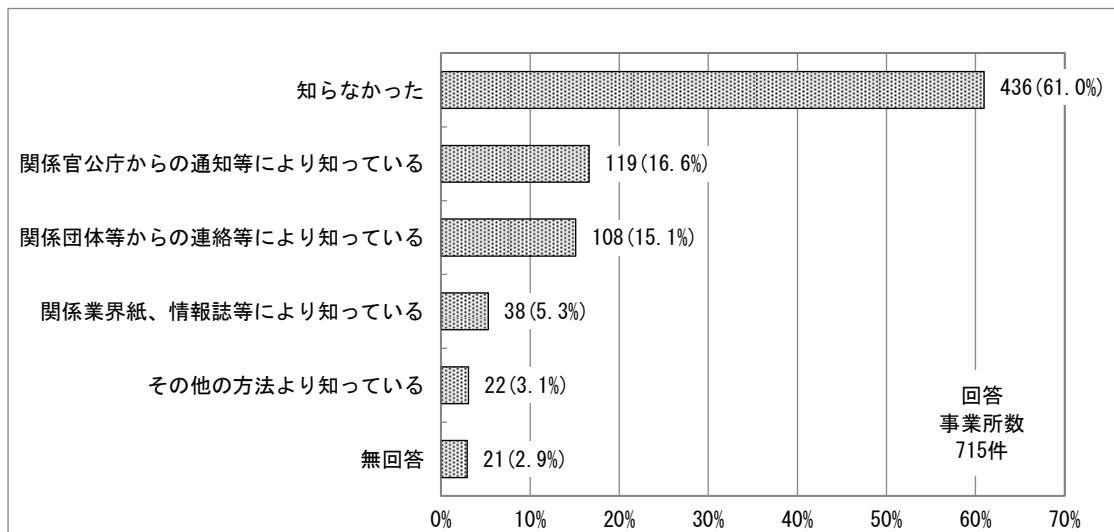
相手先が電子マニフェストでないと回収を引き受けない場合

手書きと同程度もしくは、より簡易的に入力操作ができれば。

(4) 処理業者の電子マニフェストの使用（複数回答有）

平成 29 年度の法改正による特別管理産業廃棄物を年 50 トン以上排出する事業者への電子マニフェストの使用の義務については、「知らなかった」(61.0%)が最も多かった。

また、「その他の方法より知っている」については、「廃棄物管理の法と実務 WEB セミナーを受講した際に知った」、「一般社団法人環境リスク解決機構の公式テキストにて知った」等が挙げられている。



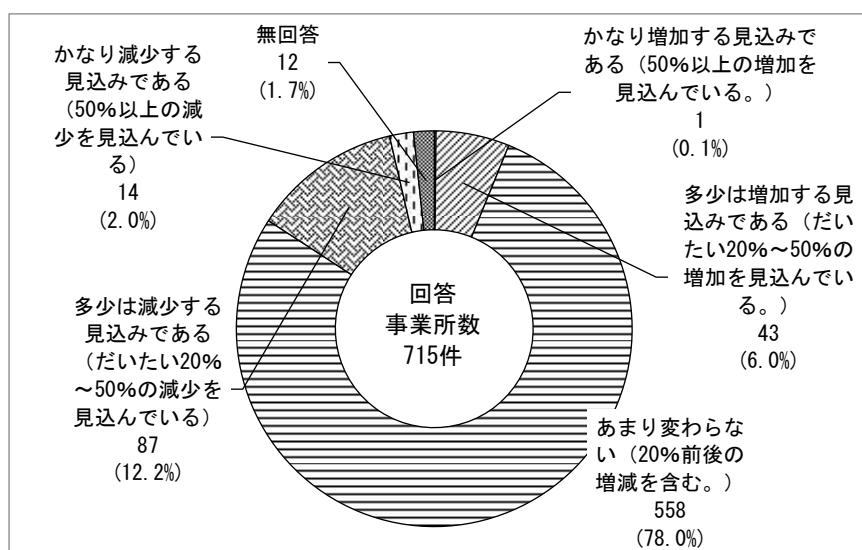
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 知らなかつた	104 (48.8%)	135 (70.3%)	13 (44.8%)	184 (65.5%)	436 (61.0%)
2 関係官公庁からの通知等により知っている	53 (24.9%)	21 (10.9%)	11 (37.9%)	34 (12.1%)	119 (16.6%)
3 関係団体等からの連絡等により知っている	47 (22.1%)	21 (10.9%)	4 (13.8%)	36 (12.8%)	108 (15.1%)
4 関係業界紙、情報誌等により知っている	21 (9.9%)	10 (5.2%)		7 (2.5%)	38 (5.3%)
5 その他の方法より知っている	7 (3.3%)	5 (2.6%)	2 (6.9%)	8 (2.8%)	22 (3.1%)
無回答	3 (1.4%)	9 (4.7%)		9 (3.2%)	21 (2.9%)
計	235 (110.3%)	201 (104.7%)	30 (103.4%)	278 (98.9%)	744 (104.1%)
回答事業所数	213	192	29	281	715

5. その他の方法より知っている
この「産業廃棄物に関する意識調査」で知りました。
廃棄物管理の法と実務WEBセミナーを受講した際に知った。
企業で取り組んでいる為。周知されている。
一般社団法人環境リスク解決機構の公式テキストにて知った。

5. 将来の排出量の見込みについて

(1) 今後2~3年間の排出量の見込み

今後2~3年間の排出量の見込みについては、「あまり変わらない(20%前後の増減を含む)」(78.0%)が最も多く、次いで「多少は減少する見込みである(だいたい20%~50%の減少を見込んでいる)」(12.2%)、「多少は増加する見込みである(だいたい20%~50%の増加を見込んでいる)」(6.0%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 かなり増加する見込みである(50%以上の増加を見込んでいる。)	1 (0.5%)				1 (0.1%)
2 多少は増加する見込みである(だいたい20%~50%の増加を見込んでいる。)	8 (0.0%)	7 (3.6%)	3 (10.3%)	25 (8.9%)	43 (6.0%)
3 あまり変わらない(20%前後の増減を含む。)	178 (83.6%)	146 (76.0%)	24 (82.8%)	210 (74.7%)	558 (78.0%)
4 多少は減少する見込みである(だいたい20%~50%の減少を見込んでいる)	22 (10.3%)	31 (16.1%)	1 (3.4%)	33 (11.7%)	87 (12.2%)
5 かなり減少する見込みである(50%以上の減少を見込んでいる)	3 (1.4%)	3 (1.6%)		8 (2.8%)	14 (2.0%)
無回答	1 (0.5%)	5 (2.6%)	1 (3.4%)	5 (1.8%)	12 (1.7%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

6. その他自由意見

自由意見をとりまとめると、以下のとおりである。

業種名	その他自由意見
建設業	電子マニフェストの導入について、特に「専ら物」を扱う処分業者等は、排出事業者として導入のお願いをしてもメリットを感じられないケースもある。電子マニフェストを県の方からもご指導いただき、加入率を高めていきたい。
	建築現場の内容です。電子マニフェストでの管理を行いたいが、処分先がまだ電子マニフェストに対応していなかった。(コンクリートがラ)
	リデュース・リユース・リサイクルを意識。廃棄物処理場の就労環境の改善と人材育成。
	紙マニフェストを運用している産業廃棄物処理会社が宮古島、石垣島に存在します。全ての産業廃棄物を電子マニフェストで運用するべきかと思います。費用面で厳しい様であれば、県が何割か補助金を出す様な働きかけが必要かと考えます。
	近年、スプレー缶などの処理方法が変わり以前まではスクラップとして廃棄しておりましたが発火の原因になるとの理由でスクラップには出せません。こういう発火の恐れがある廃棄物や有機溶剤の缶などを処理する方法を沖縄県はどうに考えておりますか。購入した金額以上の労務費や人件費がかかる廃棄物は事業を行ううえで大きな負担になります。やはり最終処分場の大幅な拡充と海洋投棄など埋め立て用地の確保など対応を県にお願いしたいです。また、放射性廃棄物などが鉄くず混入した場合など安全面に關してもどのように対応しているのでしょうか。要は、廃棄物の年間排出量を把握するのも業務としてあります。廃棄物の種類など循環型社会を作るうえで循環できない離島からの廃棄物をどのように処分すればいいのか沖縄県として指針を定めてほしい。業者任せの廃棄物処理にも限界あります。このままじゃ県内に不法投棄も増えていくでしょう。
	宮古島市島内において、蛍光灯の処分業社がなし。島外に処分伝頭を行っているが、費用が高く、又、手間がかかりすぎる。島内にて処理が出来る方法を県として考える必要があると思う。蛍光灯だけではないし、島内にて出てくるゴミは、手続きの簡素化と処分業社を増やす事を要望したい。
	離島なので運搬・搬出はコストが掛かる事。 自社でゴミの為にベースを多く取られるのも大変な負担である事。 若い人は理解をし、分別や環境への考えを持っているか、年配の方々の理解を得られ協力していただけるか。 リサイクル等への補助金を期待します。
	元請工事を受注できた際は適切に処理していくよう現場担当者に指導していきたい。
	電子マニフェストについて、面倒くさい、やり方がわからないという理由で収集運搬、処分業者が導入してないところがある。普及してほしいと思う。
	紙くず等、古紙は業者に引き取ってもらっています。古紙以外のトナー、カートリッジは業者引取り。
製造業	焼却炉が補助金があればダメになっている芋を炭にして烟に戻したいなとは思います。
	生コン出荷量が年々減少している為。残コンの量が減少している。
	生コンクリート製造工場から発生する廃棄物(生コンスラッシュや戻りコンクリート)の受け入れ先が少ない。硬化しているコンクリートも処理が難しい。
	当事業所で出る廃棄物は事業所ごみと製品化する際に傷や割れが生じたガラス瓶である。事業所ごみに関しては紙製品や缶類、ペットボトル等の分別を行っており、廃ガラス瓶も年間100kg程度と量は少ないが割れや欠けの有無、瓶の色ごとに分別し、回収業者に適切に処理してもらっている。現在ガラス瓶を回収して粉碎・肥料化をする業者と話し合をしており、今後生産量が増えたとしてもリサイクルできない廃棄物が増える見込みは無い。
	・ リサイクル品の優先使用。・最終処分場の設置。
電気・ガス・熱供給・水道業	産業廃棄物を処理してくれる業者が少なく感じます。
	可能な限り電子ファイルでの提出のことですが、この調査票が丸で囲う回答方法になっており、ワード上で非常に回答を作成しにくい物になっています。回答番号を記入する等であれば、より素早く回答が作成できると思います。
	金武町下水道事業は、農業集落排水となっており、浄化槽法上の浄化槽となっていることから、発生する汚泥は産業廃棄物でなく一般廃棄物であり、排水処理施設から発生する余剰汚泥は、資源循環計画にもとづき堆肥化し農地へ還元しています。
情報通信業	家具や椅子など一般家庭ゴミとして搬出される薬剤処理された木材のリサイクル等あれば、ご教授尾根がいします。
	「県から許可された産廃業者」の場合でも、産廃業者の法令違反に対し、排出業者の責任が重いと感じる。 OA機器に関する産業廃棄物を処理する業者の中で、過去に違反した業者があり、そこを除外すると廃棄委託先を探すのに時間を要する。 リチウムイオン電池や特別産業廃棄物など県内で処理出来る業者があると良い。
	弊社はタグボートの会社で、産業廃棄物の発生量が少なく、強いて言えばロープが出るくらいです。船から出るロープの処理業者を増やして欲しい。又、処分の際、カットせず、100Mロープの処理なら、そのまんま100Mで引き取ってもらいたい。
運輸業、郵便業	分別する事が、大事だと思います。焼却処分しダイオキシンが発生しないような処理機械が出来れば良いと思います。宮古島で処理出来ない場合は、沖縄本島への輸送料が発生するので輸送料を助成できたらと思います。リサイクルできる仕組みがあれば、情報を与えるのも必要かと思います。
	例えば医薬品・乾電池・粉体・スプレー缶等、特定の産業廃棄物に関し、処理出来る事業所が限られていているので困っている。各市町村で、企業から排出される産業廃棄物に関し、もっと案内と支援を行って欲しい。産廃事業所によつては、新規契約を行っていないので現金払いしか受け付けないとと言われ、軽量してないと、幾らかかるかも分からぬのに、非常に困る。
	産業タイヤ(トラクター、フォーク、ローダー)取引業者がなく大変困っています。取引業者の案内等があればお知らせ下さい。
卸売業、小売業	お客様が置いて行かれるゴミが主となっており当社で発生しているゴミではないので増減は当社の業務の内容により変化しない。宮古島市では近年、観光客が増加が有るが、観光地におけるゴミの処理については、市では対応していないのでは。ゴミ箱等の設置がない為、空港最よりの当ガソリンスタンドで旅行中のゴミを捨てて行く人が多く、不法投棄を増やすよりは、と思いガソリンスタンドにてゴミのあげきりを行っている。税を導入するのであれば当社で発生したゴミではないにもかかわらず、ゴミの収集費用を当社で負担して回収をして頂いているのに、とても理不尽で。現実増税となるのであれば、ゴミの受け取りを拒否背ざる負えないのではないか。このように旅行者のゴミについてどの様に考えるか。県が観光業を推進するなら、こちらが聞きたい。
	県内処理可能品を増やし、再利できるように設備の充実を県に要望します。

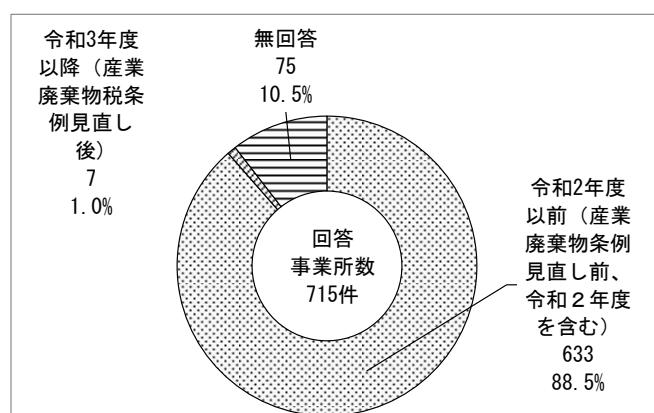
業種名	その他自由意見
宿泊業、飲食サービス業	宮古島では、蛍光灯、乾電池が処分できる所がない。また中間処理事業者が突然に県から免許取消しになり産廃処分先がなくなり、とても困っている。保健所は免許の取消しは簡単に行うが台賀の受皿を紹介すべきである。事業者の事を全く考えていない行政には困っている。 産業廃棄物処分場が少ない。処分場が突然封鎖、営業停止になった場合があり、廃棄物が搬出できない状況がありました。事前に対策等はできないでしょうか。
医療、福祉	特別な産業廃棄物を処理できる業者が限られており、処理業者の選択肢が少ないと感じます。 R6、4、1に診療所から病院(60床)になった為、患者、職員も増加する。
学術研究、専門・技術サービス業	廃棄物処理に関する研修会やセミナーの開催回数を増やしてほしい。 廃棄物処分場の確保について、行政が主体的に取り組んでほしい。 廃棄物のリサイクルについて、行政が主体的に取り組んでほしい。
サービス業(他に分類されないもの)	業種が特殊な薬品や部品を取り扱うため、どうしても産業廃棄物が出ててしまうので、必要ではあるが、できる限り減らさなければいけないと思う。そのため費用が高額になるのは仕方がないと思うから、正直負担になっている。電子マニフェストに関しては、そもそも業者がきちんとこちらにアピールしているのか疑問。義務化するのなら、きちんとわかりやすく使いやすいシステムをしっかり構築してほしい。政府関連のソフトやアプリは本当にびっくりするほど使い勝手が悪いものが多いので、きちんと民間のプロに頼っていいものを提供してほしい。 1.各事業の用途で、排出される産業廃棄物をどのように処理したり分別することで処分業者が受け入れるのか具体的に解りやすく示してもらいたい。※処分業者がどのような分別や処理をして欲しいか知りたい。(例:廃グリスをビニールに入れる) 2.過去の県に産業廃棄物として油水分離槽の処理業者を訪ねたが、産業廃棄物業者に確認してと言われる当方は、心当たりの産業廃棄物業者に問い合わせたりして行き詰まつたら相談したのに紹介できる業者はありませんと言われがつかりました。それでは、適切な処分をしようとしても何の教授も受けられないであれば不法投棄につながるのではと思いました。

産業廃棄物税の導入に関する質問項目

7. 産業廃棄物処理の状況等について

(1) 回答事業者の属性（営業開始時期）

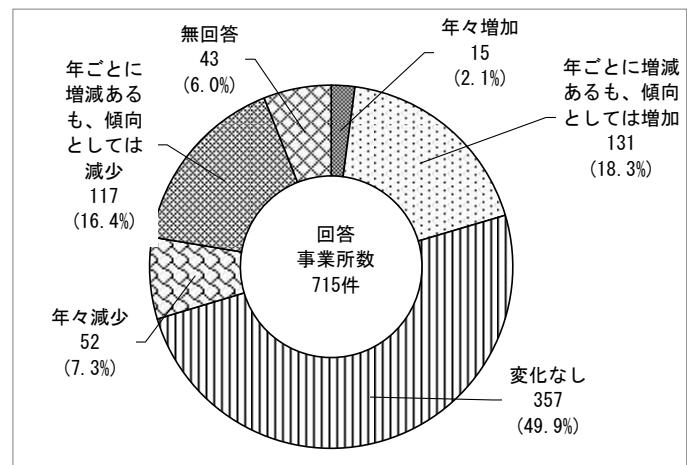
営業開始(創業、設立、事務所開設などの)時期については、産業廃棄物条例見直し以前の「令和2年度以前(令和2度を含む)」と回答した事業者が9割(88.5%)となっている。



(2) 産業廃棄物税導入前後の産業廃棄物量の変化について

①発生量

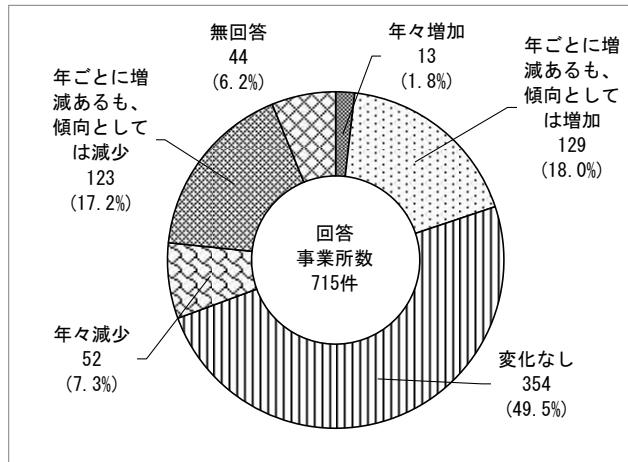
発生量の変化については、「変化なし」(49.9%)が最も多い。「年ごとに増減あるも、傾向としては減少」(16.4%)と「年々減少(7.3%)」を合わせた減少傾向的回答(23.6%)が、「年ごとに増減あるも、傾向としては増加」(18.3%)と「年々増加」(2.1%)を合わせた増加傾向的回答(20.4%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	2 (0.9%)	4 (2.1%)	1 (3.4%)	8 (2.8%)	15 (2.1%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	44 (20.7%)	26 (13.5%)	4 (13.8%)	57 (20.3%)	131 (18.3%)
3 変化なし	116 (54.5%)	81 (42.2%)	15 (51.7%)	145 (51.6%)	357 (49.9%)
4 年々減少	12 (5.6%)	20 (10.4%)	3 (10.3%)	17 (6.0%)	52 (7.3%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	31 (14.6%)	46 (24.0%)	4 (13.8%)	36 (12.8%)	117 (16.4%)
無回答	8 (3.8%)	15 (7.8%)	2 (6.9%)	18 (6.4%)	43 (6.0%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

②排出量

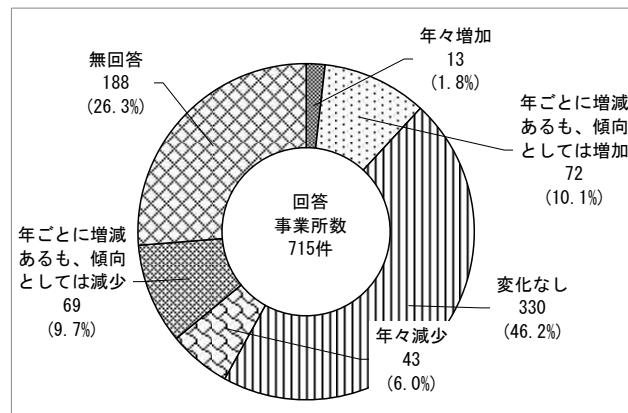
排出量も①発生量と同様に、「変化なし」(49.5%)が最も多く、減少傾向の回答(24.5%)が増加傾向の回答(19.9%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	2 (0.9%)	2 (1.0%)		9 (3.2%)	13 (1.8%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	44 (20.7%)	28 (14.6%)	4 (13.8%)	53 (18.9%)	129 (18.0%)
3 変化なし	112 (52.6%)	81 (42.2%)	14 (48.3%)	147 (52.3%)	354 (49.5%)
4 年々減少	11 (5.2%)	21 (10.9%)	3 (10.3%)	17 (6.0%)	52 (7.3%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	33 (15.5%)	46 (24.0%)	5 (17.2%)	39 (13.9%)	123 (17.2%)
無回答	11 (5.2%)	14 (7.3%)	3 (10.3%)	16 (5.7%)	44 (6.2%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

③焼却処理量

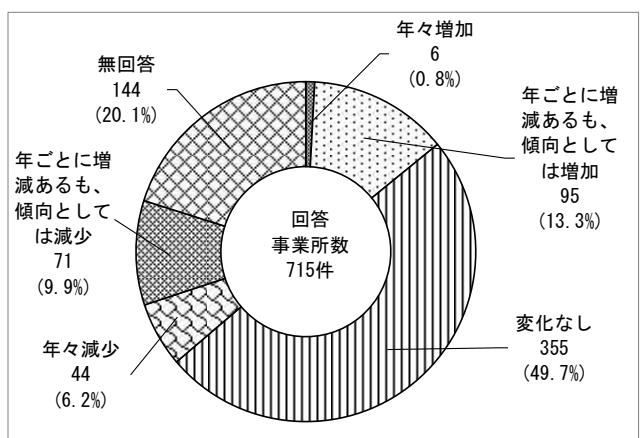
焼却処理量についても「変化なし」(38.1%)が最も多く、「年ごとに増減あるも、傾向としては減少」(9.7%)と「年々減少」(6.0%)を合わせた減少傾向の回答(15.7%)が増加傾向の回答(11.9%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	2 (0.9%)	2 (1.0%)		9 (3.2%)	13 (1.8%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	24 (11.3%)	14 (7.3%)		34 (12.1%)	72 (10.1%)
3 変化なし	108 (50.7%)	75 (39.1%)	9 (31.0%)	138 (49.1%)	330 (46.2%)
4 年々減少	11 (5.2%)	18 (9.4%)	2 (6.9%)	12 (4.3%)	43 (6.0%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	22 (10.3%)	25 (13.0%)	2 (6.9%)	20 (7.1%)	69 (9.7%)
無回答	46 (21.6%)	58 (30.2%)	16 (55.2%)	68 (24.2%)	188 (26.3%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

④中間処理量（焼却を除く）

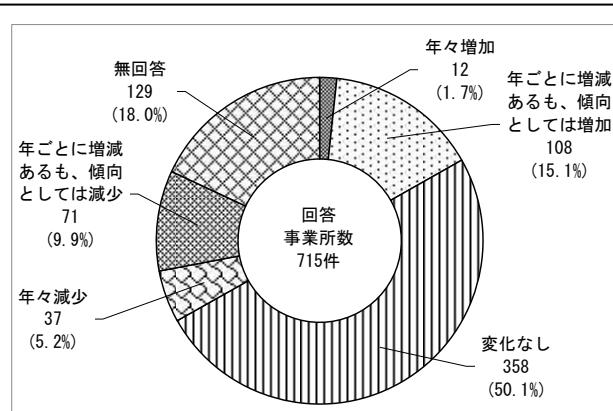
中間処理量（焼却を除く）についても、「変化なし」（49.7%）が最も多く、減少傾向の回答（16.1%）が増加傾向の回答（14.1%）を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	1 (0.5%)	1 (0.5%)	1 (3.4%)	3 (1.1%)	6 (0.8%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	37 (17.4%)	19 (9.9%)	3 (10.3%)	36 (12.8%)	95 (13.3%)
3 変化なし	111 (52.1%)	80 (41.7%)	16 (55.2%)	148 (52.7%)	355 (49.7%)
4 年々減少	10 (4.7%)	19 (9.9%)	3 (10.3%)	12 (4.3%)	44 (6.2%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	20 (9.4%)	26 (13.5%)	4 (13.8%)	21 (7.5%)	71 (9.9%)
無回答	34 (16.0%)	47 (24.5%)	2 (6.9%)	61 (21.7%)	144 (20.1%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

⑤再生利用量

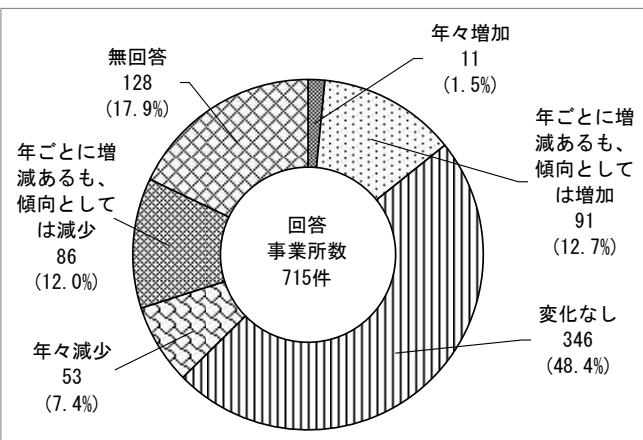
再生利用量についても、「変化なし」（50.1%）が最も多い。傾向としては、増加傾向の回答（16.8%）が減少傾向の回答（15.1%）を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	4 (1.9%)	1 (0.5%)		7 (2.5%)	12 (1.7%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	43 (20.2%)	23 (12.0%)	2 (6.9%)	40 (14.2%)	108 (15.1%)
3 変化なし	109 (51.2%)	87 (45.3%)	13 (44.8%)	149 (53.0%)	358 (50.1%)
4 年々減少	10 (4.7%)	15 (7.8%)	3 (10.3%)	9 (3.2%)	37 (5.2%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	22 (10.3%)	25 (13.0%)	4 (13.8%)	20 (7.1%)	71 (9.9%)
無回答	25 (11.7%)	41 (21.4%)	7 (24.1%)	56 (19.9%)	129 (18.0%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

⑥最終処分量

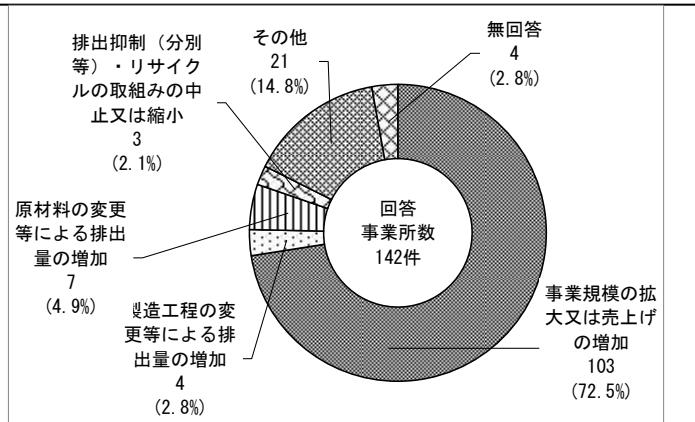
最終処分量についても「変化なし」(48.4%)が最も多い。傾向としては、減少傾向の回答(19.4%)が増加傾向の回答(14.3%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	2 (0.9%)	3 (1.6%)	1 (3.4%)	5 (1.8%)	11 (1.5%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	29 (13.6%)	20 (10.4%)	1 (3.4%)	41 (14.6%)	91 (12.7%)
3 変化なし	111 (52.1%)	75 (39.1%)	13 (44.8%)	147 (52.3%)	346 (48.4%)
4 年々減少	12 (5.6%)	23 (12.0%)	3 (10.3%)	15 (5.3%)	53 (7.4%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	28 (13.1%)	34 (17.7%)	2 (6.9%)	22 (7.8%)	86 (12.0%)
無回答	31 (14.6%)	37 (19.3%)	9 (31.0%)	51 (18.1%)	128 (17.9%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(3) 排出量増加の主な要因について

前問（2）②で排出量が増加傾向と回答した142件について、その要因をみると、「事業規模の拡大又は売上げの増加」が7割（72.5%）を占め最も多く、以下、「原材料の変更による排出量の増加」（4.9%）、「製造工程の変更等による排出量の増加」（2.8%）等となっている。

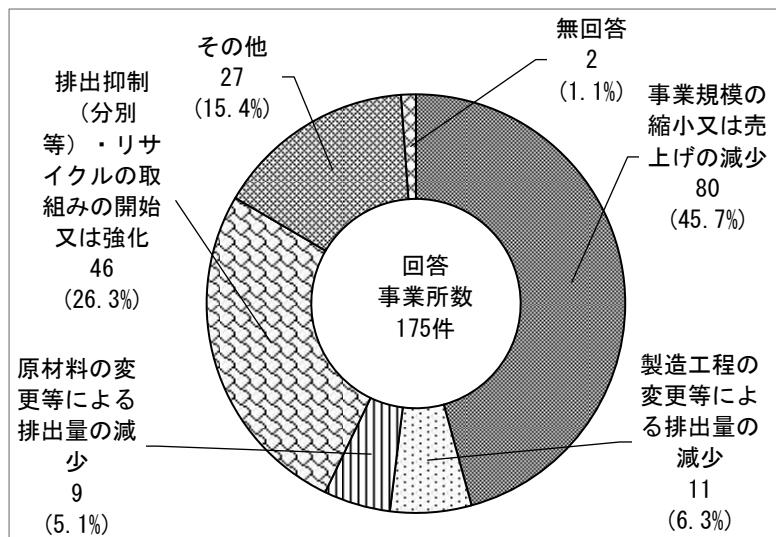


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 事業規模の拡大又は売上げの増加	37 (80.4%)	21 (70.0%)		45 (72.6%)	103 (72.5%)
2 製造工程の変更等による排出量の増加		3 (10.0%)	1 (25.0%)		4 (2.8%)
3 原材料の変更等による排出量の増加	3 (6.5%)	3 (10.0%)		1 (1.6%)	7 (4.9%)
4 排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの中止又は縮小		1 (3.3%)		2 (3.2%)	3 (2.1%)
5 その他	4 (8.7%)	1 (3.3%)	3 (75.0%)	13 (21.0%)	21 (14.8%)
無回答	2 (4.3%)	1 (3.3%)		1 (1.6%)	4 (2.8%)
計	46 (100.0%)	30 (100.0%)	4 (100.0%)	62 (100.0%)	142 (100.0%)

5. その他の回答
公共工事による解体工事の受注の増加。
下水流入量の増加。
コロナウイルス感染症蔓延の為、医療用防護服など備品の増加。
ネット購入品の運賃を上げるための過剰包装。
工事内容によって発生量が違う為。
原水濁度上昇に伴い、凝集剤の注入量を増加したことにより発生量(汚泥)が増加した。
発電設備の稼働率増加による。
公共工事の発注案件で解体の割合が増え、コンクリートがらが多くなっている。
観光客の増加(下地空港)
新型コロナ感染症の増に伴い、感染症医療廃棄物が増となったため。
公共工事による解体工事の受注の増加。
庁舎閉庁による物品の廃棄や備品等の経年劣化。
事業活動が減少、横ばいの為。
感染症対策の為、使い捨て素材を利用。
解体工事があった為。
原材料の不良。

(4) 排出量減少の主な要因について

前問(2)で排出量が減少傾向と回答した175件について、その要因をみると、「事業規模の縮小又は売上げの減少」(45.7%)が最も多く、次いで「排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの開始又は強化」(26.3%)、「製造工程の変更等による排出量の減少」(6.3%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 事業規模の縮小又は売上げの減少	21 (47.7%)	42 (62.7%)	1 (12.5%)	16 (28.6%)	80 (45.7%)
2 製造工程の変更等による排出量の減少		6 (9.0%)		5 (8.9%)	11 (6.3%)
3 原材料の変更等による排出量の減少		5 (7.5%)		4 (7.1%)	9 (5.1%)
4 排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの開始又強化	20 (45.5%)	8 (11.9%)	2 (25.0%)	16 (28.6%)	46 (26.3%)
5 その他	3 (6.8%)	4 (6.0%)	5 (62.5%)	15 (26.8%)	27 (15.4%)
無回答		2 (3.0%)			2 (1.1%)
計	44 (100.0%)	67 (100.0%)	8 (100.0%)	56 (100.0%)	175 (100.0%)

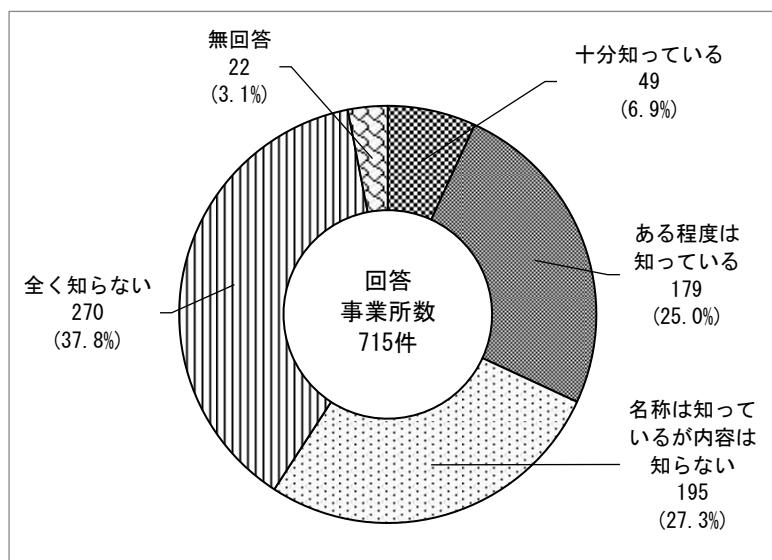
5. その他の回答
紙書類の電子化等。
人手不足による稼働の減少。
売れ残りの減少。
脱水機の運用変更(ろ過時間など)や原水水質変化による減。
作業実績の減少による排出量の減少(コロナの影響)。
発電所の移動率の低下により減少。
浄水処理をおこなう水源の変更による汚泥排出量の減少。
工事内容によって発生量が違う為。
入院、透析患者の減少による感性物の減少。
サトウキビ原料量の増減により排出量も増減する。
主な工事で発生する産業廃棄物は、コンクリート殻・アスファルト殻ですが、年々道路工事の規模が減少していて搬出量も減っている為。
新型コロナ対応による。

8. 産業廃棄物税の導入について

平成 18 年 4 月より導入された産業廃棄物税について、「十分知っている」は 1 割未満 (6.9%) となっており、「ある程度は知っている」(25.0%) と合わせると、3 割程度 (31.9%) が認知している状況にある。

一方で、「全く知らない」は約 4 割 (37.8%) であった。

業種別で見ると、「十分知っている」では電気・水道業の割合が若干高く、「全く知らない」では、その他の業種の割合が高くなっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 十分知っている	17 (8.0%)	14 (7.3%)	5 (17.2%)	13 (4.6%)	49 (6.9%)
2 ある程度は知っている	80 (37.6%)	31 (16.1%)	11 (37.9%)	57 (20.3%)	179 (25.0%)
3 名称は知っているが内容は知らない	55 (25.8%)	60 (31.3%)	8 (27.6%)	72 (25.6%)	195 (27.3%)
4 全く知らない	58 (27.2%)	77 (40.1%)	5 (17.2%)	130 (46.3%)	270 (37.8%)
無回答	3 (1.4%)	10 (5.2%)		9 (3.2%)	22 (3.1%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

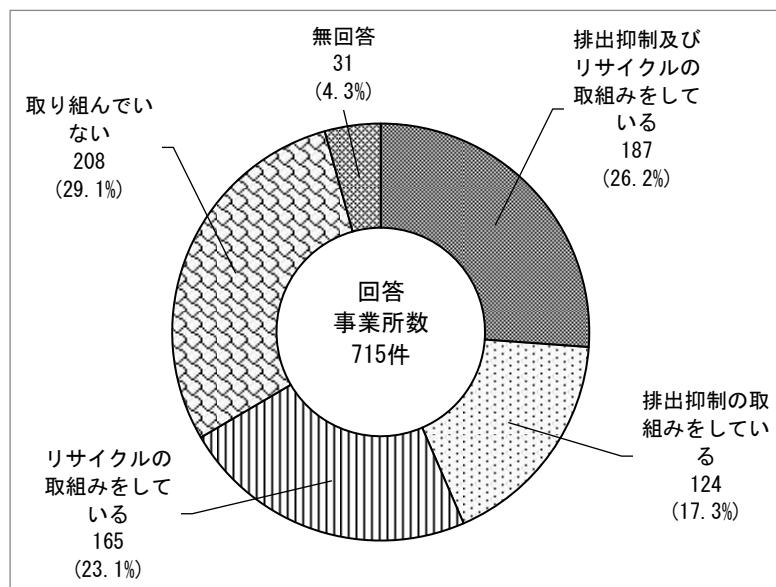
9. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

(1) 現在の取組みの状況

税の導入に伴う現在の取組み状況については、「排出抑制及びリサイクルの取組みをしている」(26.2%)、「排出抑制の取組みをしている」(17.3%)、「リサイクルの取組みをしている」(23.1%)など、何らかの取組みをしている事業所を合わせると約7割(66.6%)を占めている。

一方、「取り組んでいない」事業所は約3割(29.1%)となっている。

何らかの取組みをしている事業所を業種別でみると、建設業が80.8%で比較的高い。

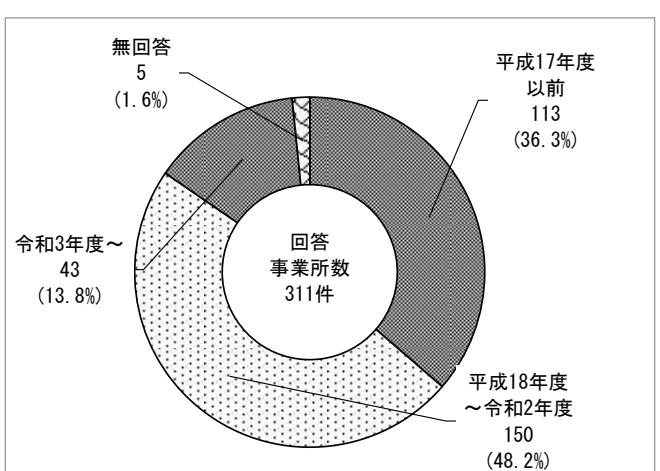


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 排出抑制及びリサイクルの取組みをしてい る。	81 (38.0%)	39 (20.3%)	8 (27.6%)	59 (21.0%)	187 (26.2%)
2 排出抑制の取組みをしている。	35 (16.4%)	33 (17.2%)	5 (17.2%)	51 (18.1%)	124 (17.3%)
3 リサイクルの取組みをしている。	56 (26.3%)	48 (25.0%)	9 (31.0%)	52 (18.5%)	165 (23.1%)
4 取り組んでいない。	37 (17.4%)	59 (30.7%)	6 (20.7%)	106 (37.7%)	208 (29.1%)
無回答	4 (1.9%)	13 (6.8%)	1 (3.4%)	13 (4.6%)	31 (4.3%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(2) 取組開始時期

①排出抑制

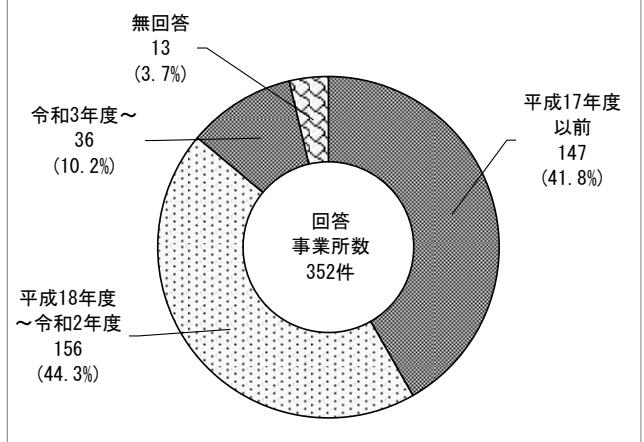
(1)で排出抑制の「取組みをしている」と回答した事業所 311 件について、排出抑制の取組みを開始した時期をみると、「平成 18 年度～令和 2 年度」(48.2%) が最も多く、次いで「平成 17 年度以前」(36.3%)、「令和 3 年度～」(13.8%) の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 平成17年度以前	36 (31.0%)	28 (38.9%)	8 (61.5%)	41 (37.3%)	113 (36.3%)
2 平成18年度～令和2年度	62 (53.4%)	31 (43.1%)	4 (30.8%)	53 (48.2%)	150 (48.2%)
3 令和3年度～	17 (14.7%)	12 (16.7%)	1 (7.7%)	13 (11.8%)	43 (13.8%)
無回答	1 (0.9%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)	5 (1.6%)
計	116 (100.0%)	72 (100.0%)	13 (100.0%)	110 (100.0%)	311 (100.0%)

②リサイクル (H26 は再生利用)

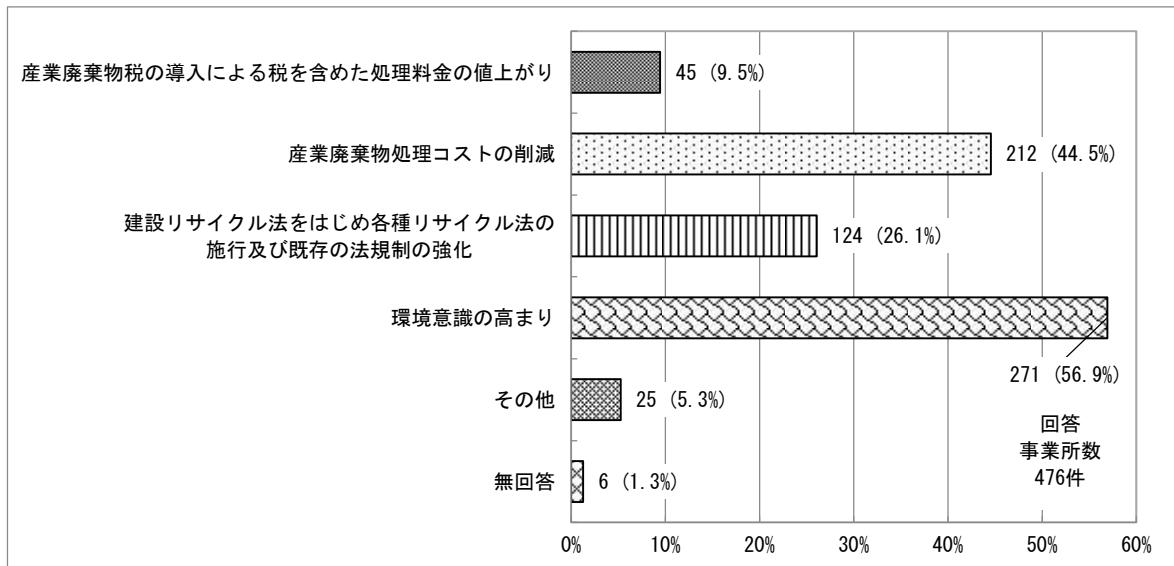
(1)でリサイクルの「取組みをしている」と回答した事業所 352 件について、リサイクルの取組みを開始した時期をみると、「平成 18 年度～令和 2 年度」(44.3%) が最も多く、次いで「平成 17 年度以前」(41.8%)、「令和 3 年度～」(10.2%) の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 平成17年度以前	42 (30.7%)	39 (44.8%)	10 (58.8%)	56 (50.5%)	147 (41.8%)
2 平成18年度～令和2年度	82 (59.9%)	32 (36.8%)	6 (35.3%)	36 (32.4%)	156 (44.3%)
3 令和3年度～	11 (8.0%)	10 (11.5%)	1 (5.9%)	14 (12.6%)	36 (10.2%)
無回答	2 (1.5%)	6 (6.9%)	0 (0.0%)	5 (4.5%)	13 (3.7%)
計	137 (100.0%)	87 (100.0%)	17 (100.0%)	111 (100.0%)	352 (100.0%)

(3) 取組みの動機（複数回答有）

何らかの取組みをしている事業所(476 件)のうち、その動機についての回答をみると、「環境意識の高まり」(271 件、56.9%)が最も多く、次いで「産業廃棄物処理コストの削減」(212 件、44.5%)、「建設リサイクル法をはじめ各種リサイクルの施行及び既存の法規制の強化」(124 件、26.1%)、「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」(45 件、9.5%)の順になっている。

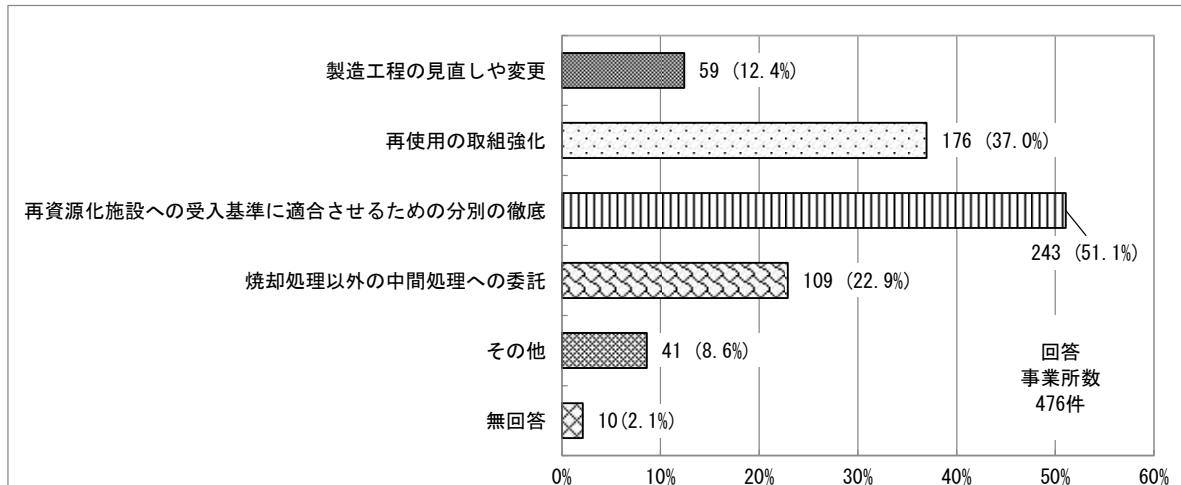


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	17 (9.9%)	13 (10.8%)		15 (9.3%)	45 (9.5%)
2 産業廃棄物処理コストの削減	75 (43.6%)	63 (52.5%)	13 (59.1%)	61 (37.7%)	212 (44.5%)
3 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクルの施行及び既存の法規制の強化	76 (44.2%)	17 (14.2%)		31 (19.1%)	124 (26.1%)
4 環境意識の高まり	90 (52.3%)	65 (54.2%)	11 (50.0%)	105 (64.8%)	271 (56.9%)
5 その他	2 (1.2%)	14 (11.7%)	3 (13.6%)	6 (3.7%)	25 (5.3%)
無回答	4 (2.3%)	1 (0.8%)		1 (0.6%)	6 (1.3%)
計	264 (153.5%)	173 (144.2%)	27 (122.7%)	219 (135.2%)	683 (143.5%)
回答事業所数	172	120	22	162	476

5. その他の回答
分別しなければ、中間処理業者が受け取らない為。
ISO14001環境マネジメントシステム認証取得が動機。
「沖縄県環境保全率先実行計画」の策定。
書類の電子化。
自社にて焼却炉を設置し、焼却処分を行い排出量を削減。

(4) 排出抑制・リサイクルの取組みの内容（複数回答有）

排出抑制・リサイクルの取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」(243件、51.1%)が最も多く、次いで「再使用の取組強化」(176件、37.0%)、「焼却処理以外の中間処理への委託」(109件、22.9%)、「製造工程の見直しや変更」(59件、12.4%)の順になっている。

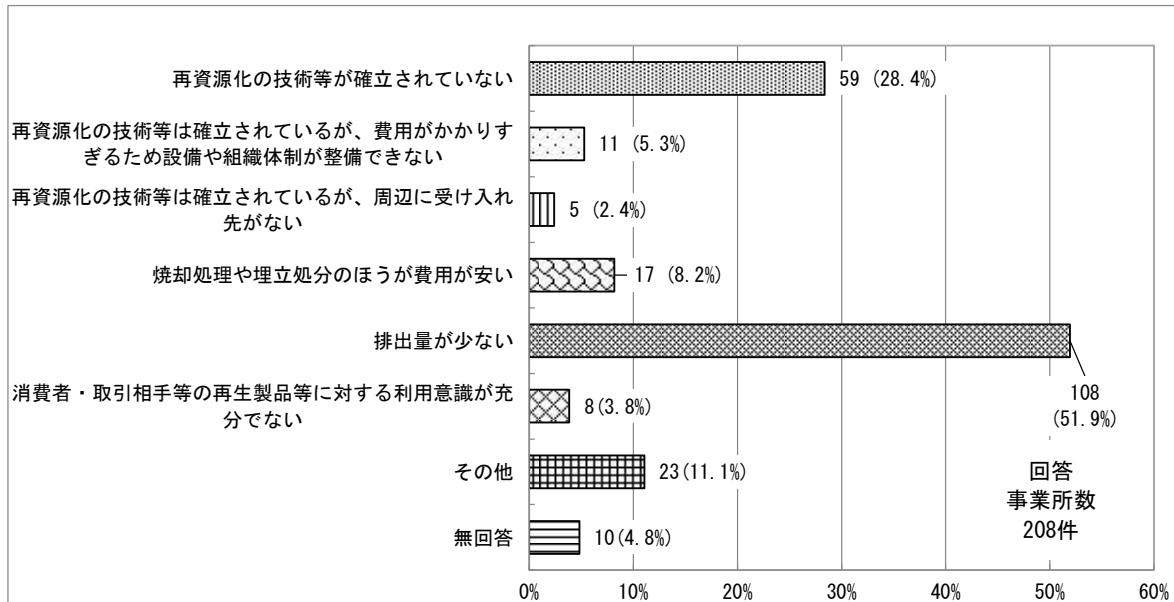


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 製造工程の見直しや変更	5 (2.9%)	39 (32.5%)	4 (18.2%)	11 (6.8%)	59 (12.4%)
2 再使用の取組強化	57 (33.1%)	44 (36.7%)	5 (22.7%)	70 (43.2%)	176 (37.0%)
3 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	122 (70.9%)	50 (41.7%)	6 (27.3%)	65 (40.1%)	243 (51.1%)
4 焼却処理以外の中間処理への委託	47 (27.3%)	26 (21.7%)	4 (18.2%)	32 (19.8%)	109 (22.9%)
5 その他	1 (0.6%)	16 (13.3%)	5 (22.7%)	19 (11.7%)	41 (8.6%)
無回答	3 (1.7%)	1 (0.8%)		6 (3.7%)	10 (2.1%)
計	235 (136.6%)	176 (146.7%)	24 (109.1%)	203 (125.3%)	638 (134.0%)
回答事業所数	172	120	22	162	476

5. その他の回答
ペーパーレス化。メーカー返却による再利用。
お客様に持込禁止品の案内を強化。
農地還元により農業従事者へ汚泥肥料を提供している。
製造ラインの安定移動(改善による取り組み)。
木くず(おかくず)個人で営んでる畜産業糞へ無償提供している。牛小屋も糞尿の敷料。
グリーン購入。
分別の強化により、自社にて焼却炉を設置し、焼却処分を排出量を削減。
ホルマリンの溶液の中和。
廃油を清浄して燃料へ転換する事により排出量を抑制。
弊社で処理施設(破碎)を構え、破碎後、チップを発酵させ、土壌改良材として農家へ販売し、リサイクルを行っている。
水処理や汚泥処理の運転管理等による汚泥の減量化。
リサイクル製品の製造、販売。
古紙リサイクル

(5) 排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由（複数回答有）

排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由については、「排出量が少ない」(108件、51.9%)が最も多く、次いで「再資源化の技術等が確立されていない」(59件、28.4%)、「その他」(23件、11.1%)、「焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い」(17件、8.2%)の順になっている。

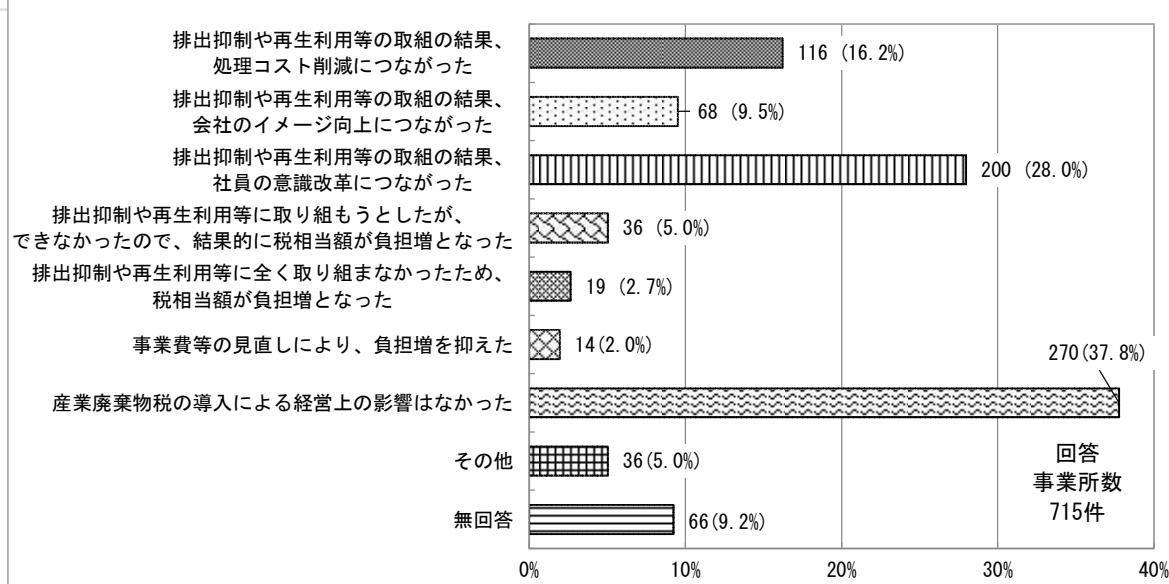


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 再資源化の技術等が確立されていない	11 (29.7%)	14 (23.7%)		34 (32.1%)	59 (28.4%)
2 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない	2 (5.4%)	5 (8.5%)		4 (3.8%)	11 (5.3%)
3 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない	1 (2.7%)	4 (6.8%)			5 (2.4%)
4 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い	2 (5.4%)	3 (5.1%)		12 (11.3%)	17 (8.2%)
5 排出量が少ない	20 (54.1%)	33 (55.9%)	3 (50.0%)	52 (49.1%)	108 (51.9%)
6 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない	2 (5.4%)	1 (1.7%)		5 (4.7%)	8 (3.8%)
7 その他	6 (16.2%)	4 (6.8%)	3 (50.0%)	10 (9.4%)	23 (11.1%)
無回答		5 (8.5%)		5 (4.7%)	10 (4.8%)
計	44 (118.9%)	69 (116.9%)	6 (100.0%)	122 (115.1%)	241 (115.9%)
回答事業所数	37	59	6	106	208

7. その他の回答
汚泥排出量は、水源の水質に影響されるため抑制できない。
廃棄物についても感染などの問題があるためリサイクルは困難。
運搬時間・人が確保、出来ていない為。
工事材料残材や木・アスファルト・コンクリート等が工事現場では必ず発生する為、工事の規模による原因が大きい為、排出抑制が困難。

(6) 税導入の影響（複数回答有）

産業廃棄物税の導入による経営上の影響については、「産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった」(270件、37.8%)が最も多く、次いで「排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった」(200件、28.0%)、「排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった」(116件、16.2%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった	42 (19.7%)	37 (19.3%)	3 (10.3%)	34 (12.1%)	116 (16.2%)
2 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった	29 (13.6%)	21 (10.9%)	1 (3.4%)	17 (6.0%)	68 (9.5%)
3 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった	88 (41.3%)	52 (27.1%)	2 (6.9%)	58 (20.6%)	200 (28.0%)
4 排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかつたので、結果的に税相当額が負担増となつた	4 (1.9%)	12 (6.3%)		20 (7.1%)	36 (5.0%)
5 排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかつたため、税相当額が負担増となつた	6 (2.8%)	4 (2.1%)	1 (3.4%)	8 (2.8%)	19 (2.7%)
6 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた	4 (1.9%)	2 (1.0%)		8 (2.8%)	14 (2.0%)
7 産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった	65 (30.5%)	71 (37.0%)	12 (41.4%)	122 (43.4%)	270 (37.8%)
8 その他	7 (3.3%)	8 (4.2%)	8 (27.6%)	13 (4.6%)	36 (5.0%)
無回答	10 (4.7%)	25 (13.0%)	2 (6.9%)	29 (10.3%)	66 (9.2%)
計	255 (119.7%)	232 (120.8%)	29 (100.0%)	309 (110.0%)	825 (115.4%)
回答事業所数	213	192	29	281	715

7. その他の回答

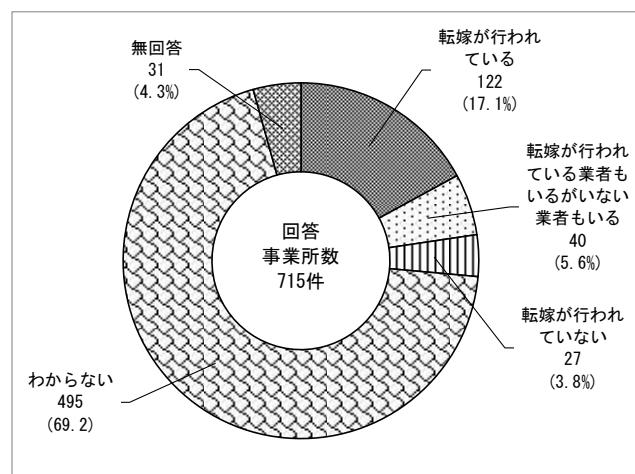
排出抑制やリサイクル等に取り組んだが、事業規模の拡大(売上増加)により、結果的に税相当額の増加があった。

分別を行つたが、負担減には至らなかつた。

10. 産業廃棄物税の制度について

(1) 中間処理業者からの税の転嫁の状況

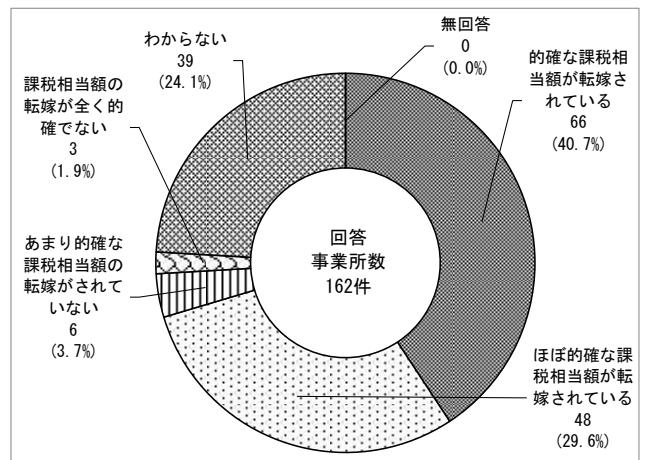
中間処理業者からの税の転嫁の状況については、「わからない」(69.2%)が最も多いものの、「転嫁が行われている」は約2割(17.1%)となっている。なお、「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」(5.6%)や「転嫁が行われていない」(3.8%)は1割以下となっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 転嫁が行われている	59 (27.7%)	24 (12.5%)	4 (13.8%)	35 (12.5%)	122 (17.1%)
2 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる	22 (10.3%)	7 (3.6%)		11 (3.9%)	40 (5.6%)
3 転嫁が行われていない	6 (2.8%)	7 (3.6%)	3 (10.3%)	11 (3.9%)	27 (3.8%)
4 わからない	122 (57.3%)	139 (72.4%)	21 (72.4%)	213 (75.8%)	495 (69.2%)
無回答	4 (1.9%)	15 (7.8%)	1 (3.4%)	11 (3.9%)	31 (4.3%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

(2) 税の転嫁の的確性

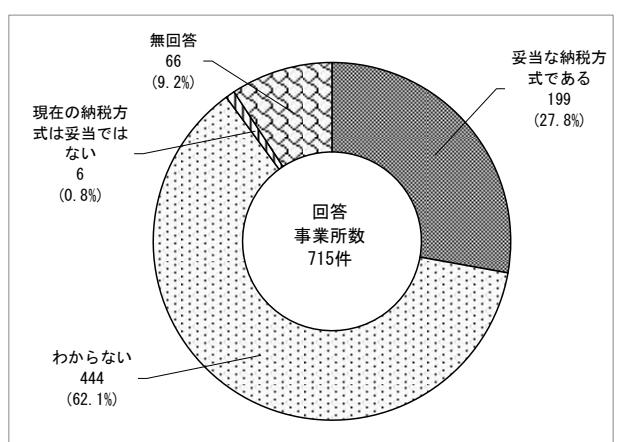
(1) で転嫁が行われていると回答のあった 162 件について、税の転嫁の的確性をみると、「的確な課税相当額が転嫁されている」(40.7%) が最も多く、次の「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」(29.6%) を合わせると、7割(70.4%) が的確と判断していることがうかがえる。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 的確な課税相当額が転嫁されている	35 (43.2%)	14 (45.2%)	3 (75.0%)	14 (30.4%)	66 (40.7%)
2 ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている	25 (30.9%)	8 (25.8%)	1 (25.0%)	14 (30.4%)	48 (29.6%)
3 あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない	4 (4.9%)	1 (3.2%)		1 (2.2%)	6 (3.7%)
4 課税相当額の転嫁が全く的確でない	2 (2.5%)	1 (3.2%)		0 (0.0%)	3 (1.9%)
5 わからない	15 (18.5%)	7 (22.6%)		17 (37.0%)	39 (24.1%)
無回答					
計	81 (100.0%)	31 (100.0%)	4 (100.0%)	46 (100.0%)	162 (100.0%)

(3) 納税方式

現在の納税方式の妥当性については、「わからない」が 6 割以上(62.1%)、「妥当な納税方式である」が約 3 割(27.8%) を占めている。なお、「現在の納税方式は妥当ではない」は 0.8% にとどまっている。

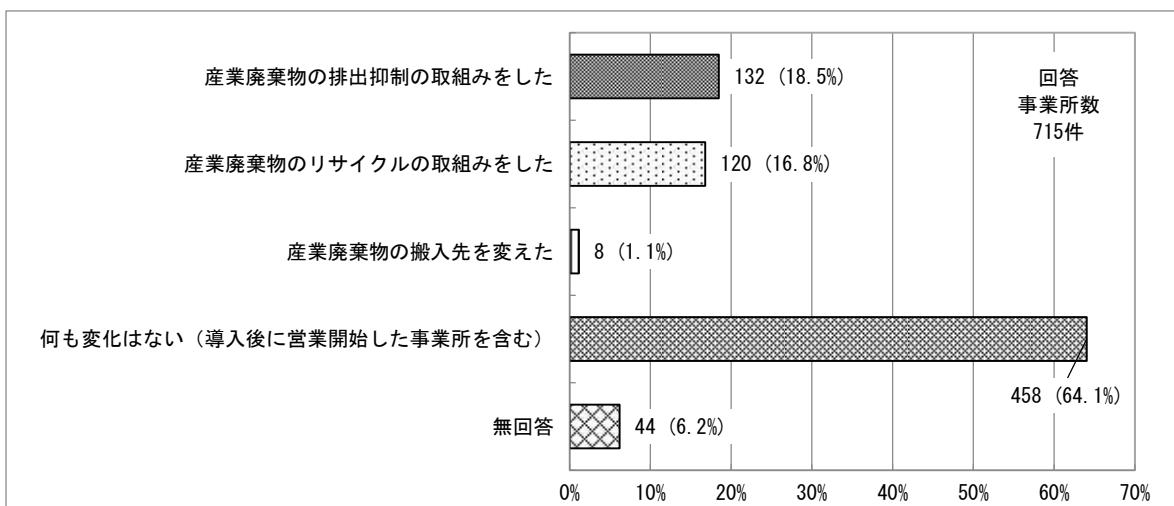


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 妥当な納税方式である	70 (32.9%)	54 (28.1%)	11 (37.9%)	64 (22.8%)	199 (27.8%)
2 わからない	120 (56.3%)	113 (58.9%)	15 (51.7%)	196 (69.8%)	444 (62.1%)
3 現在の納税方式は妥当ではない	4 (1.9%)		1 (3.4%)	1 (0.4%)	6 (0.8%)
無回答	19 (8.9%)	25 (13.0%)	2 (6.9%)	20 (7.1%)	66 (9.2%)
計	213 (100.0%)	192 (100.0%)	29 (100.0%)	281 (100.0%)	715 (100.0%)

11. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物税の導入後における変化（複数回答有）

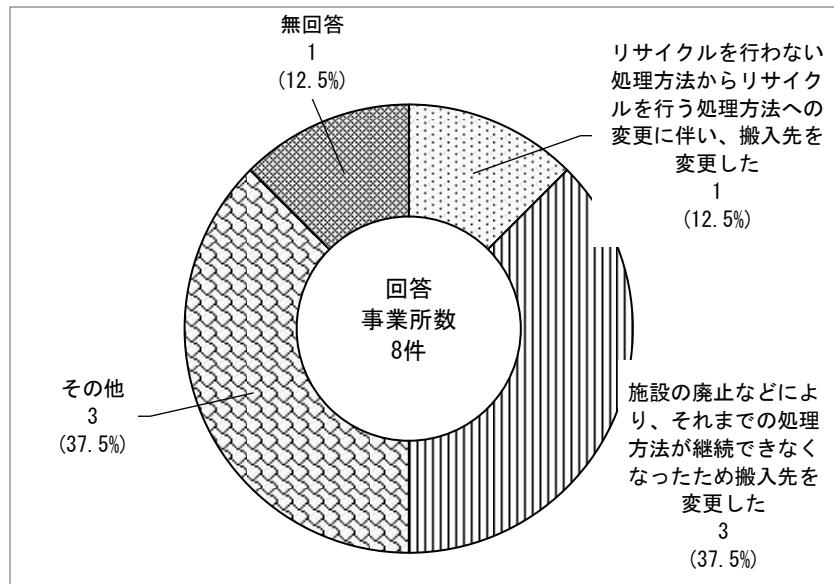
産業廃棄物税の導入後における変化については、「何も変化はない（導入後に営業開始した事業所を含む）」（458 件、64.1%）が最も多く、次いで「産業廃棄物の排出抑制の取組みをした」（132 件、18.5%）、「産業廃棄物のリサイクルの取組みをした」（120 件、16.8%）の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした	56 (26.3%)	34 (17.7%)	4 (13.8%)	38 (13.5%)	132 (18.5%)
2 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした	63 (29.6%)	29 (15.1%)	2 (6.9%)	26 (9.3%)	120 (16.8%)
3 産業廃棄物の搬入先を変えた	2 (0.9%)	3 (1.6%)		3 (1.1%)	8 (1.1%)
4 何も変化はない（導入後に営業開始した事業所を含む）	106 (49.8%)	120 (62.5%)	23 (79.3%)	209 (74.4%)	458 (64.1%)
無回答	9 (4.2%)	20 (10.4%)	1 (3.4%)	14 (5.0%)	44 (6.2%)
計	236 (110.8%)	206 (107.3%)	30 (103.4%)	290 (103.2%)	762 (106.6%)
回答事業所数	213	192	29	281	715

(2) 産業廃棄物の搬入先を変更した理由

(1) で搬入先を変えたと回答のあった8件について、産業廃棄物を処理する場所を変更した理由をみると、「施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した」と「その他」(3件、37.5%)が最も多く、次いで「リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した」となっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした					
2 リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した				1	1
3 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した		2 (66.7%)		1 (33.3%)	3 (37.5%)
4 1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した					
5 その他	1 (50.0%)	1 (33.3%)		1 (33.3%)	3 (37.5%)
無回答	1 (50.0%)				1 (12.5%)
計	2 (100.0%)	3 (100.0%)		3 (100.0%)	8 (100.0%)

5. その他の回答

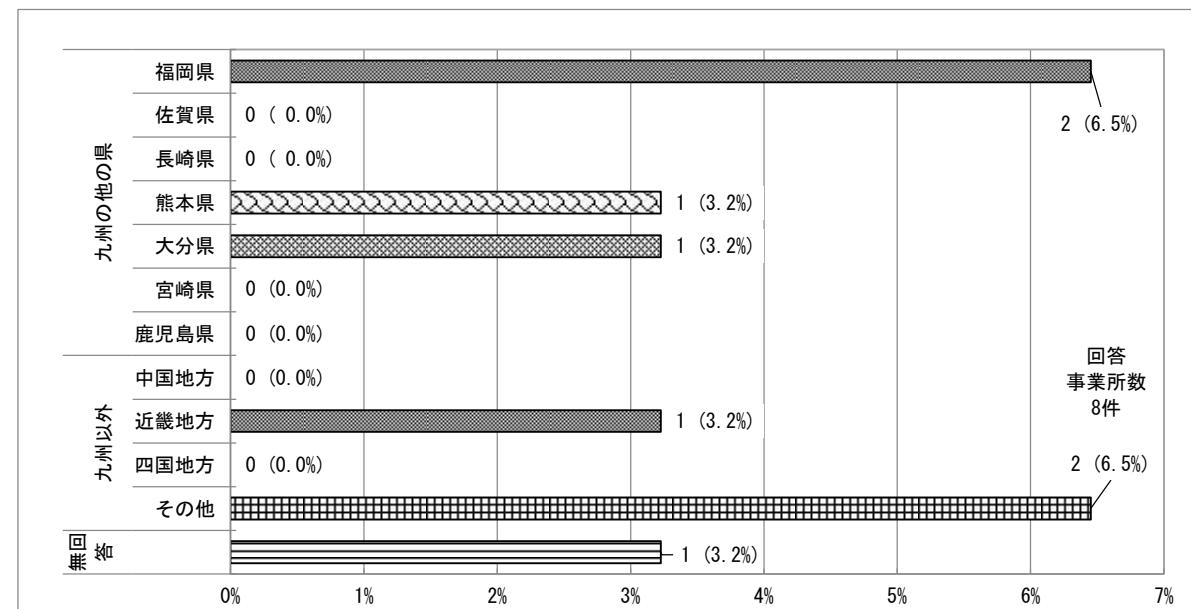
地元企業への処理(有効利用)だけでは間に合わないため、自社設備のある県外へ搬出先を追加した。

産廃コンサルティング会社との契約変更時に処理施設業者も変更。

(3) 変更後の搬入先（複数回答有）

変更後の搬入先については、九州の他の県では「福岡県」(2件、6.5%)が最も多く、次いで「熊本県」と「大分県」(1件、3.2%)となっている。

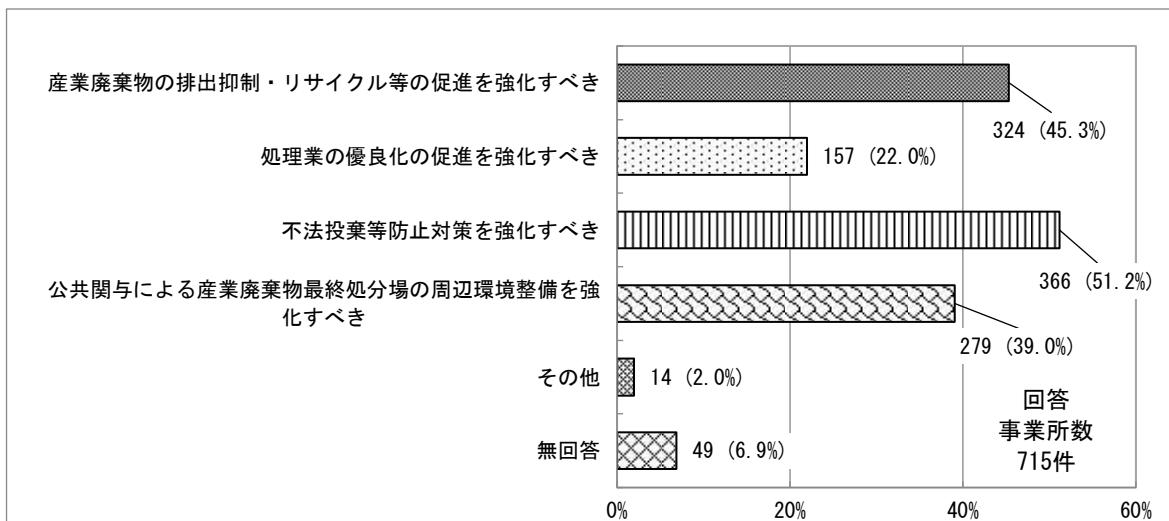
また、九州以外では「その他」(2件、6.5%)が最も多く、次いで「近畿地方」(1件、3.2%)となっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 福岡県	1	1			2
	(50.0%)	(33.3%)			(25.0%)
2 佐賀県					
3 長崎県					
4 熊本県	1				1
	(50.0%)				(12.5%)
5 大分県			1		1
			(33.3%)		(12.5%)
6 宮崎県					
7 鹿児島県					
1 中国地方					
2 近畿地方		1			1
		(33.3%)			(12.5%)
3 四国地方					
4 その他			2		2
			(66.7%)		(25.0%)
無回答		1			1
		(33.3%)			(12.5%)
計	2	3	3	3	8
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
回答事業所数	2	3	0	3	8

12. 産業廃棄物税の税収使途について（複数回答有）

今後の産業廃棄物税の税収使途については、「不法投棄等防止対策を強化すべき」(366件、51.2%)が最も多く、次いで「産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき」(324件、45.3%)、「公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化すべき」(279件、39.0%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき	102 (47.9%)	76 (39.6%)	10 (34.5%)	136 (48.4%)	324 (45.3%)
2 処理業の優良化の促進を強化すべき	38 (17.8%)	36 (18.8%)	6 (20.7%)	77 (27.4%)	157 (22.0%)
3 不法投棄等防止対策を強化すべき	115 (54.0%)	99 (51.6%)	9 (31.0%)	143 (50.9%)	366 (51.2%)
4 公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化すべき	84 (39.4%)	64 (33.3%)	14 (48.3%)	117 (41.6%)	279 (39.0%)
5 その他	1 (0.5%)	5 (2.6%)	2 (6.9%)	6 (2.1%)	14 (2.0%)
無回答	9 (4.2%)	22 (11.5%)	1 (3.4%)	17 (6.0%)	49 (6.9%)
計	349 (163.8%)	302 (157.3%)	42 (144.8%)	496 (176.5%)	1,189 (166.3%)
回答事業所数	213	192	29	281	715

5. その他の回答
最終処分場を増やす。
海洋汚染にならない用。県民の意識を高める告知やキャンペーンの実施をお願いします。
排出事業者が処分費(税)を支払っているので、もっとリサイクルに取り組んだ業者に還元されるべきと考えます。もつと言えば受注者さんにもリサイクルの費用を払って貰っているので、しっかり取り組んだ発注者さんは、評価されるべきだと思います。
自社リサイクル等、自社設備への補助金の強化。
産廃処分費用増により、企業または、家庭での産廃の放置や不法投棄に直結している。企業を対象に簡易的な焼却設備の無償、貸出しや安定でのリース。捨てる側の背景に沿った法的整備をしてほしい。

13. 産業廃棄物税に関する意見

産業廃棄物税に関する自由意見を取りまとめると、以下のとおりである。

業種名	自由意見欄
建設業	離島地域の工場現場で発見した、村内で処理できない30~40kg程度の微々たる産業廃棄物をダンブラックにガラガラに載せて海上運搬、陸送運搬までの処分経費がかなり負担になっています。それにプラスして産業廃棄物税は、負担要因だと思います。離島にも細かく処理できる施設が必要だと思いました。
	沖縄県は土地も狭く、海洋埋立ても難しい状況もあり、最終処分場確保は難しいかだと思います。産廃の最終処分の方法として埋立てではなく、製鉄所の溶鉱炉(電炉)で処分する方法があり(一部の業者で実施済み)、アスペストを含むあらゆる産廃が処分できます。残渣は出ますが、残渣は路面材として再利用されており、結果ほぼ完全にリサイクルできるような取り組みも聞いています。沖縄県にも製鉄所がありますので、上記のように溶鉱炉で産廃の処分が出来るようになれば良いと思います。
	環境にとって良い方向に使って頂ければと思います。
	産廃をリサイクル資源に変える開発に使って欲しい。
	優良業者等に何らかの恩恵等を受ける措置があると良いと思う。
	産業廃棄物税の導入に賛成ですが、その税金の使い道を公表してほしいです。沖縄県内での循環型社会の形成は離島を含めて膨大な資金が必要になってきます。その際に排出業者からだけ税金を徴収するのは不公平だと感じます。不法投棄も増えると思います。
	調査をする場合、元請工事の実績のある業者などに絞り込む等工夫してほしい。ランダムに送付して良い結果ができるとは思えない。税金の無駄遣いと言われかねない。この調査にも費用がかかっているのだろうから。
	自社で取り組む(リサイクル、分別)ことは、迷惑にならないよう社会的なモラルとして、それなりに行っているが、人件費やスペース、運搬のコストがかかるので委託業者にお願いし対応しております。また、税や管理を強制するだけでなく、ある程度の評価なども行き、民間を表彰するといった取り組みも必要だと思います。その上で補助金対策もお願いしたいです。
	当社は下水道施設関連の公共事業を主とした事業所です。産業廃棄物の抑制には適切な処理と再生建材等の利用を広告段階で明記し、その必要経費(税)を設計金額に反映することが最も効果があると考えます。
	ISO14001(環境)を取得の際に、環境を保護し弊社の様な製造業は特に環境に対する取り組みを行う業種だと実感致しました。その中の産業廃棄物で、この様に税が強化され使用されている現状を知る事が今回出来ました。環境問題は、行政(社会)や企業が取り組まないと改善出来ず、企業は処理業者に頼る部分が多くあるので、その処理業者が円滑に尚且つ適正な処理が行える整備をしないといけないと思います。それに伴う税であれば良い事だと思います。この場をかりて質問なのですが、県が処理業者に発行する「産業廃棄物処分業許可書」等の発行が遅れている様なのですが、何か理由があるのでしょうか。各処理業者に確認した際、申請書はすでに提出しているのですが許可書が届いていない状態だそうです。もし、お分かりになればと思い質問させて頂きます。宜しくお願ひ致します。
製造業	産業廃棄物税は、産業廃棄物処理業者の受け入れ拡大や、処理能力の向上等の支援に使用して欲しい。
	価格転嫁されても気が付いていないだけかもしれません、周知が足りていない気がします。
	・アンケートの電子ファイルが使いにくい。PDF、Word、どちらでも。
	・ブルダウン形式の方が良いと思います。
	・調査票の文字が読みにくい。行間がせまい。
	もう少し回答しやすいアンケート方法を宜しくお願ひします。
	1. 農地からの赤土、草、木や生活排水、農薬肥料等の流失防止にも県は取り組んで欲しい。 2. 豊かな海(魚、海藻、サンゴ礁の多様性の生き物がすむ海)を守り水産業、観光業の発展、成長に繋げて下さい。
	このアンケートフォーマットは非常に書きづらく、○をつけるのも图形を貼り付けするなど面倒でした。電子提出を推進する立場として今回のベストだと思っていますか。作成者が作りやすい様にするのではなく、回答者が提出しやすいフォーマットにするようにしてください。Google formsやQuestantの方が適していると思います。
	今後も、産業廃棄物の減少化を意識して、事業を推進していきたい。
	可能な限り電子ファイルでの提出のことですが、この調査票が丸で囲う回答方法になっており、ワード上で非常に回答を作成しにくい物になっています。番号の丸囲いでレイアウトが崩れる点や、そもそも番号が一部、段落で作成されておりワードで文字の丸囲いが出来ないなど、電子ファイルで回答しやすく改善していただきたいです。回答番号を記入する等の方法であれば、より素早く回答が作成できると思います。
電気・ガス・熱供給・水道業	発電所運営に伴う副産物として燃え殻、ばいじんが大量に発生します。現在は委託関係と協力し、路盤材やコンクリート混和材として、再生利用を行っています。しかし、ゆいくる認定の登録が出来ておらず、低価格での販売になっており、苦労を強いられているのが現状です。ゆいくる認定では前例がないということで、必要書類を提出しても通らないと伺っております。基準の適正化と人により承認基準が変わらない運用にできるようにしてほしいと思います。以上のことから改善されることにより、再生利用が促進されると思います。
	金武町下水道事業は、農業集落排水となっており、浄化槽法上の浄化槽となっていることから、発生する汚泥は産業廃棄物ではなく一般廃棄物であり、排水処理施設から発生する余剰汚泥は、資源循環計画にもとづき堆肥化し農地へ還元しています。
情報通信業	複雑なのでよくわかりません。
運輸業、郵便業	産業廃棄物税は、環境問題を悪化させない為に必要だと思います。
卸売業、小売業	道路を走っていると、自動車や自転車など廃棄物の不法投棄が目立ちます。納税を怠ることを理由から不法投棄を行っているものでないかと推察されます。不法投棄が目立つ業界団体に対し、申し懃や改善要求を進め、何か問題か確認をお願いします。また在日外国人による不法投棄も年々増加傾向です。日本に移住するためルール徹底をどのように進めるか、基本犯罪者は強制に帰国させるなど、強制的に推し進めないと、日本の住民と公平感が保てない。不法投棄は、そのきっかけとなりうるものを感じます。
	産業廃棄物に関しては、マニフェストなどにより、だいぶ管理されるようになってきたと思う。特にリサイクル資材の利用など業種によっては、RRRが、だいぶ進んでいると思う。しかし当社のような観光客を受け入れる事業所においては進まない分野の様に感じる。島の中で買った物の多くを帰りに捨てて行く人の多い事。シュノーケルセットやタオル類、中には、どう見てもホテルから持ち出して来たと思われるバスタオルなどモラルを疑う事態となっている。観光リサイクル制度みたいな。空港でシュノーケルなどを借りて、帰りに返す様な取り組みがあれば少しさはゴミになる物も減るのでは。レンタルboxを設置するとか何か良いアイデアがあると良いのに。観光ゴミについて考えて下さい。事業者頼みだけでは難しいのでは。

業種名	自由意見欄
宿泊業、飲食サービス業	<p>産業廃棄物税の取り組みは良いのですが、あまり浸透していない様に感じます。まだまだ知らない方も多々おられますので、周知方法を検討して下さい。ご検討よろしくお願ひいたします。</p> <p>産業廃棄物の抑制、リサイクルの強化につながるのであれば、推進すべき。</p>
サービス業(他に分類されないもの)	<p>法律に従って産業廃棄物を処理すれば、処理費用に上乗せして税金まで負担しなければならない。一方、法律や環境を無視して産業廃棄物を違法に処分している事業者は費用も税金も負担していない。正直者がバカをみる仕組みには納得できない。きちんと取り締まってほしい。取り締まれないなら、何故そういう仕組みなののかと。ルールをつくれば皆が従ってくれる筈、という「性善説」ではなく、ルールを守らない者にどうやって守らせるのか、どういう仕組みで効率的に摘発して罰を与えるのかという部分も最初からしっかりと制度設計して、実行してほしい。</p> <p>離島の輸送(船便)についても考えてほしい。</p> <p>正直ごみにお金や税金を支払うというには抵抗があるが、それだけ意識と危機感が必要なのだと思う。ただ、実際にはゼロにすることは難しいく、分別も年々細かくなって、なかなか対応仕切れないのが現状。税金に関しては正しく有効に使ってもらいたい。アメリカの様に日頃から一般のゴミとして、すべて受け入れて貰える様になったらありがたいが、そのためには多額の費用と施設が必要なのだろうと思います。</p>

第5章 産業廃棄物税導入について

第5章 産業廃棄物税導入について

本県では、産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を推進するため、平成18年(2006年)4月から産業廃棄物税を導入した。ここでは、税導入による影響や効果について考察する。

第1節 税導入前後の排出量及び処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

令和5年度(2023年度)の排出量は1,737千トンであり、平成17年度(2005年度)と比較して207千トン(10.7%)減少している。

平成17年度に対する令和5年度の処理・処分状況については、再生利用量が883千トン(排出量の45.4%)から824千トン(同47.5%)へ59千トンの減少、減量化量が837千トン(同43.1%)から812千トン(同46.8%)へ25千トンの減少、最終処分量は215千トン(同11.1%)から98千トン(同5.6%)へ117千トンの減少、その他は8千トン(同0.4%)から2千トン(同0.12%)へ6千トンの減少となっている。

表5-1-1 排出量及び処理・処分状況の推移

項目	年度	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		R5(2023)	H17年度に 対する 増減率(%)
			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		
排 出 量		1,944	100	1,937	100	1,875	100	1,826	100	1,842	100	1,737	100
再 生 利 用 量		883	45.4	908	46.9	912	48.6	910	49.8	893	48.5	824	47.5
減 量 化 量		837	43.1	854	44.1	826	44.0	853	46.7	878	47.7	812	46.8
最 終 処 分 量		215	11.1	164	8.4	121	6.5	61	3.4	69	3.8	98	5.6
そ の 他 量		8	0.4	11	0.6	17	0.9	2	0.1	1	0.1	2	0.1

注1) 表中の数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

注2) H17年度に対する増減率(%) = (R5年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

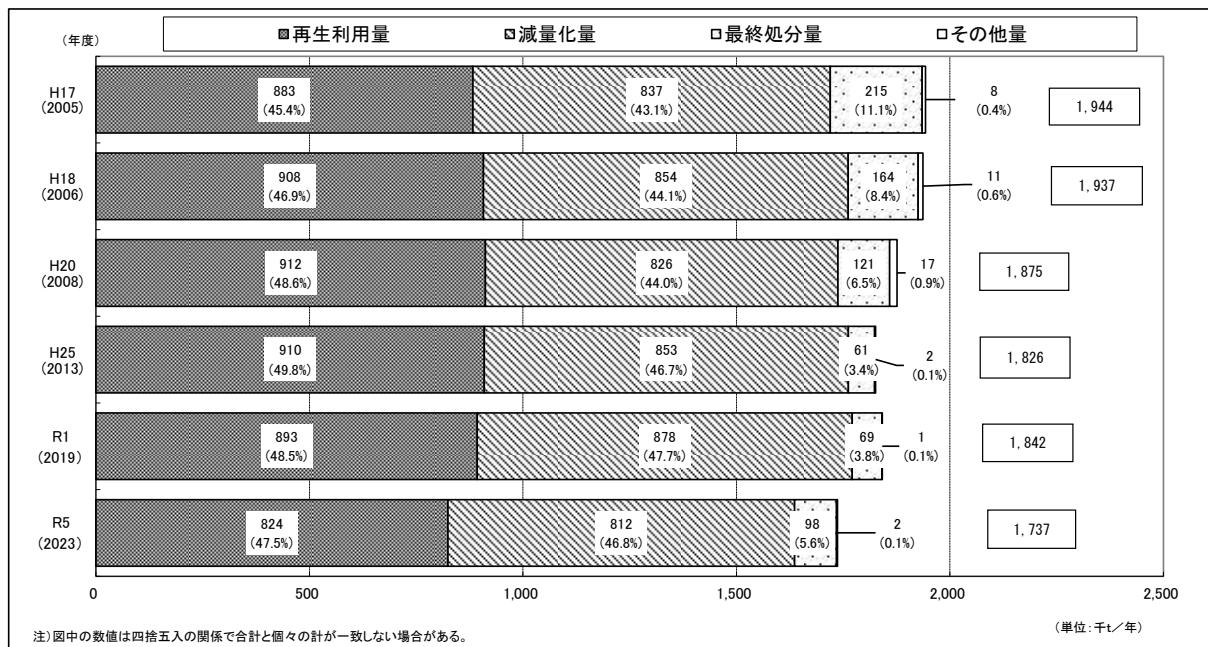


図5-1-1 排出量及び処理・処分状況の推移

1. 排出量

令和5年度(2023年度)の排出量は県全体で1,737千トンであり、平成17年度(2005年度:1,944千トン)と比較して207千トン(10.7%)減少している。これを主な種類でみると、汚泥、動植物性残さは増加しており、がれき類、ばいじん、木くずは減少している。

業種別にみると、製造業は増加しているが、電気・水道業及び建設業は減少している。

表5-1-2 種類別排出量の比較

種類	年度	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		R5(2023)		(単位:千トン/年)		
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	H17年度に対する増減量	H17年度に対する増減率(%)	H17年度に対する寄与度(%)
汚泥	812	41.8	883	45.6	910	48.5	890	48.7	873	47.4		901	51.9	89	10.9	4.6
がれき類	692	35.6	624	32.2	513	27.4	470	25.7	368	20.0		256	14.7	▲ 436	▲ 63.0	▲ 22.4
ばいじん	142	7.3	147	7.6	160	8.5	124	6.8	136	7.4		86	5.0	▲ 56	▲ 39.1	▲ 2.9
動植物性残さ	99	5.1	103	5.3	117	6.2	116	6.4	202	11.0		189	10.9	90	91.3	4.6
木くず	51	2.6	43	2.2	35	1.9	41	2.3	30	1.6		45	2.6	▲ 6	▲ 11.4	▲ 0.3
その他の種類	148	7.6	137	7.1	140	7.5	184	10.1	232	12.6		259	14.9	111	74.9	5.7
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,875	100.0	1,826	100.0	1,842	100.0		1,737	100.0	▲ 207	▲ 10.7	▲ 10.7

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R5年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R5年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

表5-1-3 業種別排出量の比較

業種	年度	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		R5(2023)		(単位:千トン/年)		
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	H17年度に対する増減量	H17年度に対する増減率(%)	H17年度に対する寄与度(%)
電気・水道業	837	43.1	895	46.2	961	51.3	939	51.4	900	48.8		821	47.3	▲ 16	▲ 2.0	▲ 0.8
建設業	792	40.7	715	36.9	599	31.9	548	30.0	478	25.9		380	21.9	▲ 412	▲ 52.0	▲ 21.2
製造業	268	13.8	281	14.5	269	14.3	306	16.7	422	22.9		495	28.5	227	84.8	11.7
その他の業種	47	2.4	46	2.4	46	2.5	33	1.8	43	2.3		41	2.3	▲ 6	▲ 13.4	▲ 0.3
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,875	100.0	1,826	100.0	1,842	100.0		1,737	100.0	▲ 207	▲ 10.7	▲ 10.7

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R5年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R5年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

2. 再生利用量

令和 5 年度(2023 年度)の再生利用量は県全体で 824 千トン(排出量の 47.5%)であり、平成 17 年度(2005 年度: 883 千トン、同 45.4%)と比較して量は 59 千トンの減少、率では 6.6% の減少となっている。

これを主な種類でみると、汚泥、ばいじん、動植物性残さ、木くずの再生利用量は増加しているが、がれき類の再生利用量では減少している。

表 5-1-4 種類別再生利用量の比較

(単位:千トン/年)

種類 \ 年度	H17 (2005)	H18 (2006)	H20 (2008)	H25 (2013)	R1 (2019)	R5 (2023)	H17年度に 対する増減量	H17年度に 対する増減率 (%)	H17年度に 対する寄与度 (%)
が れ き 類	672	609	502	455	358	230	▲ 442	▲ 65.8	▲ 50.1
汚 泥	79	115	132	79	83	129	50	63.1	5.6
ば い じ ん	54	87	103	120	131	69	15	27.0	1.7
動 植 物 性 残 さ	31	34	97	94	133	161	130	418.6	14.7
木 く ズ	28	22	22	30	24	37	9	30.8	1.0
そ の 他 の 種 類	19	41	56	132	164	200	181	951.7	20.5
合 計	883	908	912	910	893	824	▲ 59	▲ 6.6	▲ 6.6

注 1) H17年度に対する増減率 (%) = (R5年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注 2) H17年度に対する寄与度 (%) = (R5年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計（全体）の増減率に対して各項目（種類）の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

3. 最終処分量

令和 5 年度(2023 年度)の最終処分量は県全体で 98 千トン(排出量の 5.6%)となっており、平成 17 年度(2005 年度: 215 千トン、同 11.1%)と比較して量は 117 千トンの減少、率では 54.5% の減少となっている。

これを主な種類でみると、ばいじん、廃プラスチック類、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずのいずれも減少しており、特にばいじんは平成 17 年度に対する増減率がマイナス 80.7% と大幅に減少している。

表 5-1-5 種類別最終処分量の比較

(単位:千トン/年)

種類 \ 区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H20 (2008)	H25 (2013)	R1 (2019)	R5 (2023)	H17年度に 対する増減量	H17年度に 対する増減率 (%)	H17年度に 対する寄与度 (%)
ば い じ ん	88	60	58	4	5	17	▲ 71	▲ 80.7	▲ 33.0
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	26	21	12	15	13	7	▲ 19	▲ 73.5	▲ 8.9
が れ き 類	20	10	11	15	7	9	▲ 11	▲ 55.1	▲ 5.1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	17	11	12	17	4	10	▲ 7	▲ 40.8	▲ 3.2
そ の 他 の 種 類	64	62	28	10	40	55	▲ 9	▲ 14.2	▲ 4.2
合 計	215	164	121	61	69	98	▲ 117	▲ 54.5	▲ 54.5

注 1) H17年度に対する増減率 (%) = (R5年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

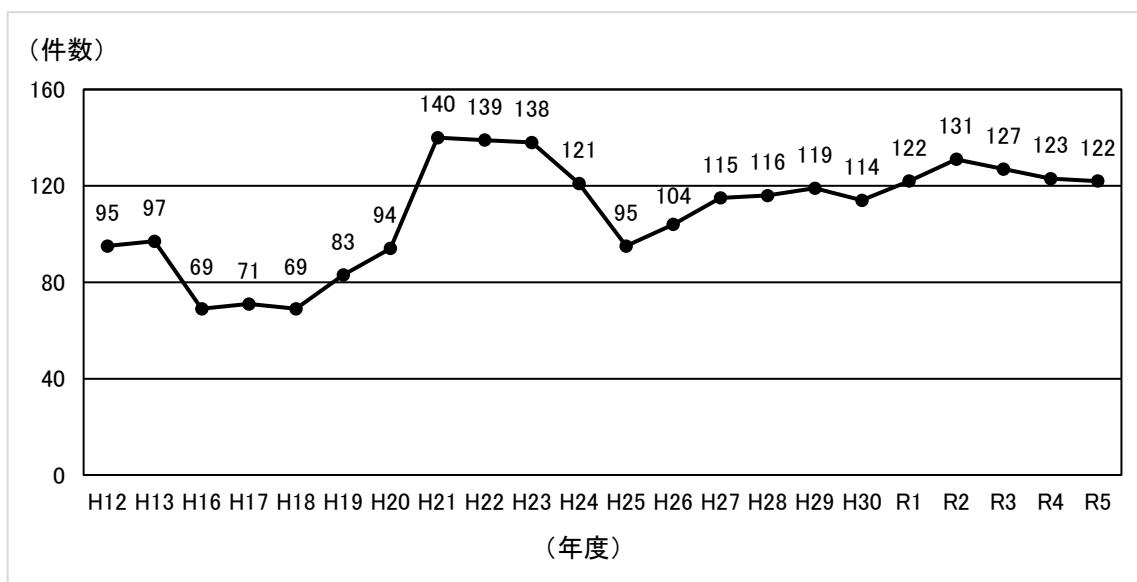
注 2) H17年度に対する寄与度 (%) = (R5年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計（全体）の増減率に対して各項目（種類）の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

第2節 税導入の影響・効果

1. 税導入の影響

税導入に伴い懸念された産業廃棄物の不法投棄件数(一般廃棄物を含む)の推移をみると、平成16年度(2004年度)から平成18年度(2006年度：産業廃棄物税導入年度)までは概ね70件前後で推移した後は増加する傾向にあり、特に平成20年度(2008年度)から翌年度にかけては急増した。その後、減少傾向が続き、平成26年度(2014年度)以降は再び増加傾向に転じ、平成30年度(2018年度)は一旦減少したが、令和元年度(2019年度)は増加し、令和3年度(2021年度)に減少傾向に転じた。



出典：「不法投棄実態調査 報告書」(令和7年3月 沖縄県環境部環境整備課)

図5-2-1 不法投棄件数(一般廃棄物を含む)の推移

2. 産業廃棄物量の推移による効果

図 5-2-2 に示す県内における産業廃棄物の状況は、産業廃棄物税導入以前の 2005 年度（平成 17 年度）と比較すると、排出量は平成 24 年度（2012 年度）以降、概ね横ばいで推移している。令和 5 年度（2023 年度）には減少し、データ期間中で最も低い排出量となっている。

再生利用量は、平成 20 年度（2008 年度）以降、概ね横ばいで推移していたが、令和 5 年度（2023 年度）は排出量の減少に比例して、低い水準となっている。

最終処分量は、令和元年度（2019 年度）以降、若干、増加傾向を示している。

令和 5 年度（2023 年度）における排出量の大幅な減少は、企業や事業所における廃棄物の発生抑制や、排出段階での分別徹底など、廃棄物管理に対する排出抑制意識の向上が要因として考えられる。

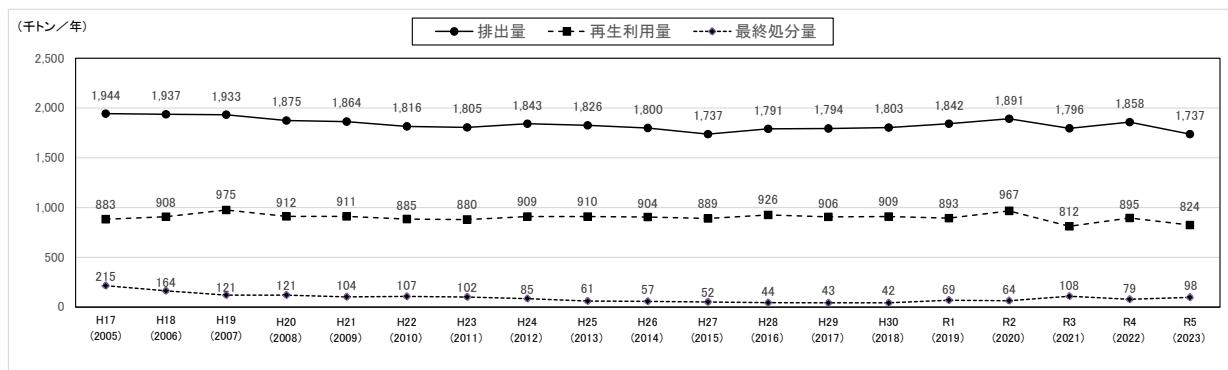


図 5-2-2 排出量、再生利用量、最終処分量の推移

3. 税収使途事業による効果

令和5年度（2023年度）における税収は50,120千円となり、昨年度と比べると3,100千円の増加となり、平成30年度（2018年度）から増加傾向にある。

税収から徴税経費を控除した額を産業廃棄物税基金に積み立て、「産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業」、「産業廃棄物処理業者優良化促進事業」、「廃棄物不法投棄対策事業」、「公共関与事業推進費」、「市町村産廃対策支援事業」などの施策に活用しており、税導入前と比較して本県の産業廃棄物に係る政策的な課題解決に向けた取組が強化されている。

表5－2－1 産業廃棄物税基金の運用状況

(単位：千円)

	実施期間 (年度)	平成18 ～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
産業廃棄物税調定額	①	551,743	54,104	48,371	37,980	31,347	26,888	27,581	38,817	39,653	41,234	47,020	50,120	
徴税経費（①の7%）	②	38,622	3,787	3,386	2,659	2,194	1,882	1,931	2,717	2,776	2,886	3,291	3,508	
基金積立税収（①-②）	③	513,121	50,317	44,985	35,322	29,153	25,006	25,650	36,100	36,877	38,347	43,729	46,612	
大口定期預金の利息	④	1,532	113	319	338	655	518	239	155	60	14	3	2	
基金積立金（③+④）	⑤	514,653	50,430	45,304	35,660	29,807	52,765	25,889	36,255	36,540	36,540	43,731	53,615	
充当事業（基金繰入金）	⑥	191,947	38,889	28,377	36,471	78,754	40,597	138,550	5,182	144,121	77,670	65,981	51,845	
7 産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業	※2	H18～	95,702	20,277	7,861	15,108	10,294	18,069	57	10,954	10,072	10,061	10,218	10,304
8 県産リサイクル製品利用促進事業		H18～21	1,293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9 廃棄物処理計画推進事業		H18～	17,497	2,712	1,163	2,622	2,711	2,447	2,516	4,670	820	799	878	—
10 循環型社会形成促進事業		H19～23	11,934	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11 産業廃棄物の固化成形による有効利用促進事業		H19	1,346	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
12 産業廃棄物処理業者優良化促進事業		H18～	12,238	1,480	1,495	1,387	1,327	1,356	1,373	1,411	1,006	1,411	1,603	1,793
13 廃棄物不法投棄対策事業		H18～	40,078	13,348	15,861	15,944	15,610	17,080	15,033	16,663	25,019	25,671	24,364	23,871
14 公共関与事業推進費		H18～	6,090	0	0	0	47,000	0	118,362	—29,176	102,401	35,170	25,001	10,884
15 市町村産廃対策支援事業		H19～	5,769	1,072	1,997	1,410	1,812	1,644	1,209	660	953	1,148	910	1,053
16 産業廃棄物実態調査事業		R2～	0	—	—	—	—	—	—	—	3,850	3,410	3,007	3,960
基金残高（歳出充当後） (前年度⑦+当年度⑤)-当年度⑥) ⑦		322,706	334,247	351,174	350,362	301,416	313,584	200,923	231,996	124,415	118,889	96,639	98,409	

※1 返納金27,242千円を含む。

注) 数値は四者五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

※2 平成30年度より「産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業」から事業改名。

※3 令和元年度執行額と平成30年度からの繰越後不用額を差し引いた金額。

※4 通年度積立額修正分-397千円を含む。

※5 通年度積立額修正分33,783千円を含む。

※6 通年度積立額修正分7,000千円を含む。

4. 事業者の意識と取組に対する効果

今回実施した排出事業者への意識調査において、税収の使途に対する要望を尋ねた（選択肢による）ところ、「不法投棄等防止対策を強化」、「産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化」、「公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化」を望む回答が多くなっている。

沖縄県の特性を踏まえ、今後もより一層効果的かつ積極的な税収使途事業を進めていく

ことが重要である。

また、排出事業者、処理業者への施策の広報・周知等、産業廃棄物税に関する理解を促進することも重要である。